

MOTHER
AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

VOL.83|2018-4

世界の児童と母性

[特集] 子どもの育ちと家庭
—今、問われる代替養育のありよう

特集 子どもの育ちと家庭 —今、問われる代替養育のありよう

ひとこと/編集委員長 早川 洋 …… 1

I. 総論—子どもの育ちと家庭

- 虐待と「家族」と社会制度の関わりについて ……ルポライター 杉山 春 …… 2
アタッチメント理論から見る子どもの育ちと家庭
…………… 東京大学大学院教育学研究科 教授 遠藤利彦 …… 7
乳幼児の家庭養育原則と新しい社会的養育ビジョン
……………福岡市こども総合相談センター 所長 藤林 武史 ……12

II. 支援現場における代替養育のありようを考える

施設における家庭的養護の現状と課題

- 乳児院/乳児院における「育ち」と「育て」—乳幼児の家庭的養育の実践と課題—
光と緑の園乳児院 副院長 金氏ひとみ ……17
- 児童養護施設/愛泉寮における「完全小舎制養護」と家庭的養護の今後のあり方
児童養護施設 愛泉寮 施設長 藤井美憲 ……21
- 児童心理治療施設/『ありふれた日々』の中で感じる家庭的養護
～児童心理治療施設で伝える“家庭”～
こどもの心のケアハウス 嵐山学園 女子棟主任 幾嶋健司 ……24
- 児童自立支援施設/児童自立支援施設における家庭的環境と小集団処遇の意味
—もうひとつの家庭的養護—
国立きぬ川学院 医務課長 富田 拓 ……28
- 児童発達支援センター/発達に心配のある子どもとその家族のために
—むぎのこ児童発達支援センターにおける家庭的養護を考える
社会福祉法人 妻の子会 むぎのこ児童発達支援センター 総合施設長 北川 聡子 ……32

里親・ファミリーホーム・養子縁組における家庭養護の現状と課題

- 里親/私が安心して里親が出来たのは～支援会議に支えられて～
長野県専門里親 北原 綾子 ……36
- ファミリーホーム/「新しい社会的養育ビジョン」から考えるファミリーホームのこれから
大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科 専任講師 山本真知子 ……39
- 養子縁組/子どもに合わせた声かけや環境づくりを—養子縁組による二人の子育てで学んだこと
大阪府里親連合会中央支部ひまわり里親会 会長 小池 晶子 ……42

孤立する子育て家庭を救いたい—日光市とNPO法人「だいじょうぶ」の取り組みから

……………認定特定非営利活動法人「だいじょうぶ」代表 畠山由美 ……47

子どもの貧困連鎖の打破をめざして—沖縄県南風原町『子ども元気ROOM』の活動から

……………沖縄県南風原町役場 民生部こども課 課長 前城 充 ……51

III. 国内外の動向

ニューロダイバーシティと代替養育……………京都大学霊長類研究所 教授 正高 信男 ……57

米国オレンジ郡に学ぶ家族再統合—ラップアラウンド導入の効果

……………大阪歯科大学医療保健学部 講師 久保 樹里 ……61

当事者にとっての“ノーマルシー(当たり前生活)”とは

—米国ケアリーバーの二人が問いかけるもの

- 里親制度の中の子どもや若者が夢を持ち、輝ける社会に
—「当たり前生活を!」、ユースの声が州や国を動かした ……ジニー・キー Jeannie kee ……67
- 同年代の子どもたちと同じような生活を送りたかった
—子どもにとって何が“当たり前”か、常に問いかけを ……エレナ・ジョーンズ Ellena Jones ……70

編集後記/担当編集委員 林 浩康 ……72



ひとこと

“良好な家庭的環境”とはどのようなものだろう？

83号より編集委員長を務めさせていただき早川と申します。よろしくお願いいたします。

本誌82号では児童福祉法の改正について、83号では法改正の柱である「家庭的養護」を取り上げました。法改正は「児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」と示しましたが、「良好な家庭的環境」とはどのようなものだろう？と私は思いました。一般には「大舎の施設より小規模施設、施設よりも家庭養護」と言われ、この論理を続けると「大家族よりも規模の小さな核家族の方が家庭的」となりますが、実際には必ずしもそうなるわけではありません。滝川一廣先生は82号で、現代の核家族の進展を背景に「子どもは『個人のもの』で、子育てとはそれぞれの家族個人が自立的・主体的に担うべき『私的(個的)な営み』だとする意識が(とりわけ70～80年代以降)ひろく根づいた。これが育児の社会的孤立やそれによる失調が増えた理由」と論破されており、養育への社会的支援が乏しい中での核家族の進展は、養育の孤立と子育て不調に繋がりがかねません。編集委員間でも家庭的養育について「本来、家庭的かどうかは施設の児童数の問題ではなく、中身が重要では？」との議論があり、「では、その中身とは？」という疑問を解き明かそうとしたのが83号です。



編集委員長 早川 洋

第I章の総論では、近著に「児童虐待から考える 社会は家族に何を強いてきたか」(朝日新書)がある杉山春先生に虐待死の取材から見た核家族と社会の変化について、次に遠藤利彦先生にアタッチメント理論から子どもの発達と家族について、そして「新しい社会的養育ビジョン」の作成に携わられた藤林武史先生にはビジョンの根拠と込めた思いについて記していただきました。私は遠藤先生の〈アタッチメントが「基本的信頼感、自立性の発達、共感性の発達」の3つが社会情緒的発達をもたらす〉とのご指摘に感銘を受けました。おそらく、この3つを可能とする環境こそが「良好な家庭的環境」と言え、藤林先生が指摘された「自分自身の存在感の問題(根っこなさ)」を抱えたような子が育ってしまうのはこの3つが育たない環境にあるからではないでしょうか。ただ、杉山先生が述べられているように「社会が個人に背負させたまま見ようとしなさい」のでは、家族は密室で危険な養育環境になってしまうでしょう。

続く第II章では実際の支援現場から、第III章では当事者など様々な観点から家庭養育・代替養育について述べていただきました。様々な現場からの報告が、「良好な家庭的環境とはどのようなものか」を考える視座となれば幸いです。

さて次の84号は、82号・83号で重要な視点となった「地域の子育て支援」について取り上げたいと思っております。ご期待ください。

I 総論—子どもの育ちと家庭

虐待と「家族」と 社会制度の関わりについて



すぎやま はる
ルポライター 杉山 春

【家族の機能が変わった】

虐待事件を取材しながら、目からウロコが落ちる思いをしたのは、「1970年代に完成した近代家族は、それ以前の家族とは異なる」という考えに触れたときだった。

近代家族の基本形は、夫が外に出て働き家計を支え、妻が子どもの養育などのケアを担う。高度経済成長期が終わった70年代に完成した。福祉は男性が勤務する企業が支える。健康保険証は家族単位で発行され、年金は夫婦単位で設計される。国が負うべき福祉の費用は低く抑えられた。

近代家族は1世代で終わる。男女が出会い、カップルになり、子どもを産み育て、自立させ、老い、終焉する。

なるほどと思った。

1945年の終戦当時、日本人の約半分が農家だった。家族は産業と分かち難く結びつき、土地や財産を次世代につなげる装置だった。子育ての仕組みは地縁血縁の中にあっただ。名付け親、帯親など、家族の外にも子どもを見守る目がある。子どもは畑で働く大人の傍らで育ち、やがて若者集団に所属する。14、5歳で性的に体が成熟すると、まもなくそれなりに仕事ができるようになり、成人した。

児童精神科医の滝川一廣さんは、拙著『児童虐待から考える 社会は家族に何を強いてきたか』のインタビューの中で、「子育ては昔に比べて手厚くな

っています。手薄な子育てより、手厚いにこしたことはないが、親が孤立して、狭い世界の中で子育てが行われています。親が何らかの形で力を失えば、一気に手厚い子育ては不利になります。それが虐待と呼ばれるものではないか」と語っている。

産業化の結果、家庭の機能が大きく変化した。だが、かつての家族規範は今も見えない形で人を縛る。それが若い世代を苦しめてはいないだろうか。

70年代は高校全入が成立し、学校を通じて人が社会につながった時代でもある。学力が認められると優良企業に就労できる。

同時にこの時代から、ひきこもりや不登校、育児不安など、現代社会が抱える課題が始まった。評価によって居場所を確保する仕組みの中で、評価を恐れたり、競争で居場所を失う人たちが生まれたのだ。ケアを担わされた女性たちは、適切な育児ができないことに不安を感じる。社会の規範を内面化し、自分自身を評価し、できない自分を隠すのだ。

私がひきこもりの人たちとその家族を最初に取材したのは、2000年ごろだ。

父親世代は、高度経済成長期に社会に出た。当時の大学進学率はほぼ30%。大卒は結婚相手にも困らなかった。経済成長の波に乗り企業は大きくなる。ポストも収入も増える。男性の経済力で家族全体が支えられた。戸主が家族を支える家制度が、近代家族に接続していた。

当時の男性たちの生涯未婚率は、2%だった。家長の立場が守られるのは、必ずしも個人の「能力」によるわけではない。周囲がその制度を認めるからだ。女性たちは男性に選ばれることで価値が認められる。家庭を単位に人々は社会に包摂された。ちなみに、現在の未婚率は20%を超えている。家庭を単位に社会福祉を行き渡らせることは不可能だ。

1986年に男女雇用均等法が施行された。限られた女性が、男性と同じような社会保障を得て、働くようになった。しかし、多くの女性は、家庭に入り、ケア役割を担うことが期待された。

90年代、日本経済は悪化する。非正規雇用が進む。この時、経済力の弱い家庭から家族の編成が困難になっていく。家族内の紛争が起きる。

【家族の中で子どもが死んだ】

1997年に山一証券や拓銀が倒産した。厚生労働省が5年ごとに行う全国母子世帯等調査によれば、1998年から2003年にかけて、母子世帯が28%増加した。赤石千衣子は著書『ひとり親家庭』の中で次のように述べている。「この増加は貧困問題の広がりが影響していると考えの方が適切なのではないか」。経済的に追い詰められる時、夫婦の役割分担は不安定化する。女性が働くのであれば家族のケア役割は瘦せる。

貧困は虐待問題とリンクしている。

だが、社会状況の急激な変化の中で、当事者は社会的課題とは思わず、自分の力の乏しきや人格の課題として捉えるのではないか。子育てが思うようにできないと社会に伝えられず、SOSを出せない。

2000年には児童虐待防止法が作られる。家族間の暴力に、司法が入った画期的な法律だった。

同法が施行されて間もない頃、虐待事件取材した。2000年12月に発覚した、愛知県武豊町で3歳の女兒が段ボール箱の中で餓死するという痛ましい事件だ。父親は高卒の21歳の会社員。母親は高校

中退した専業主婦だった。親たち自身が、それぞれ幼い時にネグレクトや身体的虐待を受けていた。

父親の収入は手取りで月13万円。母親が二人目の子どもを妊娠した当時、女兒は父親に激しく揺すぶられ、硬膜下血腫ができ、37日間入院した。この時母親は、毎日娘に付き添った。退院後もきちんと通院をしている。同時に、4人家族になっても家計が成り立つか家計簿をつけていた。母親は明確に、役割規範を果たそうとしていた。

母親が子育てへの意欲を失って行く背景には、長女の発育の遅れや長男の出産、夫の家族への関心の減退、夫の母親が母親の思いを超えて育児に関わってくることなど、様々な困難がある。

町の保健センターはこの家族が適切に幼女を育てられないことに気がつき、担当保健師をつけ、児童相談所にも相談している。だが、母親は保健師の訪問から娘を隠す。助けてくれる人というよりも、自分の子育てを評価する人という感覚をもっていた。

子育てがうまくいかず、夫の関心が仕事に向き家族から離れると、子育て意欲を低下させていく。訪問販売の布団を買い、買い物依存などが起きる。支払いが滞り、裁判所から出頭命令が届いた後、夫との喧嘩が起き、その直後から娘を育てることへの意欲が急激に下がる。置いて出かけた娘が風呂場でずぶ濡れになっていたり、醤油をカーペットにこぼしていたりするのを見て、夫婦は段ボール箱に入れる。足で段ボールを蹴飛ばす娘の手を妻が縛る。泣き声を上げる娘の段ボールを夫が蹴飛ばす。

自分たちの困難を解決できない中で、最も弱い立場の子どもを自由を奪い、暴力を振るう。暴力とはそのようなものだ。追い詰められた親の悲鳴だ。

【風俗店で働く母】

2010年7月、大阪西区で風俗店で勤務する23歳の女性が、3歳と1歳9カ月の姉弟を約50日間放置した。彼女が風俗店に面接に現れたのは、事件が発

覚する半年ほど前だ。子どもたちを連れ、大きな荷物を持っていた。

2008年9月にリーマンショックが起きた。三重県に住んでいた女性は、翌年6月に当時生後7カ月と2歳になったばかりの子どもたちを連れて離婚をした。4日間ほど隣の市に住む実母の元に身を寄せるが、すぐに名古屋市内のキャバクラに仕事を見つけ、その寮で生活を始める。さらに半年後、大阪の風俗店に移った。

業界紙の記者に話を聞いたが、2000年代の初期には、風俗店に勤務を希望する女性たちは、一人で面接に来たという。だがリーマンショック以後は、子どもを連れて、大きな荷物をもって面接に来る女性たちが増えた。それだけ切羽詰まった状況で女性たちが性風俗の世界に足を踏み入れるようになった。女性たちは、子どもを預ける先が思い浮かばない。シングルマザーと子どもの孤立が進む。

この大阪事件の女性は、母親であることに強いこだわりがあったと思われる。

裁判で、10代での妊娠について、「早くお母さんになりたかった。奥さんになりたかったのとは違います」と話している。ネグレクトされて育てているが、よい母親になることで、うまく育ててもらえなかった自分を取り戻したかったと語っている。

専業主婦時代には町の子育て支援のメニューを全部使っていた。上の子どもを保育園に預けて下の子どもを出産している。頑張る母親だった。だが、一旦離婚して单身になると、児童扶養手当受給の手続きさえしない。母親である自分を自分で認めている時には、堂々と公的支援を利用する。しかし、母親としての自信が持てなくなると、公的支援にはつながれない。この女性は、風俗店に勤務していた当時、うまく育たなくなった子どもたちを約50日間隠した。母親であることにこだわらず、子どもを放り出すことができれば、幼い子どもの命は助かったのではないか。

母親としてのケアする役割と、経済的に家族を支

えることを両立させようとして、果たせなかった。

【子育てと仕事の両立】

2014年5月、神奈川県厚木市のアパートで男児の白骨遺体が発見され、父親のトラック運転手健一(仮名)が逮捕された。男児、優紀(仮名)は7年4カ月前、5歳で死去していた。健一は妻が家出をした後、2年間、雨戸を閉めきり、電気、ガス、水道のライフラインが止まったなか、ゴミにあふれた部屋で子育てをしていた。メディアはいかに残酷な父親であるかセンセーショナルに報道した。

裁判を傍聴し、私はこの異様な子育てに驚いた。

食事はコンビニで買うおにぎりかパンと500ミリリットルのペットボトルの飲料。それが、出勤の日は1日2回、休みの日は3回。その傍らで父親は自分も食事をし、酒を飲み、同じ布団にくるまって寝た。2年間、ほとんど毎日家に戻っていた。

一方、トラック運転手の仕事は月に293時間までの長時間拘束が許されている。健一は会社では、上位20%が受けるAランクの評価を受けていた。たった一人で子育てをしながら、ほとんど有給休暇も取らず、妻が家出をしたという事情を会社に伝えることはない。その上で、職場で高い評価を受ける。一般的には、子どもを一人で育てながら、そのような評価を得ることは不可能だ。

健一には仕事を失うことへの恐れがあった。

早朝から仕事があるので、保育園は無理だと思った。市に相談することは考えなかったと健一は裁判で語っている。児童相談所の存在も知らなかった。「仕事がしんどいと思っていた。育児は妥協していたというか、仕方がない部分だったので、育児が嫌だとは思っていなかった。仕事メインで、妥協してもらうしかなかった」。

家族が困難に追い詰められたとき、最も弱いものにしわ寄せが行ったのだ。

健一には、知的なハンディキャップがあった。ま

た、幼い時には、実母が精神疾患を発症している。将来を見通す力や、自分に必要な情報を得る力が弱かった。また、取り調べでは誘導に乗りやすいという面もあった。法廷での健一の証言は、記憶の曖昧さが際立っていた。自分に有利な証言でも、次に語るときにはひっくり返してしまう。

「母親の発症がショックで、嫌なことは日々忘れるようにしていた。親に甘えた記憶はないです。悩みを相談したこともない」と述べている。

弁護人側の証人で彼の心理鑑定をした、山梨県立大学の西澤哲教授は法廷で、「被告人は育児をしているつもりだった」と証言した。

一審は、ガリガリに痩せていたはずの子どもの死を予想できたとして、殺人罪で19年という重い判決になった。二審は男児の死因は餓死とは特定できない。病死や凍死などの思いがけない死であった可能性があるとして、保護責任者遺棄致死罪で懲役12年となった。その判決文は「1人で養育することに困難があったのであれば、公の援助を求めるなどのとりうる手段は多く存在していた」「知的能力が若干通常人よりも劣っていたとは言え、被害児の養育の点以外は通常の社会生活を送っていた被告人にとって、そのような他の手段を求めることが困難であったとも言えない」とあった。

SOSを求めなかったことが、懲役12年という結果になったことに私には思えた。

ところで前出の西澤教授は、彼には「極めて強い受動的な対処様式がある」と証言した。それは、彼の生育歴からくる。西澤教授は、私の取材にはこう語っている。「問題が起こったら、解決に向けて何かしていくのではなく、与えられた環境をただ受け入れていくという性質をもっていた。家族全体が受動的な対処様式があったのではないか」。

健一の実父が職工として横浜市鶴見区で大手企業に勤めたのは、まさに高度経済成長期だ。仕事は安定し、社会保障もしっかりしていた。この町で結婚

し、母親は専業主婦になった。30歳で健一が生まれ、下に2人の子どもがいた。健一が小学校に入る年に、厚木市と愛川町にまたがる地域にある内陸工場団地内の工場に転勤になり、家族で引っ越して社宅に入居する。実父は3交代勤務で働き、子どもに関わることはほとんどなかった。

父親たちは仕事さえすれば、家族の役割を果たすことができた。健一が12歳の時に母親は発症するが、そこに父親の実母が手伝いに来た。家族内でケアを融通し合うことができた。

健一は県立高校を卒業後、自動車整備の専門学校に進学する、片道3時間かかった。通いきれずに辞める。学校制度から社会に移る時に失敗している。個人を社会に安全に包摂させる仕組みが弱体化した。背景には、非正規就労の増加がある。やがてトラック運転手のアルバイトを始める。20歳の時に家を出て一人暮らしを始めた。

このころ、合コンで優紀の母親となる少女に出会う。17歳だった。家族との折り合いが悪く、健一のアパートに転がり込む。ここにも家族の守りに乏しいティーンを、社会がどのように守るかという課題がある。

就職も家族の作り方も健一の父親に比べ流動化している。

この時期、健一はペンキ職人として働いていた。「手に職をつけたかった」と語っている。ペンキ職人の仕事は天候に左右されるため収入が不安定だった。若い夫婦は経済的苦境に陥り、それぞれの実家や消費者金融から何度か借金をしている。そのことは実家との関係を悪化させ、やがて関係が途切れた。

健一は職業的自立に失敗しており、それは当事者の能力の問題とされやすいが、実は、若者たちが厳しく選別され、二極化する過程での出来事だ。

優紀が生まれて、半年ほどして、健一は運送会社に正社員として転職をする。手取りは月23万円から25万円だった。ただし、先に述べたようにトラ

ック運転手の仕事は、厚労省の大臣告示により、月に293時間までの拘束時間が認められている。仕事で必要な携帯端末も自前だ。労働条件はいいとは言えない。だが、健一は、求められるままに働いた。

幼い子どもを抱えた若い夫婦に、夫の長時間労働はどのような影響を与えたのだろうか。ガラス戸が割れるような激しい夫婦喧嘩も起きる。お互いに、相手側が無責任だと思っている。暴力や喧嘩が絶えなくなり、離婚話が出る。家は捨てられないゴミであふれるようになった。これを怠惰な若い夫婦と見るのか、追い詰められていると見るのか。

2004年10月に妻は優紀を置いて家を出る。その当日の早朝、優紀は迷子として警察に保護され、兇相に一時保護された。半袖のTシャツに紙おむつの姿で、体の汚れがあり、言葉の遅れも認められたが、「虐待」ではなく「迷子」とされた。このとき兇相が「虐待」と判断しなかったことはその後、社会が優紀の姿を見失う最大の理由になった。

その後は、健一が一人で優紀のケアを担った。誰にもそのことを伝えなかった。

高度経済成長期に就労した健一の父親も、会社に求められるままに働き、妻が子育てをした。人間関係や家族間の関係が不器用でも、定年まで働いて3人の子どもを育てた。

現代には、「家族」が今も土地や財産を次世代につなげる装置として機能している世帯はいる。企業に守られている「家族」もいる。それは、格差社会の中でも、恵まれた立場の人たちだ。だが社会に支えられた「家族」が、人を守る砦であるとはもはや言えない。

虐待はその砦の崩壊の果てに起きる。それは個人のスティグマではなく、政治の課題である。

* * *

家族と呼ばれるものが大きく変化している中、家族を正しく導くという発想では、困難な状況にいる親子を支援することは難しい。

地方都市に住む私の知人は、10代で出産したある若い母親の支援をした。知人は、この地域で20年以上前から、若い母親たちや困難を抱える青年の支援に関わってきた。この若い母親が妊娠したとき、産みたいという彼女の願いを聞き取って、生活保護を取得できるように手伝い、行政の支援につなげた。アパートを一緒に探し、家具を整え、自治体からは特定妊婦としての支援を受けられるようにした。

行政の担当者とも連絡を取り合い、病院での検診に同行した。出産時にも支援をし、子育てが始まってからもこの若い母親に気を配った。弁当を届けたり、掃除をししたりする。美容院に行く時には子どもを預かり、検診にもつきそう。17歳の若い母親は、そんな支援を受けながら、少しずつ、離乳食を作ったり、部屋を整えたりできるようになっていった。

この若い母親に新しい恋人ができた時も、ダメだとは言わなかった。自分の意見は伝え、それを若い母親が受け入れられなければ受け入れられる時を待つ。

若い母親は、困ったことがあれば、知人にすぐに相談する。信頼関係が生まれれば、状態が悪化する前に、助けを求めることができるのだ。

そんな知人の周囲には、彼女の判断力や行動力を信頼して、経済的に支える人の輪がある。

私は知人に「若いお母さんに寄り添っているんですね」と尋ねた。すると彼女は「そうではないの、後ろからついて行く支援なの」と答えた。

丁寧なケアのなかで、子どもも親も育つのだ。

キーワード：残虐な親

わが子を虐待死させた親に対し、社会は残虐な親だと断罪する。2014年5月に発覚した、神奈川県厚木市のトラック運転手が5歳児の遺体を7年4カ月遺棄した事件。一審では、極悪で無責任な親がやせ細った子どもを放置したとして、殺人罪で懲役19年の判決が下った。二審は「死因は餓死とは特定できない」として、保護責任者遺棄致死罪で懲役12年だった。

だが、親が力を奪われている背景を見る時、社会が個人に背負わせたまま見ようとしないう、社会の不合理が見える。

I 総論—子どもの育ちと家庭

アタッチメント理論から見る 子どもの育ちと家庭



えんどうとしひこ
遠藤利彦

東京大学大学院教育学研究科 教授

(1) 「アタッチメント」という言葉が意味するもの

昨今、世界各地で、様々な目的をもった長期縦断研究が展開される中、人の生涯に亘る心と身体の健康あるいは経済的安定性なども含めた社会的な適応性に、幼少期に培われる非認知的な心、すなわち後述する社会情緒的側面に関わる心理学的特質が、きわめて重要な働きをなすということが明らかにされつつある。そして、そうした心の発達を支え促すものとして一番に刮目されているのが、アタッチメントである。

このアタッチメントという言葉は、日本では、一般的に、長く「愛着」と訳されてきたということもあり、ただ、親と子どもの間でやりとりされる「愛情」のようなものとして理解されてきたところが少なからずあったのかも知れない。しかし、この言葉の元来の意味は、英語の「アタッチ」(attach)そのもの、つまりはくっつくということに他ならない。ただし、いつところかまわず、あるいは誰彼かまわずくっつくということではなく、私たち人が、恐れや不安などのネガティブな感情を経験した時に、身体的な意味でも、あるいは心理的な意味でも、狭く親という存在に限定されない、誰か特定の人にくっつきたいと強く欲する心理傾向、そして現にくっつくこととする行動傾向を指して言う。

アタッチメントという言葉が、英国の児童精神科医であったジョン・ボウルビィによって提唱された

ものであることはよく知られるところである。ボウルビィは、臨床家として、施設で生活し、盗癖などの様々な問題行動を抱える子どもたちと直に向き合う中で、また、第二次世界大戦で親を失い結果的に施設での生活を余儀なくされた戦争孤児の調査研究を手がける中で、怖くて不安な時に、しっかりと特定の人にくっつけること、つまりはアタッチメントの重要性に関して、強い確信を持ったと言われている。無論、彼以前から、施設で生活する子どもたちの発達の遅滞や歪曲については様々な議論があったと言える。しかし、その大半は、当時よく用いられていた「ホスピタリズム」(施設病)という言葉に象徴されるように、主に子どもの発達上の問題を、施設的环境条件の劣悪さに結びつけてみる考え方があった。それに対して、ボウルビィの強調点はむしろ、施設に入所するきっかけとなった主要な養育者との分離やその喪失および入所後にもその人に代わる別の大人が見つからないままになってしまうということ、つまりは、どんなにくっつきたくともくっつけなくなるということ、それ自体によるダメージの大きさだったのである。

幼少の子どもは、大人からすればほんの些細なことにも容易に不安がり、また怖がるものである。そして、その度ごとに、泣き声を上げながら、養育者を始め、身近にいる親密な他者に対して何とかくっつくこととする。くっつくことで、その恐れや不安な

どの感情から抜け出し、平常状態へと戻っていく。こうした意味において、多くの研究者は、アタッチメントを、一者の感情の崩れを二者の関係性を通して調整しようとする仕組みだと把握している。ただ、一部には、それを、人の外界と内界の間であって緩衝帯のような役割を果たすものだと見る向きもある。すなわち、このことは、子どもが、外界から押し寄せてくるあらゆる環境刺激、例えば暑さや寒さのようなものに対して、特定の他者とくっつくことで、そしてその他者がそうした刺激を適度に和らげてくれることで、自身の内界、つまりは心や身体の状態を一定の健康な水準に保ち得るのだということの意味している。

(2) アタッチメントが拓く社会情緒的発達

発達早期における養育者等との安定したアタッチメントは、子どもの心身発達全般に深く関わるものと言い得るが、その働きは、殊に社会情緒的側面の発達において顕著であることが明らかになっている。それは、以下三つの観点から考えることができる。

一つめに着目すべきことは、アタッチメントが、基本的信頼感、すなわち最も根源的なところで自分や他者を信じられる力の形成に通じるということである。極度の恐れや不安の状態にある時に、無条件的に、かつ一貫して、特定の他者から確実に護ってもらうという経験の蓄積を通して、子どもはそうしてくれる他者およびそうしてもらえる自分自身に対して、高度な信頼の感覚を獲得することが可能になる。そして、その延長線上で今度は、その特定他者だけに限られない人一般に対して、基本的に人というのは、自分が困っていた時には、少なくとも助けを求めに行った時には、自分のことを受け容れ護ってくれる存在なのだということを、翻って、広くいろいろな人から自分は助けてもらえるだけの価値のある存在、さらには、愛してもらえる存在なのだということに関する主観的な確信、すなわち専門的に

術語では「内的作業モデル」あるいは「愛の理論」なるものを形成するに至ると考えられる。アタッチメント理論に従えば、子どもは、その後の人生において、これを一種の人間関係のテンプレートとして様々な他者との関わりに適用し、結果的に、多くの場合、その主要な特定他者との間で経験した関係と類似した性質の対人関係を持つようになるのだという。

このことは、幼少期に安定したアタッチメントを経験し得た個人ほど、危急時に多様な他者に対して素直にシグナルを発し、現実的に他者から助力を得られる確率が高いことを意味している。それに対して、虐待などの不適切な養育にさらされ、かなり恒常的にアタッチメント欲求を満たしてもらえない状況下で育った子どもは、この点においてかなり深刻な脆弱性を抱え込んでしまっていると言えるのかも知れない。被虐待児の中には、他者が示す様々な表情の中でも、悲しみや苦痛の表情には鈍感である一方で、怒りの表情だけには敏感であったり、また特定の表情が浮かんでいない真顔を悪意ある怒りの表情と誤って知覚してしまったりする子どもが相対的に多いということが実証的に示されている。このことが示唆するのは、たとえ、自身に対して温かいケアを施してくれるような他者が眼前にいたとしても、被虐待児は、多分にその他者から歪んだ形で自身に対する無関心や悪意を読み取ってしまい、結果的に良好な関係を築きにくくなるということであろう。

二つめは、一つめの自他信頼と密接に関係していることであるが、アタッチメントが自律性の発達に深く関与するということである。アタッチメントは元来くっつくという意味である訳だが、それからすると、アタッチメントは依存性というものと近い意味のように思われるかも知れない。しかし、アタッチメントは、依存性ではなく、むしろ自律性を育むものであると考えられている。先にアタッチメントを一者の感情の崩れを二者の関係性によって調整するものだと述べたが、換言すれば、それは「安全

な避難所」たる養育者等への確がなくつつきを通して、危機によって生じたネガティブな感情状態を低減させ、自らが安全であるという主観的意識を子どもに与え得るということを意味している。そうした経験の蓄積は、子どもの中に、何かあったらあそこに行けば絶対に護ってもらえるはずだという高度な見通しをもたらすことになる。そして、子どもは、そうした確かな見通しに支えられて、危急時以外は、あらゆる不安から解放されていられるようになる分、それぞれ確実に保護し慰撫してくれる他者を「安心の基地」として、そこから外界に積極的に出て、自律的に探索活動を起こすことが可能になるのである。すなわち、その見通しは、子どもの「一人でいられる能力」=自律性を豊かに育むことにつながるのだと言い得よう。

加えて言えば、「一人でいられる能力」は、自分の持っている力に対する根源的な自信、換言すれば自己効力感の形成を自ずと伴っているとも言い得る。恐れや不安などの状態にある時に、子どもは、その低減に向けた動機づけを有し、自ら、能動的に外界に対して、泣きなどのシグナルを発信しながら何とか他者との近接関係を具現しようとする。そして、その結果として、他者から現に助力を引き出し、負の感情状態から抜け出ることが叶ったという成功体験の積み重ねは、子どもに、自分には他者を動かすだけの、世界を好転させるだけの力があるという確かな自信を与える。逆に、アタッチメントが不安定で、シグナルが頻繁に無視される、何も助力を引き出せないという経験の反復は、時に、子どもの中に、根深い無力感を形成させてしまうことになるのかも知れない。

三つめは、アタッチメントが共感性や心の理解能力の発達にも寄与するということである。近年、注目されている一つの考えに、子どもが恐れや不安などの感情をもって近づいてきた時に、養育者等の大人はその崩れた感情をただ立て直すだけでなく、

多くの場合、子どもに共感、同調し、自らが一種の鏡となって、子どもの心身の状態を映し出す役割を果たしているのではないかとこのものがある。例えば、子どもが何かに痛がっているような時に、対面している大人は、それが自身の痛みのように感じられ、瞬時、痛みの表情を自らの顔に浮かべてしまうということがごく普通にあるはずである。さらに、そこで大人は、「痛かったねえ」などと、子どもの心や身体の中で起きているであろうことに合致した言葉を発することが多いと言えよう。そして、このような心に関わる言葉かけを通して、子どもの内的状態を映し出していると考えられるのである。

近年の研究知見によれば、こうした養育者等による子どもの感情への共感・同調や映し出しは、子どもの共感性および自他の心を的確に理解する能力の発達に寄与しているようである。例えば、幼少期に子どもがその主たる養育者との間で、内的な心身状態に絡む発話をいかに多く経験し得るかということ、いわゆる「心の理論」や自他の心的状態の理解の発達には正の関連性があることが明らかになっているのである。また、最近、共感性や心の理解の脳内基盤として多大な関心が払われている、いわゆるミラーニューロン^{*1}の発達に、こうした養育者等による子どもの感情への共感・同調や映し出しが深く関与しているのではないかと仮定する向きもあるようである。これら一連のことは、安定したアタッチメント関係の中でこそ、子どもはより共感性や心の理解能力の基盤を自身の中に構築しやすいということを示唆している。逆に、虐待などの不適切な養育下における歪曲したアタッチメント関係においては、概して、こうした力の発達は阻害されやすいということがあるのかも知れない。現に、一部の研究は、被虐待児が、自身の心の状態を理解し、言語化することに相対的に困難を示しやすいことを実証的に明らかにしているようである。

(3) アタッチメントとアロペアレンティング(代替養育)

ここまで述べてきたように、幼少期におけるアタッチメント経験は、人の生涯に亘る様々な側面の発達に枢要な働きをなしていると考えられる。しかし、ここで問題にすべきことは、子どもにとってのアタッチメント対象、既に用いてきた術語を使うならば「安全な避難所」や「安心の基地」は誰なのか、あるいは誰でなければならないかということである。ボウルビィ自身は、定義上、その対象を実の親に限定されない母性的養育を施し得るあらゆる他者と説明はしていたが、実質的に彼が子どもの発達の基盤として想定していたのは親子関係、殊に母子関係であったと言える。元来、アタッチメント理論では、基本的に一人(あるいはそれに限りなく近い少数)の特定他者、大概是母親との緊密なアタッチメント関係が最初に絶対的な土台をなして、その後、その強い影響下で、様々な他者との関係が営まれ、その延長線上で個々人に固有の社会人格的特性等が形成されると仮定されてきたのである。しかし、近年、様々な視座から、こうした前提に対して、厳しい批判的吟味がなされつつある。

実のところ、こうした批判は今に始まった訳ではなく、比較的早くから、生まれた直後から子どもは既に複数他者からなる社会的ネットワークの中で育つのであり、たった一人の人、特に母親との関係が子どもの発達の道筋を決定する訳では決していないといった見方は存在していた。また、最近では、進化生物学の観点から、本来、ヒトという生物種は、必ずしも血縁関係ではない複数の他者からなる集団子育てによって共同繁殖を進めてきた種であり、たった一人の大人との関係のみでは、到底、子どもの生存や成長はなかったのだと強く主張する向きも生じてきている。こうした生物学的見方によれば、ヒトの子どももまた、最初から親以外の多様な大人からのケアを受け入れて成長・発達を遂げるメカニズムを生得的に備えて生まれてくるのだという。つまり

は、実親以外の多様な他者による養育やケア、専門的に言えばアロペアレンティング(代替養育)が、元来、ヒトの子どもの心身の発達を健康に支えるものであったということである。

無論、例えば、人生の途上早くに、実家庭を離れ、施設や里親の下で成育することになったような子どもを想定して言えば、先行する実親とのアタッチメント経験が、その後、実親の代替として関わることになった大人との関係性に、少なからず負の影響を及ぼすということは当然あり得るし、現にそのことを支持するような研究も複数存在している。殊に虐待やネグレクトなどの不適切な養育にさらされてきた子どもにおいては、厄介な心理行動上の問題を抱えている可能性も否めず、それがこうした子どもたちの新しい環境での適応を困難にしていまがちなことは広く知られるところである。とりわけ、アタッチメント研究の文脈では、先もふれたように、先行する環境の中で形成されてしまった子どもの根源部分での自他への不信感が、それこそ本来、全然、悪意のないところにも悪意を読み取らせてしまう結果、新しい環境における様々な他者との関係性を非常に難しいものにしてしまう危険性があるということが指摘されてきている。

しかし、その一方で、これまでの実証的知見からして、子どもにとっての新しい環境が、時に実家庭における親子関係に欠落・不足していたものを十分に補う潜在力を秘めていることもまた確かなことのように考えられる。冒頭で、近年、人の生涯に亘る心理社会的適応の土台となるものとして非認知的な心、すなわち社会情緒的なスキルやコンピテンス^{*2}に多大な関心が払われてきている旨、述べたが、その嚆矢となったものに、1960年代初頭に米国ミシガン州で行われたペリー就学前計画とその後の縦断調査の結果がある。それは、貧困層の子どもたちを3歳から2年間だけ幼稚園に通わせ、家庭訪問を行ったということが、数十年経って大人になってから

もなお、その人たちの心理社会的適応や経済状態に好影響を及ぼし続けていることを明らかにしたものである。そして、この研究に関わった研究者の一人、ノーベル経済学賞受賞者たるジェームズ・ヘックマンは、この効果が、貧困層の子どもたちが幼稚園に通う中で、IQのような認知的能力ではなく、それ以外の非認知的能力を身につけることができたということを通してもたらされたのだと主張したのである。意外にも、なぜ、この子どもたちがこうした非認知の心の土台を築けたのかということに関してはあまり議論がなされないうことができたが、アタッチメント理論の立場からすれば、その答はかなり明白なものと思われる。

それは、きわめてシンプルに、幼稚園に行けば、そこには確実に先生という常識・良識および温かい感情をもって一貫した関わりを子どもに対して施してくれる大人の存在があったという、おそらくは、ただそれだけのことである。この子どもたちの3歳時点のIQの平均値は約80と、一般の子どもとの比較で言えば相当に低い水準であったが、そこから推察されるのは、貧困下において、この子どもたちが相対的に不適切な養育にさらされていた可能性が高いということであり、また、多くの場合、その養育者との間で安定したアタッチメント経験を積むことができないでいたということである。しかし、家庭では、泣き声を上げてくっつくことが容易ではなかったその子どもたちが、幼稚園に行けば、そこには、ごく自然に、また確実に応えてくれる大人が存在しており、そこでアタッチメント欲求をかなりなところ十分に満たしてもらった中で、非認知的な心、とりわけ自分や他者への基本的な信頼感を獲得し直すことができたのではないかと考えられる。そして、そのことが、そうした子どもたちの大人になってからの心理社会的適応性を持続的に支えているのだと仮定することができるのである。

このペリー就学前計画の結果は、子どもが同時並

行的に二つの社会的世界に跨がって生きる場合の事例ではあるが、親以外の大人が潜在的に果たし得る役割の大きさについては、実家庭から里親家庭へといった環境移行のケースでも、大いにそこから学ぶことがあろう。先述もしたように、確かに、先行する環境が剥奪的なものであればあるほど、子どもがより難しい問題を抱えていることが想定され、その子どもに新たに関わることになる大人が、それに向き合うことは容易ではないだろう。しかし、その新たな大人が、子どもが既にどんな心理社会的問題を抱え、またそもそも自他をどのように認識するようになってしまっているかを正當に理解し、前環境にいた養育者とは、全く違う原理で持続的にふるまう時、言い換えれば、それこそ「安全な避難所」および「安心の基地」として、できる限り揺るぎなく子どもに向き合い続ける時、子どものアタッチメントは徐々にではあっても確実に好転していくはずである。そして、そこで形成される信頼に満ちた情緒的絆を基盤として、子どもの人生は明るい方向にリスタートを切ることができるのではないだろうか。

- ※1 ミラーニューロン：他者のある動作や感情などに接した際に、自分も同じくその動作や感情などの状態の直中にあるかのように反応してしまう神経細胞。霊長類のマカク属に対する実験の中で偶然発見され、その後、ヒトにおいても同様の脳内基盤があることが確認された。共感、他者の意図理解、模倣、言語獲得などに深く関与していると仮定されている。
- ※2 コンピテンス：人が自身を取り巻く物理的および社会的な環境と相互作用する際の有能性、およびそれを支える多様な心理的特質の総体。

キーワード：アタッチメント

生物個体が何らかの危急時あるいは危機が予期された時に生じる恐れや不安などネガティブな感情を、特定の他個体への近接性(くっつき)の確保を通して制御・調整しようとする行為の傾向あるいは心理行動のおよび神経生理的制御機構を指して言う。ポウルビィによれば、ヒトの場合、それは、くっつく対象を変えながら、生涯に亘って個人の心身の健康に重要な役割を果たし続けるが、殊に乳幼児期のそれは、自他への基本的信頼感の形成を左右することを通して、個々人に固有のパーソナリティ発達を方向付けるのだという。

I 総論—子どもの育ちと家庭

乳幼児の家庭養育原則と新しい社会的養育ビジョン



ふじばやし たけし
福岡市子ども総合相談センター 所長 藤林武史

1. はじめに

2017年8月2日厚生労働省・省議室。新たな社会的養育の在り方に関する検討会は新しい社会的養育ビジョン(以下、新ビジョンと略す)のとりまとめに関する議論を終え、当日、奥山眞紀子座長から塩崎恭久厚生労働大臣に手交され公表された。約1年間にわたる議論を続けてきた、筆者を含む構成員メンバー10人は、一種の高揚感と達成感を感じていたと思う。すべての子どもたちの育ちや自立が保障される日が現実になっていくという期待を胸に、筆者は霞ヶ関を後にして羽田空港へと向かった。私の本拠地である福岡市での改革に専念できると思い、飛行機のシートに身を沈めた。

しかし、メディアが数値目標を焦点にして新ビジョンを報道したということもあり、各方面での議論が沸騰していった。数値目標は全体の一部でしかないにもかかわらず、報道を目にした人々の様々な声が聞こえてくる。そのうち、50ページ以上にわたる新ビジョンを多くの人々にわかりやすく理解していただくことが、筆者にとっての次の課題となって、研修講師を務める日々をその後も重ねている。

本稿においては、新ビジョンが生み出された背景を、国連子どもの代替養育に関するガイドライン、2016年改正児童福祉法、厚生労働省が公表している代替養育の統計、現場で生じている実態から描き出す。

2. 国連子どもの代替養育に関するガイドライン

新ビジョンに書かれていることは、検討委員会構成委員の単なる思いつきではない。背景には、国際的な潮流とそれを受けた改正児童福祉法がある。

国連子どもの代替養育に関するガイドライン(以下、国連ガイドラインと略す)は、2009年国連総会で採択された。翌2010年、子どもの権利委員会は、国連ガイドラインを考慮するよう日本政府に勧告している。

国連ガイドラインに記載されている内容はいずれも重要なものであるが、中でもパラグラフ番号(以下、パラと略す)12の安定した家庭の保障、パラ22の乳幼児の代替養育は家庭を基本とした環境で提供(乳幼児の家庭養育原則)といった記述は、後の改正児童福祉法につながってくる重要なものである。また、パラ2とパラ12の「永続的な解決」「永続性を目標」とする記述は特に重要である(表1)。子どもにとって、最適な代替養育環境を提供できたとしても、それは一時的・過渡的なものであり、本来の目標は永続的な家族関係が目標である。そのためには、家族のもとに留める努力や、家族に戻すための努力が欠かせないし、それに失敗した場合は養子縁組といった法的に永続的な家族の保障を見出す努力をしなければならない。

新ビジョンにおいても、里親委託率を上げることが最終目標ではなく、永続的解決を目標としている。

永続性の保障とは、子ども時代だけでなく成人後まで続く安定した家族と、そこでの成長・発達・自立を保障することでもある。もちろん、様々な事情があり永続的な家族関係を持つことができない子どもに対して、長期間にわたる継続的で良質な代替養育と措置解除後の支援を保障しなければならないのは言うまでもない。

国連ガイドラインに記載されている乳幼児の家庭養育原則や永続性については、訳本が出版され雑誌で特集が組まれたりしたものの(子どもの村福岡2011、山縣ら2012)、実践場面ではあまり意識されてこなかったのではないだろうか。2011年の「社会的養護の課題と将来像」においては、乳幼児の家庭養育原則や永続性の発想に基づいた記載は一部あるものの、推奨のレベルでしかない。また、パーマネンシーの考え方も未だ国内では浸透しておらず、施設や里親家庭における養育者の継続的な養育と混同される記述もみられる。

しかし、「社会的養護の課題と将来像」の4年後の2015年に転機が訪れる。

3. 2016年改正児童福祉法

2015年9月、新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会が社会保障審議会児童部会に設置された。国連ガイドラインの発想が盛り込まれた

〈表1〉国連子どもの代替養育に関するガイドライン

<p>パラ2. (a)家族による養育のもとに子どもを留めるか、家族に戻すための努力を支援すること。それに失敗した場合は、養子縁組やイスラム法におけるカフアーラなど、他の適切で永続的な解決策を見出す努力を支援すること。</p> <p>(b)そうした永続的な解決策を見出すまでの間、あるいはそれが不可能であったり、その子どもに最善の利益をもたらさない場合には、代替養育の最も適切な形を特定し、確保すること。ただし、その代替養育がその子の調和のとれた豊かな発達を促進することを条件とする。</p> <p>パラ12. 非公式養育を含め、代替養育を受けている子どもに関する決定は、全般にわたって永続性を重要な目標とし、その子どもに安定した家庭を保障すること、安全かつ養育者との継続的な愛着という基本的なニーズを満たすことの重要性を考慮すべきである。</p> <p>パラ22. 専門家の有力な見解によれば、乳幼児、特に3歳未満の子どもの代替養育は、家庭を基盤とした環境で提供されなければならない。(略)</p>

〈表2〉2016年改正児童福祉法

<p>第3条の2 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない</p>
--

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告(提言)」が翌年3月に公表され、これを受けた形で2016年5月児童福祉法の大規模な改正が行われた。そして、有名な第3条の2 家庭養育優先の理念が盛り込まれた(表2)。「児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を

支援しなければならない」ことが明記され、在宅支援の義務規定が明確になった。そして、在宅支援が困難な時には、里親やファミリーホーム、養子縁組といった家庭と同様の養育環境における養育を2番目の選択肢としている。

しかも、2016年6月3日付け公布通知文には、就学前の乳幼児は家庭養育を原則とすることが記載された(表3)。国連ガイドラインから「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告(提言)」を経て受け継がれてきた、乳幼児家庭養育原則が局長通知文として全国に届けられたのであ

る。筆者は、この通知文を目にした時に、とても驚いたことを思い出す。さらに、2017年3月の里親委託ガイドラインには、乳幼児から措置変更する子どもは原則として、里親委託への措置変更を検討すること、施設からの移行期間は、乳幼児の場合には、日から週単位、長くとも数ヶ月以内といった目安が示された(表4)。

4. 代替養育統計から浮かび上がってくる問題

永続性の保障や乳幼児家庭養育原則の観点から、厚生労働省が作成する代替養育の統計を検討し、いくつかの問題を論じたい。出典は、ネット上で簡単に入手できる「社会的養護の現状について」平成29年12月版と「児童養護施設入所児童等調査結果」平成27年1月版である。

一つ目の重要な問題は、施設入所期間の長さである。国連ガイドラインは短期間であることを条件に施設ケアを認めており、里親ガイドラインにおいても同様である。しかし、乳幼児や児童養護施設に長期間にわたり入所している子どもは多い。平成25

〈表3〉2016年6月3日付け公布通知文(厚生労働省)

2 家庭と同様の環境における養育の推進(公布日施行)

- (1) 改正の趣旨(略)これらの規定に基づき、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進することが重要である。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とすることとする。

〈表4〉2017年3月30日付け里親委託ガイドライン(厚生労働省)

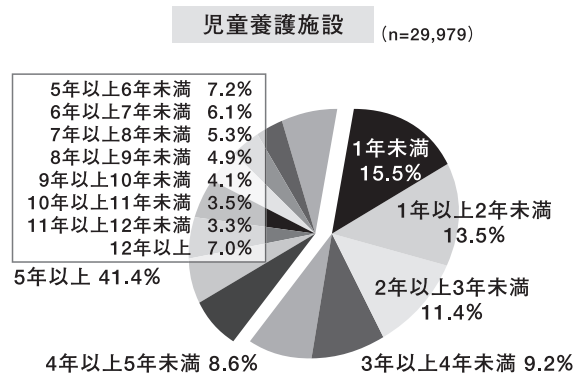
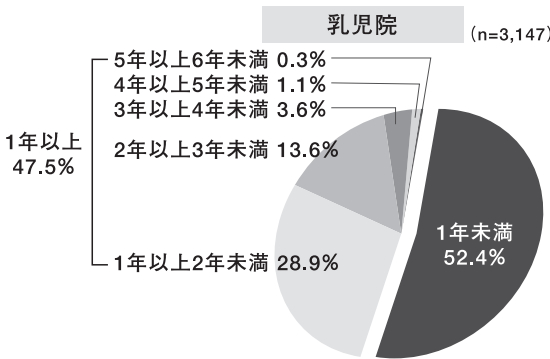
乳幼児から措置変更する子ども(略)原則として、里親委託への措置変更を検討する。(略)できるだけ早期に「家庭における養育環境と同様の養育環境」に移行させること。なお、「一時的」とは、乳幼児の場合には、日から週単位、長くとも数ヶ月以内には移行すべきであり、就学後の子どもについては、長くとも3年以内には移行すべきである。

年2月1日現在で、48%の子どもが乳幼児に1年以上入所しており、41%の子どもが児童養護施設に5年以上入所している(データ1)。子どもの時間感覚を考慮すると、0~2歳の乳幼児の場合は1年を超えるとかなり長期間と捉えてよいし、それ以外の子どもにとっても5年を超えて入所するというのはかなりの長期間になる。

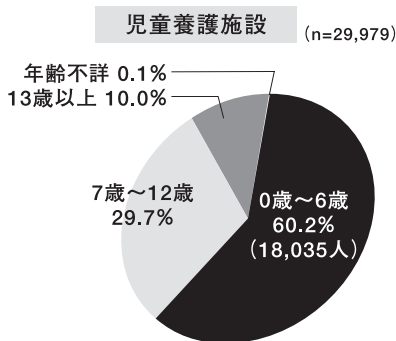
また、0~6歳の乳幼児期に児童養護施設に入所した子どもが、児童養護施設に入所している子ども全体29,979人の6割18,035人を占めている(データ2)。中には5年、10年と長期になっている子どもが多数含まれていることが推察されるが、統計上は明らかになっていない。さらに、この18,035人の中でも、乳幼児から継続して施設ケアを受けている子どもは6,558人であった(データ3)。つまり、乳幼児期・幼児期から長期間にわたって施設で生活している子どもの人数は、全国でかなりの人数になることが推測できる。

二つ目の重要な問題は、保護者の状況である。代替養育全体で、保護者が死亡・行方不明といった子

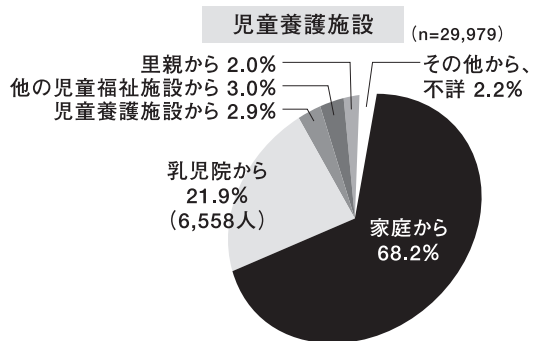
〈データ1〉児童の委託(在所)期間(平成25年2月1日現在)



〈データ2〉在籍児童の措置時の年齢(平成25年2月1日現在)



〈データ3〉児童の委託(入所)経路(平成25年2月1日現在)



〈データ1~3〉共通 ※四捨五入の関係から、合計は100.0%とならない場合がある
 ※「社会的養護の現状について」平成29年12月版と「児童養護施設入所児童等調査結果」平成27年1月版(何れも厚生労働省)をもとに筆者作成。

子どもが7,520人、面会交流がない子どもが9,626人、つまり保護者の元に家庭復帰の可能性がゼロに近い子どもが大勢措置されていることがわかる。永続的な家族関係を保障するという観点から、親族里親も含む親族での養育や、養子縁組をもっと積極的に進めるべきではないだろうか。

統計上、乳幼児期を家庭環境で養育される経験に乏しく、永続的な家族関係も保障されない大勢の子どもたちが施設に長期間措置されている問題が、浮かび上がってきた。日本の代替養育におけるこの問題が、新ビジョンが生み出された一つの要因になっているのである。

5. 現場で生じていること

統計上に表れてきた、乳幼児期から施設に長期間

入所することが子どもにどのような影響を与えるのか。この問題を具体的に示した欧米の文献で日本語に訳されたものとしては、ブラウンによる施設養育に関する総説(ブラウン2009)、ブカレスト早期介入研究(フォックス2016)、上鹿渡による英国やヨーロッパ諸国における研究の紹介(上鹿渡2012、2016)はあるものの、施設養育の影響をデータに基づいて分析した国内の論文はないに等しい(日本財団2017)。永野による措置解除後の転帰調査はあるものの、施設の入所期間や永続的な家族関係の有無による差異は明らかではない(永野ら2014)。

その中で、伊藤らがまとめた措置変更研究の中で、児童養護施設から措置変更になった子どもに乳児院入所経験のある者が多く含まれていることと、その子どもたちの特徴として自分自身の存在感の問題

(「根っこのなさ」)をインタビュー調査の中で明らかにしている(野口ら2017)。筆者も、児童相談所長を15年間務める中で、乳幼児期に措置した子どもが、思春期になって表してくる様々な問題行動のために、施設ケアの限界を超えて一時保護になる子どもを何人も経験してきた。理由の多くは、子ども間暴力などの問題行動である。一時保護中に子どものアセスメントが行われるが、多くの子どもにアタッチメント上の問題がみられる。やむなく児童自立支援施設等に措置変更になる子どもも経験してきた。

たとえ、措置変更に至るような問題行動を措置中に示さなかったとしても、それでいいわけではない。「お前らのせいで俺は一匹狼なんじゃ」—この言葉は、福岡市児童相談所の一児童福祉司が受けた言葉である(福井2017)。措置解除後の所属する家族がないまま、18歳になると社会で自立せざるをえない子どもたちは、生活のしづらさ、学業や就労がうまくいかなかった時の大変さ、妊娠出産前後の支援の乏しさなど多くの問題を抱えることになる。こういったケアラーへの支援策を充実させることも必要だが、何よりも、子ども時代に、親族も含む家庭復帰または特別養子縁組による永続的な家族関係を保障することを目標としたソーシャルワークを児童相談所は行ってきたか。この反省の上に立って、新ビジョンの重要な項目として「代替養育からの永続的解決を見据えたソーシャルワーク」が記載されている。

6. 最後に

本稿では、新ビジョンの多岐に渡る項目の中でも、乳幼児の家庭養育原則と永続性保障に焦点を当てた。新ビジョンには、改革すべき項目は他にも多数あり、代替養育に限って言えば、施設ケアの高機能化、質の高いフォスターリング業務(fostering service)の構築、一時保護改革、自立支援施策など数多い。

しかしながら、乳幼児期の適切な代替養育ケアや

永続的な家族関係の保障は、子どもの生涯にわたる影響を与えるものであり、時間的な猶予を待つことのできない、最優先に取り組むべき課題と筆者は考える。新ビジョンに対して様々な考えはあるかもしれないが、まずは目前の子どもの最善の利益を優先して、関係者が力を合わせて取り組むことこそが、現在求められているのではないだろうか。

参考文献

- 子どもの村福岡編(2011)、『国連子どもの代替養育に関するガイドライン』福村出版
- 山縣文治・藤林武史編(2012)、『特集 代替的養育に関するガイドライン』子どもの虐待とネグレクト 14. 196-205.
- ブラウン(津崎哲雄訳)(2009)、『乳幼児が施設養育で損なわれる危険性』
http://foster-family.jp/tsuzaki-file/The_Risk_of_Harm_to_young.pdf
- フォックス他(2015)、『乳幼児期の心理社会的剥奪と施設養育がもたらす子どもの発達への影響—ブカレスト早期介入プロジェクトからの教訓』子どもの虐待とネグレクト 17. 196-205.
- 上鹿渡和宏(2012)、『イギリス・ルーマニア養子研究から社会的養護への示唆—施設から養子縁組された子どもに関する質問』福村出版
- 上鹿渡和宏(2016)、『欧州における乳幼児社会的養護の展開』医学書院
- 日本財団(2017)、『社会的養護のアウトカムに関する系統的レビュー報告書』
https://www.nippon-foundation.or.jp/what/projects/happy_yurikago/img/10.pdf
- 永野咲・有村大士(2014)、『社会的養護措置解除後の生活実態とデブリベーション』社会福祉学 54. 28-40.
- 野口啓示 他(2017)、『第5章 これからの措置変更のあり方をめぐって』(伊藤嘉余子編(2017)、『社会的養護の子どもと措置変更』、明石書店)
- 福井充(2017)、『子どもの長期入所からの脱却をめざして』藤林武史編『児童相談所改革と協働の道のり』明石書店

キーワード：永続性(パーマネンシー)

子ども時代から生涯にわたって継続する、心理的に繋がる家族関係や所属感を永続性と呼ぶ。特に法的な安定性を強調する場合には、法的永続性と呼ぶ。成人期に経験する失業や病気、離婚など様々なライフイベントに際して、安心して頼れる永続的な家族は重要なセーフティネットである。永続的な家族関係が保障されないことは、子ども時代の安定と安心にも大きな影響を与え、重要なセーフティネットを持たないまま社会的自立を強いられることを意味する。

II 支援現場における代替養育のありようを考える

施設における 家庭的養護の現状と課題

- 乳児院 ●児童養護施設 ●児童心理治療施設
- 児童自立支援施設 ●児童発達支援センター

施設養護から家庭養護へ—。2016年の児童福祉法改正では子どもを家庭で養育すること、それが困難な場合、家庭的な環境で養育する方針が明記され、その具体的提言として、2017年には『新しい社会的養育ビジョン』によって、「未就学児の新規入所の原則停止」「施設の小規模化・地域分散化」等が打ち出されました。この一連の動きを施設関係者はどのように受け止めたのでしょうか。質の高い「家庭的養護」推進に向けて、これまで各施設で紡がれてきた「家庭的養護」は今後、どう変容していくのでしょうか。乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童発達支援センターの関係者の方に、各施設における「家庭的養護」の取り組みについて論じていただきました。

●乳児院

乳児院における「育ち」と「育て」 —乳幼児の家庭的養育の実践と課題—

光と緑の園乳児院 副院長 かこうじ 金氏ひとみ



1. はじめに

社会福祉法人光と緑の園乳児院は、昭和25年、長崎県立佐世保乳児院として開設し、昭和43年に定員を40名に増やし児童養護施設の併設施設となりました。

平成18年には定員をそのままに、社会福祉法人光と緑の園の民間経営となり、平成17年からは1グループ10名定員(10名×4ユニット)の小規模での養育体制を実施致しました。平成22年の全面改築を機に、さらに小規模化を図るために1グループ5名定員(5名×8グループ)へ移行し、ユニットケアを行っております。

ここ数年の入所児童の変化として、入所理由は単純ではなく複雑な要因が絡み合っており、入所児童の「育て(育ち)にくさ」という養育上の問題も抱えている状況があります。つまり、個々の子どもの状態に応じた細やかな医療的ケアと個別の養育ケアが必要な子どもたちが増加傾向にあり、そのためにより専門的な個別の養育支援が必要になってきています(表1・2)。

2. 乳児院における小規模化の意義

乳児院の小規模化は、養育単位の小規模化を図ることによって社会的養護の原理の中の「家庭的養護

〈表 1〉 入所児童の入所理由

	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
実母精神疾患	0	0	6	9	6
実母疾病	7	7	1	0	3
両親疾病	1	0	1	0	2
両親離婚	0	0	0	1	0
未婚出産	3	0	3	3	4
養育困難	5	11	6	4	4
遺棄児	0	0	1	0	0
ネグレクト	0	0	10	12	8
虐待	12	13	7	2	1

〈表 2〉 入所児童の障害等

	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
精神・神経疾患	1	0	0	0	0
アレルギー性疾患	2	3	5	1	1
知的発達遅滞	1	1	1	1	0
運動発達遅滞	1	0	0	2	1
脳性マヒ	2	2	1	0	0
低出生体重	1	1	0	0	0
ダウン症	1	1	1	1	2
呼吸器障害	4	10	9	2	3
アトピー	0	0	0	1	2
川崎病	0	0	0	1	2
心疾患	0	2	2	1	1
自閉症	0	1	1	1	0
硬膜下血腫	0	0	1	0	0
肝機能障害	0	0	0	0	1

と個別化」を行い、乳幼児期における発達の保障を図ろうとするものであり、以下に示すメリットがあります。

- 一般家庭に近い生活体験を持ちやすい。
- 落ち着いた雰囲気の中で安定した生活リズムと営みを持ちやすい。
- 安全な環境で暮らしているという安心感を持たせやすい。
- 養育担当者と個別的な愛着関係を築きやすい。
- 分離体験を持つ子どもたちの心を安定させやすい。
- 子どものニーズに沿った関わりをしやすい。
- 少人数の乳幼児と職員との間で穏やかで応答性のある生活をしやすい。

これらのメリットは、乳児院入所児の特性に留意した養育支援を行う上で重要であり、私たちは今ある環境の中でいかにその特性要因からくる「育て(育ち)にくさ」の軽減につながる支援ができるのか、小規模グループケアと乳児院の専門性を活かした養育の実践を行っています。

3. 乳児院における実践～ユニットケアでの生活～

私たちは、小規模グループケアの養育目標として以下のことを掲げています。

- (1) 子どもとの時間の共有を図る。
(子どもの気持ちに寄り添う、年齢・発達・身体的特徴を知り一人ひとりに適切な保育看護を実践)
- (2) ユニットによる居住環境を活かし、家庭に近い生活体験を実践する。
(五感で感じる生活体験の実践)
- (3) 特定の養育者との愛着関係を構築する。
(大人との信頼関係、愛される体験)

以上を、日常の養育目標と掲げ、以下のような「人的環境」と子どもにとって大切な「生活環境」を整え、個別ケアの実践を行っております。

■ 人的環境

・ 養育担当者

保育士あるいは看護師が子ども1人から2人を担当し、兄弟姉妹は同じユニットで生活します。入所時から退所時まで同じ養育者が一貫して養育を行い、観察や家庭復帰への支援、育ちの記録など責任をもって行うほか、地域社会へ関わる機会を作るなど、子どもの情緒の安定につながる根っこを育てています(お買い物体験・園外保育・入浴体験・民泊体験など)。

なお、乳児院の場合365日24時間体制であることから、シフト勤務の中で担当児との関係性作りは、同じユニットの職員の協力がなければできません。施設内でのサポートシステムの構築は重要であると感じています。

また、小規模ユニットケアの運営開始時は1グループ(定員5名)0歳から概ね就学前までの年齢構成で運営していましたが、先に述べましたように、育てにくさや医療的ケアが必要な子どもの増加、感染症・乳幼児突然死症候群のリスク回避も含め養育の検討を行い、その結果ユニットケア開始から7年後、身体機能の未熟な新生児から6か月未満の乳児だけの赤ちゃんグループを設けました。個々の発達・発育の状態を把握し乳児にとって安定的で心地よいと感じることができるよう、ここでは「保育看護」が養育の柱になっており、看護師・保育士6名の職員を配置した担当養育制をとっています。

ただ、リスクを抱えた乳児が増加している状況から、限られた人員配置の中での勤務体制の見直しや応援職員の配置・調整、職員の養育技術の更なるスキルアップなど課題は多いと言えるでしょう。

・専門職との連携

乳児院には、家庭の養育との連続性を保ち家庭復帰のための親子関係の再構築を図り、児童相談所と連携しながらその支援を行う家庭支援専門相談員が配置されておりますが、保護者対応困難なケースも少なくない状況もあり、担当職員の負担も大きくなっています。

現在40名定員ですので、2名の家庭支援専門相談員を配置しており、それぞれ1名の相談員が2ユニット(4グループ)を担当し、ユニットの職員の窓口となって保護者対応をする体制を行っております。保護者に対しては、面会・外出・外泊とステップアップに必要な育児指導・医療面の指導・栄養面の指導(保護者の希望があれば調理実習の実施)・宿泊訓練などを計画し、ステップアップの段階でユニッ

ト看護師・養育担当者・栄養士・相談員と連携して個別ケースごとに支援内容の検討を行い実施に当たっています。

また、保護者が子どもの「育ち」を知ることが交流促進につながるのと考えから、いのちの誕生から始まる「宮参り」「お食い初め」「もちふみ(1歳の誕生を祝う長崎伝統の儀式)」「七五三」など成長の節目の行事に保護者を招待し、保護者にもお祝いの膳を食べてもらうなど、親子関係再構築のための支援を行っています。

里親支援専門相談員は、里親委託の支援方針のもと委託に向けて里親の不安や思いを受け止めながら支援を始めますが、それと同じように里子となる子どもの不安と変化を受け止めるよう、交流メニューの作成と同時に里親との関係性のチェックリストを作り、子どもの些細な言動や変化・気づきを記録しています。必要に応じ心理士と情報を共有し、生活場面の行動観察やセラピーなども行っていますが、不安な子どもの気持ちに寄り添うことが養育をつなぐ里親への支援になると考えるからです。

措置変更や里親委託が近づくとき担当養育者や心理士は子ども一人ひとりの「育ちの絵本」(ライフストーリー絵本)を作成します。誕生したこと、乳児院で大切に育ったこと、どんなことをしたのか、好きだったこと苦手だったことなどを絵と文字で表現し、お気に入りの食器や使った歯ブラシなど子どもが使ったものは絵本の中に写真で埋め込みます。

養育をつなぐ里親や施設にも協力してもらい、新しい生活の場所や里親・施設担当者の笑顔の写真を入れて絵本の終わりにしています。その後の絵本のストーリーは白紙のままにして、次の養育者へバトタッチします。

■生活環境

建物は完全ユニット化に対応しており、玄関・台所・食堂・居間・寝室・風呂場・脱衣所・トイレを

設け、仕切りは必要以上に作らずプライバシーを守りながらもオープンにしています。

家庭に近い環境を整備することで、当たり前の生活体験がしやすくなり、子どもの五感に働きかけることができているようです。ご飯が炊ける音、部屋中に漂ういい匂い、食器を洗う音、掃除機をかける大人の様子など、ユニットの中で展開されるほんの一部分の生活の様子ですが、子どもたちは毎日自然と体感する訳です。

職員にとって朝夕の家事業務はかなり慌ただしいものです。しかし、各ユニットでそれぞれ工夫しつつも、あたり前の生活のありのままを子どもたちに伝えているようです。

子どもの日課については、乳児期・幼児期の発育発達と年齢に応じた生活リズムを基本として、子ども一人ひとりに合わせた個別の生活支援を行うようにしています。

例えば、乳児にとって大切な睡眠と授乳。泣いて不快を訴え、養育者がすぐにおむつを取り替えてくれる。ゆったりと語りかけながら授乳をしてくれる。応答的であることは大人との愛着関係の基礎的なことですので、昼間の少人数での養育体制(昼間保育の実施により乳児のみグループに残る体制)でも、少なくともそれは実現できていると感じています。

幼児については、発達面から「あそび」を保障するための遊びこめる時間と場所(環境)を設けています。各グループの概ね2歳以上の子どもたちを、月曜～土曜の午前8時30分から夕方5時まで、所属グループとは別の保育室で保育します。保育活動の年間・月間計画に沿って保育園方式で遊びを十分展開できるよう、昼間保育専任の職員配置にしています。

子どもが遊びを通して獲得する能力や発達を間近で感じているようですが、保育の質を高め継続して運営するためには保育養育技術のスキルアップのための人材育成やユニットとの連携、マンネリ化しない職員



お手伝い・洗濯ものたたみ



みんなでごはん

体制が必要と感じています。

4. おわりに

小規模グループによる「家庭的養育」の実践の中から、現場では小規模であるがゆえのリスクマネジメント、シフト勤務の中での職員体制の強化、専門職の活用、質の高い人材育成など課題は多いと感じていますが、何より安全で安心できる環境とそこで体験した「あたり前の生活体験」は、社会的養護を必要とする乳幼児にとって、次への「育ち」をつなぐ大切な一歩だと信じています。

引用・参考文献

- 全国乳児福祉協議会(2015)「改訂新版 乳児院養育指針」
- 厚生労働省児童家庭局母子保健課(2015)「乳児院運営ハンドブック」

●児童養護施設

愛泉寮における「完全小舎制養護」と家庭的養護の今後のあり方



児童養護施設 愛泉寮 施設長 ふじい よしのり 藤井美憲

はじめに

2017年8月2日付けで「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により「新しい社会的養育ビジョン*1」（以下、「ビジョン」とする）がまとめられ、全国に発送された。「養護」が「養育」という言い方に置き換えられ、児童養護施設も社会的養育の中の「代替養育」を行う施設という定義づけがされたところである。

ビジョンは、2013年にまとめられた「社会的養護の課題と将来像*2」を見直し、改正児童福祉法に基づき社会的養育全体のあり方について提言されたものである。児童養護施設のあり方もビジョンの示す方向性に大きく影響を受けることになった。それらの状況を踏まえつつ、愛泉寮における家庭的養護の展開経緯や現状及び課題などをまとめていきたい。

1. 愛泉寮について

愛泉寮は、埼玉県加須市所在で創立72周年を迎えた児童養護施設である。設置主体は社会福祉法人愛の泉であり、他に児童関係で乳児院と保育所を設置している。また老人関係で養護老人ホームと特別養護老人ホームを設置しており、職員300名ほどの規模である。

愛泉寮の児童定員は現在80名（4箇所の地域小規模児童養護施設を含む）、他に1998年に児童家庭支援センター「愛泉こども家庭センター」を、2013年にはファミリーホーム（定員6名）を設置し、2017年4月より一時保護所事業（定員6名）を開始し、児童定員は合計92名の規模である。

2. 大舎制養護から小舎制養護への移行経緯

愛泉寮は創立当時から1990年代までは、児童定員60名であり大舎制の児童養護施設だった。当時の退所児童の状況は、社会的自立が困難となる子どもが多く、自立支援のあり方を見直し、本来の養育のあり方を追求しつつ社会的自立に向けた支援方法を模索したところから小舎制養護への道りは始まっている。

子どもの養育は長い間大舎制養護体制の下で行われ、集団生活の中で管理的な養育が行われていた。子どもを大切に養育することができていなかったため、自立する力を養えない状態だったという反省が大きく、「養育のあり方」の改善に向けての取り組みが必要であった。子どもたちの多くが、自立に必要な、人間関係を形成する能力に問題を抱えていた。これは、幼児期に獲得すべき信頼できる大人との愛着形成が十分になされておらず、自信と自己肯定感を培うことができていなかったことに因るところが大きい。それ故に愛着形成の重要性に注目し、大舎制養護から小舎制養護の形態に移行することを目標として、段階的にグループケアの方式を導入していった。建物も構造的に大舎の集団生活を基本とする造りだったので、「生活感」のある環境で「安心感と連続性」「養育単位の小規模化・地域化」をキーワードにして毎年可能な限り建物の造りを小規模なユニットに改修し、併せてキッチンの整備を進め、新たな生活の場を創り出すところから始めた。

1995年には、自活訓練型分園を開設（児童定員6名）。社会的自立に必要な支援体制を整えることが可能となり、施設の小規模化・地域化を具体的に推

進する第一歩となった。

その後、2000年には、地域小規模児童養護施設を開設し、本格的に地域化を進めた。2007年に施設建物の全面改築により、大舎制養護から小舎制養護形態の建物となり、本園で7小舎、分園が4箇所、ファミリーホーム1個所で計12小舎となった。本体施設は6箇所の小規模グループケアを実施しており、1小舎の児童定員は8名以下となっている。

大舎制の養護形態から小舎制養護への形態に移行するのに10年以上の歳月を必要とした。小舎に移行して11年目となり、現在この間の歩みの検証を始めている。

3. 家庭的養護の展開

愛泉寮の「家庭的養護」の展開は、前述のように施設の形態を大舎制養護から小舎制養護の形態に切り替えることで実現することができた。

加えて、家庭的な環境を整えるために必要な要素として、生活に欠かせない「お金の使い方(事業費)」と「食事(調理)のあり方」をできる限り家庭生活に近づける方法を模索することも必要であった。お金と食事のあり方を検討し、以下のシステムを構築することによって家庭的養護の生活内容を整えることができた。

1995年度には、小舎単位の会計システムを構築し、生活単位ごとに月初めに40万円程度の生活費を支給し、子どもたちの生活に必要な物を必要な時に自由に購入できるようにした。子どもたちの経済観念を養うためにも、施設の会計に縛られない家計簿方式の生活費会計システムの構築は欠かせないのであった。

また、その生活費の中から食費を出し、職員が日々の食材の買い出しを行い、職員自ら調理を行う体制(全調理体制)を整えた。施設なので、栄養士によって献立が作成され、どのグループも共通の食事メニューとなるが、買ってくる食材と調理の味は、

グループごとに行われるので、見た目も味も変わってくる。子どもたちは、担当する職員が目の前で作った料理を食べることができるようになり、“一家団らん”といった生活を送れるようになっていく。食事に対する安心感は愛着形成を創り出す上でも効果があり、子どもの情緒的安定に大きな役割を果たしている。なお、この全調理の体制は、そもそも日常的に子どものケアに当たる職員の要望でもあった。

小舎制養護の形態を採りながら、「お金の使い方」と「食事(調理)のあり方」を追求せず、小口現金による精算方式を行い、厨房で集団給食を作り各小舎に配食している施設が多い。愛泉寮は生活に必要なこの二つの要素を実現できたので、「完全小舎制養護」という表現を取って使うようにしている。この完全小舎制養護は2007年度末に施設建物の全面改築の後に分園を含む全小舎で行われるようになった。

4. 家庭的養護の推進における現状と課題

愛泉寮の家庭的養護は目標としていた完全小舎制養護体制における10年間の歩みによって、子どもたちの生活は大舎制養護の時期に比べて落ち着いてきている。大舎制養護の時期に起こっていた問題は現在ではほとんど起こらない。何よりも家庭的養護の形態では、子どもと職員の愛着形成ができやすい体制であり、子ども以上に職員一人ひとりの子どもへの愛着が強くなる傾向がはっきりと現れている。生活費を職員の裁量で使えるシステムは、金銭面のストレスが軽減する。お金に関する子どもからの問いかけにも家庭と同様の回答ができる。また、完全調理は生活感を醸成することの効果が大きく、子どもの目の前で調理が行われる様子は、従来の「施設」というイメージを本来あるべき家庭的なものに変えることができたと感じている。愛泉寮の家庭的養護のあり方は、子どもの最善の利益と本来の養育のあり方を追求する形態として施設の理想的な形態であ

とも言えるかもしれない。

愛泉寮における全ての養護内容は、「社会から預かった一人ひとりの子どもを大切に育てる」という理念を基に積み上げられている。「家庭的養護」は、その理念を具現化するためのものであり、最善の養護内容や形態を追求したために実現できたものである。

しかし同時に、愛泉寮の現在の完全小舎制養護は、職員が「養育者」であると同時に「労働者」であるところからくる矛盾や課題を多く抱えている。

課題となる内容を以下に箇条書きにする。

①宿直回数の多さ、②労働時間の範囲でできる養育の限界、③小規模を担える職員の育成、④人材確保、⑤ケアの質の確保、⑥労働基準法を遵守しにくいこと、⑦小規模化による個々の職員が孤立化すること、⑧各小舎への支援体制を確保すること、などである。因みに、一方で里親は労働者とはみなされず、個人で行うファミリーホームは労働基準法に縛られていないといった状況もある。

5. 今後の家庭的養護のあり方

「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」によってビジョンが提示された。施設職員として「子どもの養育の専門家」を目指していた児童養護施設であるが、ビジョンでは「代替養育」という言葉に置き換えられてしまった。味気なく冷たい響きをもった表現だと思う。

ビジョンにおいては、従来の「社会的養護」は「社会的養育」という全体像の一部となっており、「社会的養育」は一般家庭や保育、障害も含む日本全体の子どもへの養育を日本という国(社会)全体で責任を負うという捉え方となっている。

児童養護施設は、「家庭養護優先」の判断基準によって、ケアニーズの困難性が高いケースを受け入れるようになることが示されている。施設の高機能化・多機能化の名目のもとに、「心理治療的養育」に対応することが求められている。

児童養護施設のあり方は、その時代と共に変化している。孤児院と呼ばれた時代もあれば、戦災孤児収容のための施設になっていた時代もある。ビジョンが示した社会的養育の構想は、「国連・児童の権利に関する条約」を国際的水準で実現するためにも現代的にも必要な構想である。しかし、児童養護施設が戦後70年以上にわたって培い、積み重ねてきた「養育のあり方」が変わることになってはならない。時代がどう変化しても、対応が困難な子どもの受け皿になっても、これまで大切にしてきた「養育のあり方」は変わらずに守り続けるべきものである。

全国児童養護施設協議会は、「子どもを未来とするために～児童養護施設の近未来～^{*3}」をまとめている。「児童養護施設近未来像Ⅱ」として策定した後に、「この子を受け止めて、育むために～育てる・育ちあういとなみ～^{*4}」をまとめ、児童養護施設における「養育の本来のあり方」を示している。それは「社会的養護の課題と将来像」や「児童養護施設運営指針」につながるものである。

一方、ビジョンにおいては、「代替養育」に治療的要素を加え、さらに「未就学児の施設入所停止」「入所期間の原則」なども盛り込まれ、本来の養育の機能は全く度外視されているように感じる。施設解体論を含む、施設における養育を否定する前提で高機能化と多機能化が求められているのである。

私は、今後の児童養護施設のあり方は、社会から預かった子どもたち一人ひとりを大切に育てるための「本来の養育のあり方」を従来と同様に追求すべきであると思っている。子どもたちを受けとめる「養育の専門性を有する受け皿」としての役割は、社会状況がどのように変化しても、たとえ里親が増えて家庭養護が充実しても、「最後の砦」として存続し続けるべきものであろう。

施設は家庭となり得るには限界があるが、これまでと同様に存続し続けることに意味があり、どのような制度設計がなされても「受け皿」としての機能

は必ず必要なものとなるだろう。

これまでの児童養護施設の実践が「今後の家庭的養護のあり方」として追究され、それをさらに子どもの最善の利益に照らし合わせ、一人ひとりの子どもの健全な自己形成と自立を真に支援できる方法を模索し続けることが児童養護施設の本来的役割であり、今後もあるべき姿であろう。

- ※1 厚生労働省「新たな社会的養育のあり方に関する検討会」2017年「新たな社会的養育ビジョン」
- ※2 厚生労働省社会的養護専門委員会、2013年「社会的養護の課題と将来像」
- ※3 全国児童養護施設協議会、2003年「子どもを未来とするために～児童養護施設の近未来～（児童養護施設近未来像Ⅱ報告書）」
- ※4 全国児童養護施設協議会、2008年「この子を受け止めて、育むために～育てる・育ちあういとなみ～」

●児童心理治療施設

『ありふれた日々』の中で感じる家庭的養護 ～児童心理治療施設で伝える“家庭”～

こどもの心のケアハウス 嵐山学園 女子棟主任 いくしまけんじ 幾嶋健司



はじめに

— 4つのエピソードが教えるもの

施設から送り出した子どもが、私に“家庭的養護”の大切さを感じさせてくれた4つのエピソードです。

- ①「20歳になったので来ました。来ようって決めてたんです」：中学生の時に職員室で暴れていた子です。成人式の日の朝早くに当時の悪友と一緒に手土産を持ってやってきました。
- ②「25歳になってやっと昔のこと整理したいって思って来ました」：小学校5年生の時に獣のような目をしながら私の腕に噛みついていました。13年振りの再会でした。
- ③「義理の父ちゃんが作った米買ってくれない？今年、豊作でさあ」：小学校6年生で春・夏・秋・冬の概念がなかった子です。施設を退所し、しっかり仕事をして、温かい家庭を感じさせてくれる女性と結婚、2人の子と奥さんのご両親と同居中。今は家族と四季を感じているのでしょう。
- ④「腹括れて言ってもらった」：中学3年生

で自分の進路選びにどうしても自信が持てなかった子です。志望校に見事合格、自ら望んで進学クラスにも入り勉強中。

私は、児童養護施設で12年弱勤務した後、現在の児童心理治療施設で働くようになって10年、様々な子どもたちと生活してきました。正直、手を焼く子どもたくさんいました。そのような子どもたちに、その時できる精一杯の気持ちで向き合ってきたつもりです。子どもを送り出してからも、あの時のあの関わりが正しかったのかと疑問を抱えたままのこともあります。しかし、これらのエピソードのように、時が経ってから思わぬ形で彼らに答えを出してもらったこともあります。直接的な関わりができなくなった数年後に会いたいと思ってくれたこと、複数の職員がいる中で私を選んで会いに来てくれたこと、私の厳しい言葉をその後の人生の中で自信に変えてくれたことを嬉しく思います。

このような経験が今の私を支えています。今回、本誌への原稿執筆のお話を頂き、改めて私なりに“家庭的養護”について考えてみました。

私たちの考える“家庭的養護”とは

—治療に特化した施設であるがゆえに

私の働く児童心理治療施設では、つらい過去や発達上のハンディキャップを抱えた子どもたちが生活しています。丁寧な説明や扱いをしてもらえず叱られ続けていた子、ハンディキャップを理解してもらえず苦しんでいた子など様々です。手のかかる子、面倒な子という扱いをされ、子どもながらにそれを感じ取り、つらい日々を送ってきた子どもたちには、私たちは全てを受け止めるところから始めることが大切だと思っています。

治療に特化した施設ですから、治療を意識する場面は多々あります。服薬が増量した時や新たな服薬が必要になった時など、生活指導員である私にとっては、その必要性を感じつつも生活場面でのアプローチで状態を改善させられなかったという悔しさを感じることもあります。そのような時は『今現在のこの子と、この環境にとっては必要なのだ』と自分に言い聞かせます。児童心理治療施設で落ち着いた生活ができていたからと言って、他の環境になれば問題が再燃したり、新たな問題が多々出てくる等のケースは少なくありません。退所後の生活環境を幅広くイメージしながら、何に気付いてもらうことが必要なのかを常に意識し、子どもたちと共に課題に向き合っています。

児童心理治療施設は特殊な環境であるがゆえに、できるだけ短い期間で自らの特性に、そしてその特性との付き合い方に気付いてもらうことが重要となります。通常では叱る場面でも、叱らずに褒めてあげる場面に変えることも、職員の『気付かせる関わり』次第でできるのです。これは家庭よりも生活・心理・教育・医療のプロがチームとなって支援できる児童心理治療施設（総合環境療法）だからこそできることです。信じられる大人がいることや仲間がいることの大切さなどに気付いていくためのきっかけを提供することが私たちの役割です。それを短期

間でやらなければならないのには訳があります。入所期間が長くなればなるほど、家庭や児童養護施設などに生活の場が変わってからのギャップが大きくなり、子どもたちが苦勞することになってしまうからです。

確かに、児童心理治療施設はその治療的な側面ゆえに、“家庭的養護”の言葉から受けるイメージからは少し遠ざかったものと言わざるを得ないのかもしれないかもしれません。同じ場に心理・教育・医療があり、生活を中心としつつもその生活には無用の刺激や混乱を招かぬよう一定の約束事（“枠のある生活”）があります。でも、だからこそ、児童心理治療施設における（ならではの）“家庭的養護”とはどういうものであるか、私たちは常に自分に問いかけ続けねばなりません。

児童心理治療施設での生活を経て、より家庭的な支援の受けられる環境へと子どもを送り出す。その後、子どもが嵐山学園での生活を振り返った時に、「嵐山学園に入って良かった」と思ってもらいたい、「嵐山学園で変わった（気付けた）」と感じてもらいたい…。子どもたちのそんな思いを紡ぐために、私たちの“家庭的養護”はあるのかもしれない。

ルールで「縛る」のではなく、施設全体で「包む」 —子どもがより良い“家庭”のイメージを持つために

子どもたちは、様々な理由から一番いたい場所（家庭）にいられなくなり、新たな生活の場（施設）が絶対ではないとしても二番目にいたい場所となることを信じてほしい気持ちや、普通でない家庭で育ってきたことによる警戒心や不安な気持ちを持って入所してきます。そのことにすら気付かないまま施設に入所してくる子どもも大勢います。入所してきた子どもたちを受け止めるのは私たち職員です。その際に、個々の職員が持つ“家庭的養護”のイメージ—“家庭”の中で褒めたり叱ったり、認めたり認めなかったり、といったイメージを統一することに

は限界があることを理解しておかなければなりません。職員一人ひとり、育ってきた家庭が異なるからです。食べてきたものも、褒められたことも、怒られたことも当然違うのです。

しかし、統一できるはずもないことは頭では理解していても、子どもの支援に取り組む中で、そして家庭的な雰囲気作りや関わりについて職員間で話し合う中で、知らず知らずのうちにイメージを統一しようとしていたり、その結果、良かれと思って決めたルールが半ば強引に子どもを抑え込んでいることに気が、はっとすることがあります。そのような時に、口にはしないまでも個々が育ってきた家庭の違いから感じるズレ、違和感を持った経験は私に限らずどの職員にもあるのではないのでしょうか。

大切にしたいのは、私たちの一方的な“家庭”のイメージを子どもに押しつかけたり、ルールを決めて子どもを「縛る」のではなく、子ども一人ひとりがより良い“家庭”のイメージを持つことができるよう、その方法や工夫を職員一人ひとりが個々に持つ“家庭”のイメージに立ち返って考えることです。職員間で、将来、この子どもがどんな家庭を持つか、あれこれ想像しながら自分の率直な思いを出し合うことも良いと思います。施設全体が持つ、より良い“家庭”のイメージで「包む」—その姿勢こそがより良い“家庭的養護”につながるのだと思います。

正直なところ、その“家庭”を想像しやすい子がいる一方で、想像しにくい子もいます。良い将来を想像できる子もいれば、将来出会うであろう困難さばかりを想像してしまう子もいます。しかし、それらも含めて職員間で話し合うことで必要な支援が見えてきます。仮に最善の支援が見つからなかったとしても、そのような姿勢でいることが、やがてはより良い支援につながると思います。

子ども自身がより良い“家庭”のイメージを持つことができるように子どもに関わり続ける—これは親の大切な役目の一つです。その役目を希望と熱

意を持って親に代わって果たすことができるかどうか、私たちに問われているのです。

形にならなくても目に見えなくてもいい…

—子どもたちが愛情や優しさを感じ取れる環境を

治療に特化した施設であっても、時には甘えを受け入れることも厳しく叱ることも当然あります。自らの課題に気付けずにいる子ども、過去・現在・未来に対する漠然とした不安で一時的に情緒が混乱してしまっている子どもなど様々な子どもたちに、一番効果的なケアを専門職間で検討し、チームとしてケアに取り組む。言葉や文章にすることは簡単ですが、なかなか理想的な連携が取れないこともあります。職員の入れ替わり(家庭で考えれば親の入れ替わり)が安定したケアを難しくしていることは他の福祉施設と同じです。それでも、子どもたちに対して愛情を、厳しさをも含めた優しさを、施設内分教室の教員も含めた職員一同で子どもに与え続けなければなりません。

もっと言うなら、子どもたちが愛情や本当の優しさを感じ取れる環境こそが“家庭的”なのだと思います。職員が良かれと思えつくして提供した環境でも、子どもがそのように感じられなければ意味がありません。どれだけ頑張っても“家庭”という一番の環境になれないことは分かっている、子どもからの評価(笑顔)を常に意識し、子どもたちと共に取り組み続ける。その謙虚な姿勢や強い思いと感性こそが“家庭的養護”をより良いものにする一番の方法だと思います。決して形になるものでも目に見えるものでもなく、ごく自然な流れの中で生まれてくるものでなければなりません。

私が子どもたちに思ったり、感じたりしてほしいと思いつけていることがあります。次の4つです。

- ・退所してからも施設に行きたいと感じてもらえること。
- ・あの時の職員(私)に会いたいと思ってもらう

こと。

- ・一番に助けを求めたいと思ってもらえること。
- ・ごく当たり前にそばにいてくれる人と思ってもらえること。

さいごに—『たしかなこと』が伝える“家庭的”

今回の執筆にあたり、当然自分の育った家庭・家族についても考えました。

私の育った家庭は、至って普通のありふれた家庭でした。私が素直だった時も、わがままだった時も、反抗的な時も、悩んでいる時も、ごくごくありふれた家庭で当たり前に育ちました。良いことも、程々の(???)悪さもしました。私の家庭には、無条件の信頼みたいなものがありました。しかし、そのありふれた家庭の有難さは、児童福祉施設で働くようになってからより強く、自分の家庭を持ってからはさらに強く感じるようになりました。そのようなことを考える中で気付いたのは、家庭には『優しさ』にあふれた時間を共に過ごせる環境があったということ。そんな環境こそが“家庭的養護”を実践できる場なのかもしれないということです。

児童養護施設職員を経験した後、児童心理治療施設の職員をしている私ですが、“家庭”というもののイメージの根本になっているのは、やはり自分の育った家庭に他なりません。ありふれた家庭ながらも“家庭”を感じながら育った私からすると…本当は次のような感情を持ちます。

家庭“的”じゃダメなんです、“家庭”じゃなきゃ。子どもの言葉で表すなら「^{じぶんち}自分家」「^{うち}我が家」「^{おうち}お家」「家」なんです。特別じゃなくていいんです。『ありふれた日々』のある“家”で。

私の好きなアーティスト、小田和正さんの曲に『たしかなこと』という曲があります。

**いちばん大切なことは 特別なことではなく
ありふれた日々の中で君を
今の気持ちのまゝで見つめていること**

.....

どんな時もきっとそばにいるから

他にも、『風の坂道』『wonderful life』という曲があります。その曲の中にはこんな歌詞があります。

『風の坂道』

ありふれた日々が かゞやいてゆく

ありふれた今が 思い出に変わる

『wonderful life』

ステキな人生 僕らは心の届く場所にいたい

出勤する車の中でこれらの曲を聴きながら思いました。子どもたちが口にする「つまんなあい」「ひまあ」。大人が思う「何やろっかなあ」「いいなあひままで」。そんな言葉がゆったりとした時間の中で一致した時が、実は一番思い出に残る大切な時で、“家庭的な時”なのかもしれません。

児童心理治療施設の職員にとっての“家庭的養護”とは、施設を出た子どもたちが一時的な混乱から解放され、信じられる大人がいることや自己否定しなくてもよいことなどを体験し、“家庭”というものをそれぞれがそれぞれに思ったり感じたりしてもらい、言わば正しいスタートラインを一緒に確認させてもらう作業なのだと思えます。決して押し付けるのではなく、期待しすぎるのでもない。大切なのは子どもたちを信じて待つこと—『**どんな時もきっとそばにいるから**』と子どもたちに伝えながら。いつか「お家みたいだった」と思ってもらえたり、子どもが本当の家庭に出会えるその日まで。

そして、施設から送り出した子どもが離れたところにいるとしても、『**心の届く場所にいたい**』と思いつつ、今できることを精一杯やりたいと思えます。

引用

作詞・作曲・歌手 小田和正

『たしかなこと』(2002年)BMG JAPAN

『風の坂道』(1993年)ファンハウス

『wonderful life』(2016年)アリオラジャパン

●児童自立支援施設

児童自立支援施設における 家庭的環境と小集団処遇の意味 —もうひとつの家庭的養護—

国立きぬ川学院 医務課長 ^{とみた}富田 ^{ひろし}拓



児童自立支援施設は厚生労働省管轄の児童福祉施設であるが、その主な対象は非行少年である。全国に58施設あるが、そのうち3分の2は交代制、残り3分の1は夫婦小舎制という勤務体制を取っている。後者の場合、敷地内に点在する幾つかの寮のそれぞれで、夫婦が(実子がいる場合はその子ども)10人程度までの少年と一つ屋根の下、共に暮らしている。

「1年間で寮の子どもに丸1日会わない日は6日だけ」—つい最近、武蔵野学院の寮長から聞いた話である。国立男子児童自立支援施設である武蔵野学院の職員には月に8日の休暇があり、うち4~6日が1泊2日の休みとなっている。その間その寮の7、8人ほどの子どもは寮長、副寮長(寮母とも呼ばれる)と離れ、交代寮と呼ばれる寮で過ごすことになる。ただし、社会一般の「週休2日」が例えば金曜の夜から月曜の朝までの休みであるのと違い、休みの一日目の朝に子どもたちを送り出し、2日目の夕方には子どもを再び寮に迎える。つまり、2日間の休みのときも子どもと寮職員が会わない日はない。また寮職員には年に2回、4泊5日の休みがあるが、このとき、中3日は寮職員は担当している子どもに会わない。だから寮の子どもに丸1日会わない日は年に6日、ということになるのだ。さらに、児童自立支援施設は学校機能を施設内に持っている。施設内の分教室で子どもが授業を受けている間、寮職員はその教室とホールを隔てた職員室にいる。普通の親子は、たとえ親が自営業で家にいるとしても子どもは学校に出かけるから、日中は別々の場所にいる。それに対して武蔵野学院では、子どもが教

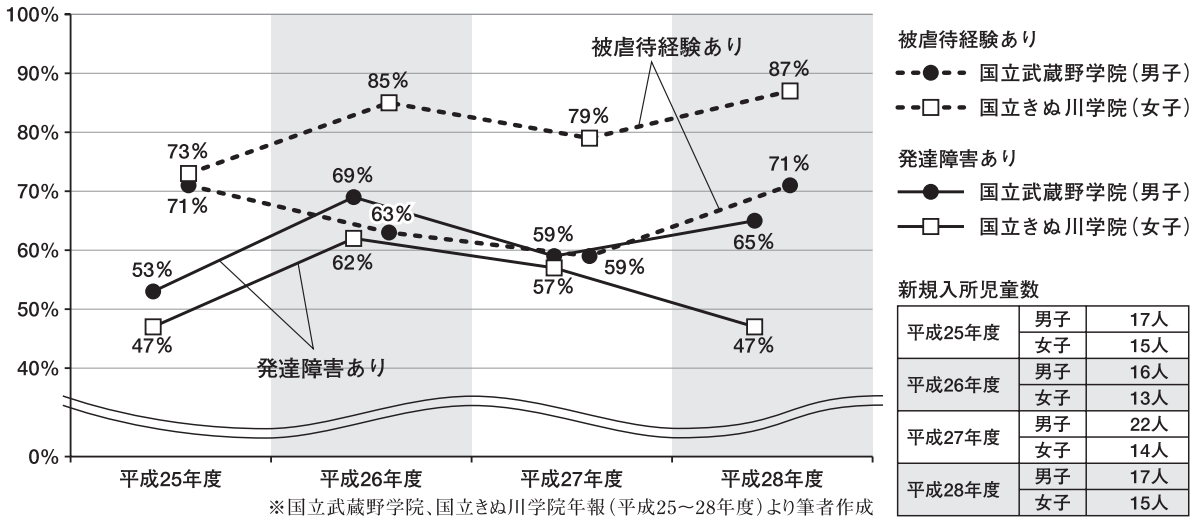
室で勉強しているときでさえ、寮職員と子どもはガラス越しに十数メートルほどしか離れていない。また、休み時間にはホールに立つ寮長の周りに寮生が集まる。管理的だとも言えるが、休み時間の間子どもたちは明らかに寮長に甘えている。児童自立支援施設は、社会的養護の施設としてはその在籍期間が1年から2年ほどと比較的短い、その間の一緒にいる時間の圧倒的な長さが我々の施設の強みの一つである。その接触の中で職員から子どもに与える影響のことを古くから「感化」と呼んでいる。ある父親は、自分の息子の口調や仕草が寮長そっくりになっていることに嫉妬していた。

また、彼らの多くが被虐待経験を持ち、普通の家族の姿を知らないだけに、夫婦とその家族が非行少年たちと一緒に住むことによって、普通の夫婦、普通の親子のモデルを提示することの意味は大きい。

この、共に過ごす時間の長さ、夫婦と比較的少数の少年と一緒に暮らす仕組みが、夫婦小舎制の児童自立支援施設が「家庭的」である所以である。ただし、この仕組みが「家庭的」であることは多くの人が認めるだろうが、「家庭的」とは何かを定義することは難しい。「家庭は小さな無限大だ」と先輩が言ったことを思い出す(無限大には大きな無限大と小さな無限大があって、前者は例えば整数全体のような無限大であり、後者は整数の1から2までの間に無数の小数があるような無限大のことを指す)。その多面的で豊かなものを定義しようとすると、どうしても一面的なものにならざるをえないと思う。

ではなぜ、児童自立支援施設が「家庭的」でなければならないのだろうか。つまり、なぜ非行少年処

〈国立児童自立支援施設入所児童の状況〉



遇が「家庭的」である必要があるのか。これについて、児童自立支援施設の草分けである北海道家庭学校の創始者、留岡幸助が1世紀以上前に極めて明確に述べている。「少年子弟が悪化する原因素より一にして足らずと雖、其の十中八九までは、家庭悪しきか、然らざれば全然力知恵を有せざるに在るや明らかなる事実なり。彼等をして斯の如くならしめたるの因果果して此の点にありとせば、彼等を善良なる市民に改善せんと欲するも、亦家庭的空気の中に於て教育するの大切なるは言を俟たず」。留岡は極めて意識的に、被虐待児の教育環境として夫婦小舎制、つまり実際の夫婦が非行少年の小集団を処遇する施設である家庭学校を作ったのである。1世紀以上を経て、この「家庭的養護」の持つ意味が再び注目を集めている。

また、近年我々が新たに経験しているのは、発達障害を持つ子どもに対する夫婦小舎制の成長促進的効果である。愛着形成の難しい彼らに対して、愛着を持つべき対象が明確に、安定して示されること、また対人関係・コミュニケーションスキルの訓練の場として子どもの小集団が存在することが、わかりやすく、かつ豊かな環境として彼らに作用するのである。

「家庭的」であるだけではない
児童自立支援施設の特徴

「家庭学校」というネーミングには、留岡の「家庭の愛と学校の知恵が満ちた所」であるように、という思いが込められている。ここで意味深いのは、家庭にして学校である、という点である。つまり、家庭的であるだけでなく、教育機関としての性質を併せ持つように、と考えられていたのである(ただし、この時代の「教育」には、現在での福祉的な要素も多分に含まれていたであろう)。

この点で児童自立支援施設の特徴を挙げれば、「小」集団処遇であること、だろう。集団が大きすぎれば、「家庭的」とは言い難くなる。一人ひとりの子どもに目が届きにくくもなる。では、子どもの数が少なければ少ないほどいいのか。そうではない。主に、施設の対象となる子どもの特性と在籍する期間、新しい子どもが集団に入ってくる頻度等によって決まってくるものだと思うが、各施設ごとに、最も望ましい子どもの数があるはずだ。児童自立支援施設のように、攻撃性の高い子どもが入所してくる施設の場合、その子どもを受容できる集団の存在が必須なのである。不安定で暴力的な子どもが入所してきても、ある程度の大きさの安定した集団があれば



普通寮(夫婦小舎制)。玄関の広い少し大きな家という趣



中に入ると開放的で家庭的な雰囲気のリビングが広がる

ば受容できるが、集団が小さければ、あっという間に崩壊する。崩壊しないまでも、常にその子に集団が振り回される。また、新しい寮の立ち上げの際にいつも経験するのが、子どもが一人二人のうちは、子どもと職員との間のトラブルが頻発するが、子どもの人数が増えるにつれて、子ども同士のトラブルを職員が仲裁する形になっていく、ということだ。経験的には子どもの数が4人を超えると、子どもと大人とのトラブルは急速に減少する。職員がいかに奮闘しても得られなかった生活の安定が、子どもの人数増によってあっさりとは実現するのである。これらを考えると、児童自立支援施設での1寮舎当たりの最適な人数は最低4人から最大10人前後であろう。

また、そもそも大人を信用していない非行少年が、驚くほど短期間で寮長寮母に甘えるようになるのは、自分と似た生い立ちの、自分と似た非行少年である先輩たちが、寮長寮母に心地よさそうに甘えているというモデルの存在があるからこそだと思われる。その様子は、自分と同質の小集団をいわば安全基地として、大人との関係を持つとするとする探索行動をとっているかのように見える。多くが被虐待経験を持ち、また対人関係に困難を抱える発達障害を持つことも多い彼らが、思春期に至って大人と一対一で関係性を持つのは大変困難なはずである。この点でも、子ども集団の存在が重要な意味を持つ。

また、児童自立支援施設には、寮舎の他に、それ



開放処遇の象徴とも言える門扉のない校門

を支えるスタッフが存在する。夫婦だけでは支えきれないことも多い重度の問題を抱えた子たちを受容できるよう、幾つかの寮舎をそれ以外のスタッフがサポートする。武蔵野学院の場合、現状では、4つの寮、つまり4組の夫婦を、20人以上のスタッフが支えている。夫婦小舎制の場合、どうしても寮を担当する夫婦に極端な負担がかかってくる。だからこそ、周囲のスタッフが敬意を持ってそれを支え、また、寮を担当する夫婦が支えてくれるスタッフに常に感謝の念を持っていなければ夫婦制は成立しない。重い問題を抱えた少年たちを処遇できるのは、このような組織があるからこそなのである。

また、もう一つの児童自立支援施設の特徴として、少年たちが社会からある程度隔離されていることが挙げられる。児童自立支援施設は開放処遇であり、施設に施錠しない。ほとんどの施設は高い塀も門扉も持っていない。その点は少年院と大きく異なるのだが、実際には、学校機能も施設内に持っているた

め、日々の生活は施設内で完結している。社会科見学や寮ごとの外出などで施設外に出ることはあるが、子どもが勝手に施設を出て行く「無断外出」は最も重いルール違反とされる。この点で、児童自立支援施設は他の社会的養護の施設と大きく異なる。対象が非行少年であるため、社会防衛的な要素があることは否めないだろう。一方、隔離されていることによって、施設職員の働きかけが少年たちにより強く浸透する面もあるようだ。このことは、児童自立支援施設の処遇が「純粹培養」であると揶揄される所以でもある。ただ、無菌状態の中で育てられる、といったイメージは実際とは程遠い。なにしろ、非行少年の集団である。どうしても互いのトラブルは日常的に起きる。ただ、そのトラブルをむしろお互いの成長の機会としていこうと職員は考える。トラブルが起きないほど強い枠組みはベストではなく、むしろ日常で小さなトラブルが起きる程度の枠組みにしておくのが良い、とされているのである。そしてトラブルが起きると、職員の立ち会いのもとで子どもたちが寮全体で話し合いの場を持ち、解決を図る。そこで非行少年たちが作る新たなルールは、極めて倫理的なものであることがほとんどである。集団で生活するとき、非行少年と言えどもお互いに倫理的にならざるを得ないのである。この点でも、やはり集団の存在は不可欠である。

子ども集団の持つ、受容する力、互いを成長させる力、社会性を身に付けさせる力は、大人がどんなに手をかけても、代えることができないものである。扱う子どもが難しい子であればあるほど、ある程度の大きさの集団が必要なのである。しかし、難しい子は4名以下の集団で扱おうという、「新しい社会的養育ビジョン」の方針は、この子ども集団の力の大きさを忘れてしまっているかのようには見え思える。

もう一つの家庭的養護

家庭的養護には、大きく分けて二種類あるのでは

ないだろうか。一つは、家庭での養育の代替を狙うもの、もう一つは、家庭的環境の治療的効果を(治療的効果を)狙うもの、である。

児童自立支援施設は、彼らの反社会性を低減させ、社会に返すという極めて明確な目的を持っている。児童も、入所する時点で児童相談所や家庭裁判所からそのことは繰り返し伝えられ、意識させられている。そもそも、自分が悪いことをしたから入れられる、という動かしがたい入所理由がある。この、入所理由と目的の明確さは、他の社会的養護の施設との大きな違いである。明確な目的があるからこそ、それが達成された時点で施設を離れることになる。有期限であることが必然であり、その点でも他の社会的養護の施設とは大きく異なる。

二つの家庭的養護のうち、前者はできるだけ長期にわたってその環境、関係が維持されることが望ましく、後者はむしろある一定限度の期間であることが望ましい。前者の代表が里親であり、後者の代表が児童自立支援施設である。

できることなら、後者による治療的働きかけの後、前者の環境に置いてあげたい子どもがいる。あるいは、両者を行き来せざるを得ない子どももいるだろう。ただ、現状では児童自立支援施設を出た後で、養護施設や里親へと移ることは相当困難である。そのような環境を用意することができれば、救われる子どもたちは決して少なくないだろう。

北海道家庭学校の創立から100年以上が経過した今も、交代制に比べて勤務条件がどうしても厳しくならざるをえない夫婦制が生き残っているのは、やはり、その有効性を信じている人がいるからに他ならない。特に重い問題を抱えた子どもたちに対する、「家庭的環境+子どもの小集団」の「育てる力」の大きさを、今こそ再認識すべきではないだろうか。

●児童発達支援センター

発達に心配のある子どもとその家族のために —むぎのこ児童発達支援センターにおける 家庭的養護を考える



社会福祉法人麦の子会 むぎのこ児童発達支援センター 総合施設長 きたがわ さとこ 北川聡子

1. 社会福祉法人麦の子会の

子ども支援リソース全体概要

むぎのこは、札幌市に療育の場が少なかったため、学生4人で小さな教会をお借りして、1983年に無認可施設として入園児7人からスタートしました。当時は、経済的にも設備の面でも貧しい中で運営されていましたが、多くの方々の協力により1996年に社会福祉法人として認可を受け、法定施設知的障害児通園施設（現・児童発達支援センター）を設立し、現在にいたっています。

【子ども発達支援部門】

[乳幼児支援]

〈むぎのこ児童発達支援センター〉

- 定員：定員47名・契約75名
- 職員構成：〈内訳〉園長1名、児童発達支援管理責任者1名、児童指導員14名、保育士5名、言語聴覚士1名、作業療法士1名、パート指導員11名、事務員1名、栄養士1名、調理員3名、運転手3名
- 比較的困り感が大きい子どもが通園、職員も専門職を配置しています。
- 〈児童発達支援事業所〉
- 9カ所（うち1カ所は、重症心身障害児デイサービス）
- 定員：1カ所10名（重症心身障害児デイサービス：5名）全体で95名
- 比較的障害の軽い発達障害のタイプの子どもの不適切な養育を受けていた子どもが多い

〈企業主導型保育園〉

- むぎのこ保育園 ○定員19名

〈認可外保育園〉

- セーボネス保育園 ○定員20名
- 主に兄弟児の保育園

[学齢期支援]

〈放課後デイサービス〉

- 12カ所（うち不登校児対応3カ所、中高生の夜間学習支援1カ所）
- 定員：1カ所10名から20名

【社会的養護部門】

- 里親ファミリーホーム2カ所（その他法人内で里親登録している里親11組）
- 全体の措置児童数：約30名

【相談支援・地域支援部門】

- セーボネス相談支援事業所（子どもから大人まで）
- むぎのこ子ども相談室（計画相談）
- 保育所等訪問支援事業
- 地域療育等支援事業
- 地域支援マネージャー事業

むぎのこは、児童福祉法、障害者総合支援法、子ども子育て支援法に基づいた子どもへの支援サービスを行っています。子ども本人へ発達支援、子育てをする家族支援、地域全体への支援を、チームアプローチによって職員全体で連携しながら行っています。

2. 子どもへの支援と家族支援

【子ども・本人支援】

- 愛着・安心の獲得 ○発達にあった遊び・表現
- 健康・生活 ○友達集団の中での育ち
- 障害の特性に対する支援

【家族心理支援】

- グループカウンセリング
- 個別カウンセリング ○トラウマケア
- 自助グループ

むぎのこ児童発達支援センターでは、子どもへの発達支援のみではなく家族支援を重視してきました。20年前から、通園する母子を対象にグループカウンセリングなど心理支援も同時に行ってきた歴史があります。心理支援では、子どもの障害を受容するためのケアのほか、児童発達支援センターの家族支援では扱えないような、お母さんの育ちを起因とする機能不全家族の課題にも取り組んできました。子どもへの発達支援とともに、少しでも健全な子育てをするためにはお母さんを中心とした家族への支援が必要だったのです。そのため日常的なグループカウンセリングのほかにトウマケアや、同じ悩みを持つ当事者同士の自助グループによる解決も必要となった経緯があります。また数年前から子どもとの関係が楽しいものになるために、「コモンセンス・ペアレンティング」を取り入れ、子育ての場で具体的に困ったときにどのような声かけをしたらいいかといった学びを週1回行っています。

【暮らしの支援】

- ショートステイ(単独型定員16名)

お母さんの子育てが大変になったときに、障害者総合支援法によるショートステイがあります。契約制度のため発達障害等の受給証がある子どもを対象としています。

- 居宅支援事業所(ヘルパー事業所)

ヘルパーさんが自宅に行って、子どもと遊んだり、お風呂に入れたりする制度です。家庭に訪問する支援のために、虐待の予防にもつながります。

子どもの気持ちを聞き、家族の思いを大切に、子どもの発達や家族の状況に合わせて、支援を皆で考えています。

3. 社会的養育の必要な子どもの増加

むぎのこに通園する子どもが増えるに従って、家族支援が必要な子どもも増えてきました。お母さんに精神疾患や知的障害があったり、機能不全家族で育っていたり、様々な困り感のある家族が増えてくる中で家族への支援をしつつ、子どもを支えていくことが必要になってきました。平成17年頃までは、まだ単独型のショートステイが法制化されていなかったため、職員がかわるがわる子どもを自宅に連れて帰って対応しておりました。

また児童相談所の一時保護を出る時に、むぎのこに通園することを条件とする子どももいました。

このように発達に心配のある子どもでかつ社会的養育が必要な子どもの支援が少しずつ少しずつ増加していきました。

15年ほど前は、虐待という言葉があまり知られていなかった時代でした。そのため障害のため小さい体重が増えないのか、虐待のためなのか判断できないこともありました。児童相談所に相談しても、「身体に障害がある子なので、考えすぎではないか」とも言われましたが、囑託医の判断で障害児入所施設に入所となり、入所後は順調に体重が増え、話せるようになり、歩行も可能になりました。

障害のある子が様々な要因で不適切な養育を受けていたとしても、意思確認ができないことが多く、発見が難しいと感じた出来事でした。私たちには専門家としてこのような子どもの心の困り感にも耳を傾け対処していく力が必要です。またその家族に対

しても支援するために専門性を身につけなければいけないと思いました。

4. なぜ家庭養育を進めてきたか

(1) 障害のある子どもも里親家庭で

現在麦の子会の関係者では、11組が里親登録しています。

最初に里親をすることになったきっかけは、子どものために里親をやりたい、というよりは、様々な困難を抱えるお母さんの子育てを支えようという思いからでした。

もう15年以上も前のことですが、一人の知的障害のあるお母さんの子どもが急に施設に入所することになりました。そうなる前に、もっとお母さんへの家族支援が必要だったのではないかと思います、児童相談所にそのことを伝えました。すると、将来地域でお母さんと協力し合って子育てするために、と里親を薦められました。このアドバイスをきっかけに最初に職員2名が里親登録をしました。

その時からいろいろな事情で社会的養護が必要になった子どもたちが遠くの施設に行くのではなく、住む家は変わっても、通園施設や学校なども含めなるべく環境を変えずに地域で育つことが、子どもにとってもいいのではないかと考えるようになりました。特に発達障害の子どもにとって、環境の変化は幼児期の場合、時として退行をもたらすことがあるからです。

その後、そのような家族と子どものために「里親になってもいい」と職員や先輩お母さんお父さんが手を挙げてくれました。特に先輩お母さんは、「障害のある子を育てた経験があるので障害のある子どもを育てても構わない」と言ってくれました。

(2) ファミリーホームの設立について

里親さんのもとに、かなり自傷や他害があり、目を離すと危ないものを口に入ったり、家から出て行っ

てしまうタイプの自閉症の子どもが委託されました。

職員の支援があったとしても、里母と里父だけでは養育が困難になってきたため、補助者が入ることができるファミリーホームの設立を模索しました。また困り感の度合いが高い子どもは、法人として養育していく責任があるのではないかと考えました。

このような経過の中で、2015年に里親ファミリーホーム「ガブリエルホーム」を設立し、その後「ベアテルホーム」を設立して、今にいたっています。麦の会のファミリーホームは、法人型のファミリーホームですが、里親をしていた夫婦がそのまま子どもを家庭に招き入れる形で養育し、6人の子どもが家族として一緒に暮らしています。

5. 児童発達支援センターにおける里親・ファミリーへの支援

① 毎日通園する場・日中活動

里子たちは、日中、学校やむぎのこの児童発達支援センターや放課後デイサービスにそれぞれ通い、同じ世代の子どもたちと出会い様々な活動に取り組んでいます。里親さんは、麦の子会の職員と連携をとりながら子育てをしています。

② 困ったときは、すぐに家庭訪問

里親家庭やファミリーホームで助けが必要になった時や様々な問題が生じた時には、職員が家庭にヘルプに行き、皆で対応したり対話したりするという仕組みとなっています。

③ メンタルヘルス支援

心理職やスタッフが里親さんの子育ての悩みを聞いたり、最近の出来事で里親さんが大変だった話などを聴く時間を持ちます。また、週一回、里親さんはむぎのこのお母さんと一緒に、グループカウンセリングで悩みを話したり他の人の気持ちを聞く機会を持ちます。そうすることで、育児のストレスを次に子どもに会うまでに持ちこさないように、子ども

のことを可愛いと思えるように、子どもの気持ちを理解し、子どもの立場に立てるように応援しています。

④ペアレントトレーニング

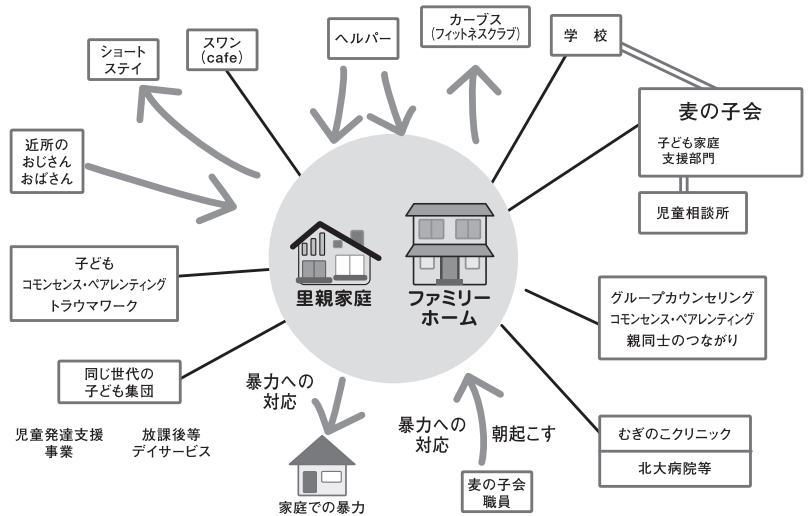
養育が難しい子どもに対して適切な関わりができるようにペアレントトレーニングも行っています。これまでの育ちの中でトラウマ経験がある子どもや、養育が困難な子どもを育てるには、受容や理解だけでは対応できないことがあります。子どもの攻撃が激しくなったり、里親さんと言い争いになる場面など難しい場面でも適切な関わりができるように、プログラムの助けを借りることは、子どもとの関係を悪いものにならないために役立ちます。

里親さんに対して、このようなトレーニングやメンタルヘルスケアは、そして困ったときの訪問支援は、子どもの困り感が大きければ大きいほど今後もっと必要になってくることと思います。

中学生や高校生であっても、幼い頃の愛着関係が十分でなかった場合は、育て直しが必要なケースもあります。大人に対して甘えられるようになると、それとともに自己主張や攻撃性も出てくることもあり、その頃の子どもは身体も大きいため、対応は本当に大変なものになってきます。

しかしこのような過程を経て、この場所においてもよいという居場所感、安心感、そして里母さんへの信頼感や人への信頼感が少しずつ育ってくる中で次第に安定してきます。この頃になって、自分の行動に責任を持ち、社会スキルを身に着つけることもできるようになってきます。そんな、大きく揺れる時期の子どものいる里親さんへのサポートは大変重要です。親が助かることで子どもも助かります。

里親さん・ファミリーホームへの支援



これまで委託された子どもたちは、時間はかかっても様々な人たちの中で少しずつ安心感を得て成長し、自分で自分をコントロールできるようになりました。

子どもたちにとっては、年齢相応の考えや行動ができるできないではなく、ゆったりとした時間の中で自分が肯定され、居場所となる家庭があるということが大切です。

6. 地域社会、皆で子どもを育てる

むぎのこ児童発達支援センターでは、34年前から、地域において障害のある子どもの発達支援、家族支援、地域支援を行ってきました。

里親やファミリーホームで暮らす社会的養護の必要な子どもたちや里親さんに対しても同じように支援してきました。また家族再統合の場合、これまで地域の要保護家庭の支援をしてきたように、家族の元に帰った子どもと家族の支援も行っています。

しかし、子どもは支援機関だけで育つのではなく、図のような地域全体の公私にわたる子育てのリソースや応援してくれる人があって育つのだと思います。

Ⅱ 支援現場における代替養育のありようを考える

里親・ファミリーホーム・養子縁組における 家庭養護の現状と課題

●里親 ●ファミリーホーム ●養子縁組

前節(P17～35)では、各施設における家庭的養護の取り組みや課題等について論じていただきました。ここでは家庭養護について、その実践者である専門里親、ファミリーホームの援助者、特別養子縁組の養育者の方々に、今後、里親を増やし家庭養護を推進する上で何が必要か、子どもとの関わりを振り返っていただきながら、家庭養護の現状と課題について実践者のお立場からご寄稿いただきました。

●里親

私が安心して里親が出来たのは ～支援会議に支えられて～

きたはらあやこ
長野県専門里親 北原綾子



はじめに

里親を増やしていくことに異論があろうはずはありません。もっともっと里親さんが増えて、子どもたちの安心の場が増えて、子どもたちの自立を支えられる社会になることを願っています。

一方で、このままで本当に里親さんは増えるのだろうかと案じています。私自身も過去につらい里親体験をしたこともあります。多くの里親さんが孤独な子育てに悩み、難しい子どもの対応に傷つき、苦しんでいます。具体的で実践的な支援を求めています。そうした実態がどれほどわかっているのだろうかという危惧もあります。子どもを支えるためには里親、実親の支援が本当に大事であることを強く感じています。

そうした中で、ただ今私はとても幸せな里親をさせていただいております。私の例を紹介しながら、

里親と子どもの支援の形を考え、たくさんの方が安心して里親になることが出来る社会につながることを願っています。

長期未委託から突然の委託

私は委託されてからもうすぐ7年を迎える養育・専門里親です。私が里親登録をしたのは今から13年前のことでした。その頃、長野県では登録した里親に子どもが委託されることは全くと言っていいほどありませんでした。委託されないうまま消えていく里親さんばかりでした。7年前、児童相談所(以下、児相)の里親担当者が里親委託をととても大事に考えてくださり、市の里親登録者にほぼ100%の委託が実現しました。あきらめていた私にも突然のように委託の話が訪れたのです。

その当時、登録した里親さんの研修は本当に簡単

な説明程度のものでした。希望はしていたものの、長い間あきらめていただけに現実に子どもが委託されるとなると、とても大きな不安がありました。私たち夫婦の年齢も高くなっています。生活も大きく変わります。委託される子どもは将来にわたって自立は難しいかもしれないと言われていました。昼夜が逆転した環境で育った里子の実年齢は4歳でしたが、2歳くらいの発達段階でした。

悩んだ末に、夫が背中を押してくれて、委託を受けることになりました。子どもが委託されてしばらくすると、やはり大きな不安が押し寄せました。あきらめていた十数年の間に、たくさんの里親さんが一人で苦しんでいる姿を見ていましたから…。「丸投げはされたくない。何の支援もないまま私たち夫婦だけで責任をもってすべて抱えていくのはやっぱり不安」と正直に私の気持ちを伝えました。児相の里親担当者は私の不安を受け止めてくださり、「支援会議を持ちましょう」と言ってくださいました。「ここは素晴らしいんですよ。みなさんすぐに集まってくれますからね」とも言われました。

安心して里親が出来る第1の条件

こうしてすぐに支援会議が始まりました。通常ケース会議と言われているものだと思いますが、私の場合はなぜか関係者会議と言われました。

児相の里親担当者は会議の初めに「この会議は子どもと実母、里親さんを応援するための会議です」と言いました。会議のメンバーは子どもが通う保育園の園長先生、担任の先生、市の子育て支援課の担当者、保健師、教育委員会子ども相談室の担当者、児相の里親担当者と児相の心理司、そして里親である私でした(実母もメンバーでしたが、ほとんど出席出来なかったため、保育園の先生が話をつないでくださっていました)。私以外の出席メンバーの方は子どもが生まれてから委託までの状況がとてもよく分かっている方たちだったので、本当にきめ細か

い支援をしていただくことが出来ました。

委託直後の里親は子どもの試し行動もあり、いろんな言動に悩まされる日々です。私の感情も揺さぶられます。毎日毎日報告したいことが起こります。各種予防注射もたまっていました。発達も気になりました。私は日誌をつけて会議で報告し、保育園からは保育園での子どもの様子を報告してくれました。それについて、必要な作業は分担し、みんなでいろんな意見を出し合いました。実母との交流についてもみんなで意見を出し合いました。

そして、関係者会議の中で、私たちが普段なかなか知ることのできない細かな行政サービスにつないでいただいたことは大きな助けでした。中でも発達支援の専門家につないでいただいたことは後々大きな力になっています。

子どもの卒園が近づいて、小学校に移行する時、この会議がどうなるのかとても不安になりました。案の定、児相の里親担当者・心理司が共に異動になり、保育園の担任・園長先生が異動になり、ほとんどのメンバーが変わってしまうという事態になりました。

でも、みんなで私の不安を受け止めて下さり、保育園最後の関係者会議には小学校の校長先生を呼んで下さり、小学校に移ってから半年の間、園長先生が引継ぎで会議に参加してくれました。関係者会議は毎月が隔月になり、1学期に1度となっていますが、小学生になった今も続けられています。

支援する側の異動は支援される側にとって、安心の土台が根底から崩れてしまうような大きな問題です。私の場合、児相の里親担当者は7年の間に3回変わり、今は4人目です。心理司も2人目です。これでは私も子どもも実母も落ち着いて支援を受けることが出来ません。

幸い、関係者会議のメンバーの中で、子ども相談室の担当者、発達支援の先生は異動がありませんでした。実母はコミュニケーションが苦手なので、や

っと築いた関係が担当者の異動のために2年で壊れてしまうサイクルをととても負担に感じていました。実母は、異動のない子ども相談室の担当者とは時間をかけて信頼関係を築いています。里子にとってもずーっと関わり続けてくれる発達支援の先生との信頼関係は思春期までつなげていきたいと思うのです。

こうしてみんなが見守る中で、里子は課題をどんどん乗り越えて成長していきました。みんなが「会議に参加するのが楽しみ」と思うほどでした。

養育里親、場合によっては養子縁組の里親も、里親が望んだ時には、こうした支援会議の形を定着していくことは、安心して里親を増やし、里親を続けていくための第1の条件と考えます。

この関係者会議のおかげで、私は安心して子どもと向き合い、愛着を育て、共に生活することが出来ました。「社会的養護」を実感しながら里親をすることが出来たのです。

子どもにとって〈世界は安全で、自分は愛されて守られるべき存在だ〉と実感出来ることは、発達の成長の大きな土台です。その土台は里親一人で与えられるものではなく、本当にたくさんの大人たちのチーム力が必要です。このチームの中には、実母も入っています。学校も地域も、大きなチームの一つです。関係者会議は子どもを取り巻く大人たちの核になるチームだと思うのです。

不可欠なトラウマの治療

そしてとても大事な視点は、委託されてくる子どもたちは里親の愛情だけで健全な発育が出来る子どもは少ないということです。大小のトラウマを抱えた子どもたちには治療や治療的な関わりが必要です。ほとんどの里親さんは委託された子どものトラウマの治療を受ける支援がありません。里親さん自身のトリガー(引き金)の研修の支援ありません。

この支援が安心して里親が出来るための2つ目の条件と考えます。

私は2008年にアメリカの「修復的愛着療法技術研修」に参加し、2009年に「ヘネシー澄子先生を呼ぶ会」を仲間と立ち上げて、毎年研修を開催してきました。この研修で「愛着」や「トラウマ」や「トラウマのケア」、「保護者の感情の調節と管理」について学んできました。さらに、「修復的愛着療法研究会」に所属し、そこでも「愛着の修復」や「トラウマ」について研修を重ねてきました。

トラウマを受けた子どもたちとの暮らしの中には「里親さんの努力だけでは無理」なことがあるのです。トラウマの治療は不可欠ですが、実際にはこの支援はほとんどの里親さんは受けることが出来ません。里親さんには「癒しの親としてのペアレンティング」の研修も必要です。こうした具体的で実践的な研修を受けていると、大のトラウマは専門家の力をお借りして、小のトラウマは自分で癒すことが出来るようになります。そうしたスキルを里親さんが学ぶ研修の体制が必要だと思うのです。

トラウマを癒すことで子どもたちの脳は柔軟さを取り戻し、適切な環境の中で驚くほど能力を伸ばしていきます。トラウマの治療がされないままでは脳は成長できないでしょう。里親さんを癒し、里親さんがスキルや知識を学ぶことが出来る専門機関の存在が里親さんの身近には絶対に必要なのです。

私たちが里親として出会う子どもたちは、発達に遅れがある子どもたちです。器質によるもの、環境が不十分であったために正常な発育軌道からそれてしまったもの、日本ではどちらの発達の遅れも「発達障害」と診断されています。しかし器質によるものか環境による遅れなのか、この診断はとても重要なことです。環境による発育の遅れである場合には、正常な発育軌道に乗せることで遅れは取り戻せます。子どもが「遅れ」を乗り越えて行けるのか、乗り越える力があるのに「障害」として背負っていくことになるのか…。治療や的確なプロのアドヴァイスは不可欠だと考えます。

里親さんのメンタルヘルス

3つ目の条件は、里親さんのメンタルヘルスの問題です。里親さん自身のケアということでは、まず里親になる時に自分のトリガーがなんであるかを知っておく必要があります。自身の人生脚本を整理出来るような研修が必要です。

トラウマを持つ子ども、発育軌道からそれてしまった子どもに関わるには、里親さんのトリガーがなんであるかを知っておくことは不可欠な研修です。ヘネシー澄子先生の「保護者の感情の調節と管理」の研修を私が初めて受けたのは「アン基金」の研修でした。そこで「自分のコントロールできない感情」について学ぶことが出来ました。また「修復的愛着療法研究会」の中で「自分のトリガーを知ること」や「自己覚知」に取り組んできました。里子と関わることで、揺れる自分の感情と向き合うことはとても大変な作業です。一緒に学ぶ仲間がいたから出来たことでした。

そして、24時間交代がない養育里親のメンタルヘルスにはレスパイトが不可欠です。私のように里親が少ない地域では、レスパイト先がありません。私の場合は関係者会議の中で、みんながいろんな情報を持ち寄ってくれて、十分にレスパイトを利用することが出来ました。レスパイトを使って、一泊の研修に参加して家に向かう電車の中で、しみじみとレスパイトの意味を感じたものです。

さいごに

苦しい時もありましたが、与えるよりもらうものの方がはるかに多い里親生活でした。こうした機会を与えて下さり、一緒に支えて下さった皆様、何より子どもに感謝の気持ちがいっぱいです。

子どもの自立を支援できる社会となるには何が必要か…。この日本で安心して里親を続けることが出来る具体的で実践的な支援が形になることを願っています。

●ファミリーホーム

「新しい社会的養育ビジョン」から考える ファミリーホームのこれから

大妻女子大学人間関係学部人間福祉学科 専任講師 ^{やまもと まち こ} 山本真知子



1. ファミリーホームとはなにか

ファミリーホームは2008年12月の児童福祉法改正において、小規模住居型児童養育事業として事業化された。2008年以前にもファミリーホームは一部の自治体において里親型のグループホームもしくは里親制度の一部として行われてきた経緯がある。2017年3月末において、ファミリーホームは全国に313か所、委託児童数は1,356人となっている(厚生労働省 2017)。2011年10月時点では145か所であったため、この6年で倍に増え、委託児童数も併せ

て増加している。ファミリーホームは里親と同様に、「家庭と同様の養育環境」いわゆる「家庭養護(family-based care)」として位置づけられており、ファミリーホームの委託は里親等委託率に含まれている。

ファミリーホームは原則として夫婦である養育者の家庭に子どもを5~6人預かって養育する制度である。里親は4人までの子どもを預かることができるので、ファミリーホームは里親よりも多く子どもを養育することになる。子どもの人数以外に里親と

大きく異なるのは、ファミリーホームは第二種社会福祉事業であること、また補助者を置くことである。ファミリーホームは養育者の家庭で養育を行うことから養育者の親族が補助者を担う場合がある。親族とは養育者の親、実子、養子などが挙げられ、その他、元委託児童、養育者の知人、ハローワーク等で公募した人等などが担っている。

5～6人養育できることから、例えば委託児童が多人数のきょうだいであった場合など、同じ養育環境で生活することができる。乳児院や児童養護施設などでもきょうだいが共に同じ施設に委託される場合もあるが、年齢や性別によっては同じ施設内でも別のグループで生活することもあり、年齢や性別にかかわらず同じファミリーホームで生活することができるということは子どもの権利を保障するうえでも重要なことである。

2. ファミリーホームの現状

ファミリーホームは厚生労働省が示す実施要綱が基本となる。養育者の規定も厚生労働省が提示している職員に関する規定はあるものの(上記参照)、具体的には自治体によって里親登録をしていることが前提条件である地域、社会福祉法人やNPO法人等がファミリーホームを設置している地域など、それぞれ異なっている。基本的に家庭と同様の養育環境とされるファミリーホームは夫婦であることが前提であるとされ、夫婦で行っているホームが多くを占める一方、夫婦であっても法人で雇用されている場合や単身の養育者が行っている場合もあり、ファミ

ファミリーホーム実施要綱の職員に関する規定(抜粋)

第7 職員

- (1) ファミリーホームには、2人の養育者及び1人以上の補助者(養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。以下同じ。)を置かなければならない。なお、この2人の養育者は一の家族を構成しているもの(夫婦であるもの)とする。
- (2) (1)の定めにかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、当該ファミリーホームに置くべき者を、1人の養育者及び2人以上の補助者とする事ができる。
- (3) 養育者は、当該ファミリーホームに生活の本拠を置く者でなければならない。
- (4) 養育者は、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助者は、⑤に該当する者とする。
 - ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ③ 児童養護施設等において児童の養育に3年以上従事した者
 - ④ ①から③までに準ずる者として、都道府県知事が適当と認めたる者
 - ⑤ 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者
- (5) 養育者及び補助者は、家庭養護の担い手として里親に準じ、児童福祉法施行規則第1条の34及び第1条の37第2号に定める研修を受講し、その養育の質の向上を図るよう努めなければならない。

(出典) 厚生労働省「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)実施要綱」(雇児発第0331011号通知別紙)

リーホームと一言でいっても、養育者の状況は多様化している(みずほ情報総研株式会社 2016)。

また、ファミリーホームは補助者を置くことになっており、この補助者の位置づけも各ホームによって異なっている。具体的な違いは補助者の人数と補助者の役割である。補助者は1～3名のホームが多いが、ホームによっては7名ないし8名置いているという調査結果もある(日本ファミリーホーム協議会事業調査・政策委員会 2015)。ホームの運営形態によって「雇用された夫婦ないし単身養育者が運営するホームでは、個人型の夫婦形態のホームよりもやや補助者の人数が多い傾向が見られる」とされている(みずほ情報総研株式会社 2016:10)。また、補助者の担う役割も事務作業のみだったり、宿泊を伴う補助までを担っていたりときまぎまぎである。

委託される子どもも被虐待児が約半数、何らかの

障害のある子どもが21.4%となっている(日本ファミリーホーム協議会事業調査・政策委員会 2015)。また別の調査では発達に遅れのある子どもだけで14.2%となっている(厚生労働省 2014)。児童養護施設や乳児院などと同様に、ファミリーホームにおいても年々被虐待児や発達に課題のある子どもの委託が増加しており、専門的なケアが必要とされている。

3. ファミリーホームの課題

ファミリーホームの課題としては、主に支援の充実、補助者の確保、専門性の向上、養育者の高齢化などが挙げられるだろう。

ファミリーホームの半数以上は長年里親として経験している養育者が担っている。長年里親の経験があるということは主たる養育者が高齢になっている場合もあり、養育継続が困難になるケースもある。児童の最善の利益に立って、子どもの意に沿わない措置変更などのないよう養育者の年齢や体調、養育状況と委託する子どもの年齢や背景に考慮し、急な措置変更や養育者変更などが起こらないようにしていくことも必要なことである。

また、ホームによっては、委託された6名の子どものほとんどが障害のある子どもということもある。障害児が委託される専門里親には2名までという人数の規定があるが、ファミリーホームの養育の定員は5~6名である。委託児童が専門里親に委託するほどの特別なケアが必要な場合、多人数養育となるファミリーホームの養育はさらに専門性が必要となるだろう。同じホームで生活する子ども同士の関係性は里親家庭よりも人数が多いだけ複雑になる。しかし、現状はファミリーホームを支援する支援機関や支援者は非常に少ないといえる。制度化されてから急激にファミリーホームが増えたが、支援体制は同じように増えているわけではなく、実際には里親支援の中で行われていたり、障害児支援などの地域の資源を活用するに留まっている。

社会に開かれた養育であることや専門性の高い養育が求められているからこそ補助者を置くことができるファミリーホームであるが、それなら尚のこと、補助者の確保や専門性の向上は大きな課題の一つである。一般的にファミリーホームの社会的な認知度は低く、制度や社会的養護の子どもへの理解がなければ補助者を担うことは難しい。また、ファミリーホームは家庭であるため、補助者は養育者の家庭の日常の中に入ることになる。補助者の立ち位置やどこまでの補助をお願いするのかなど、家庭であるからこそその難しさもあると考えられる。そして、専門的なケアの必要な子どもが多く委託されている場合、補助者にも専門的な知識が必要になってくるだろう。ファミリーホームの養育者は里親研修や社会的養護関連の研修を受けることがあっても、補助者にはそのような機会がほとんどないことも課題である。

4. 養育ビジョンとファミリーホームの今後

2017年8月に「新しい社会的養育ビジョン」が発表され、この中で提示されたファミリーホームの養育者は里親認定を前提とする意見には、家庭とは何かということをもう一度考えるきっかけを示しているように感じる。例えば、先述した「ファミリーホームにおける職員に関する規定」において明記されている「職員」という言葉は、家庭であれば使わないことは確かである。一般的な家庭には職員はいないし、家庭養護としての里親家庭においても里親は職員ではない。ファミリーホームは事業であるので、勤務、職員、経営といった言葉を使わざるを得ないのかもしれないが、家庭と同様の養育環境として考えるのであれば違和感を持つ言葉である。だからこそ、ファミリーホーム事業者を里親登録者に限定することは大きな意味があると考えられる。

また、ファミリーホームは日本独自の制度であり、社会的養護の中で里親養育が大部分を占める欧米オ

セアニアの国では5~6人の子どもを養育することは施設養育とされることがある。実際に、筆者がオーストラリアを訪れた際、ファミリーホームの説明を児童福祉の関係者に行ったところ、それはオーストラリアでは施設のグループホームと同じ規模であると言われたことがある。例えば、現状では委託児童と養育者や同居人などを合わせて外出する際、1台の車では外出できないこともある。1台の車で乗ることができる人数が現代における、より家庭に近い環境なのではないかと感じる。より家庭に近い環境を目指すのであれば、ファミリーホームは4人まで、里親は2人までといった一般家庭に近い形の方が、個別性に応じた養育ができるのではないだろうか。

今後は養育者が変わらず一貫して養育できることやきょうだいの委託ができることなどのファミリーホームのメリットを保ちつつも、一律の支援ではなくホームの特色や子どものケアの内容による個別の支援ができるようにしていくことが求められる。例えば、イギリスやオーストラリアなどの里親委託で行われている委託児童の状況に応じた支援内容や委託費の決定もその一つである。

里親支援もまだ発展途上であり今後の大きな課題とされているが、ファミリーホームへの支援も充実させていく必要がある。そのためには、家庭養護の支援体制の強化と支援者の担い手の育成も大きな課題である。里親やファミリーホームの数を増やすことだけではなく、併せて委託児童のマッチングからアフターケアまでの子どもの生活を保障するためのシステムを早急に整えていく必要があると考える。

引用文献／参考文献

- 厚生労働省「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)実施要綱」(雇発第0331011号通知別紙)
- 厚生労働省(2014)「平成25年度ファミリーホーム実態調査集計結果(ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ)」
- 厚生労働省(2017a)「新しい社会的養育ビジョン(新たな社会的養育の在り方に関する検討会)」
- 厚生労働省(2017b)「社会的養護の現状について(平成29年12月)」
- 日本ファミリーホーム協議会事業調査・政策委員会(2015)「平成27年度日本ファミリーホーム協議会アンケート調査報告」
- みずほ情報総研株式会社(2016)「ファミリーホームの養育実態に関する調査研究報告書」

●養子縁組

子どもに合わせた声かけや環境づくりを —養子縁組による二人の子育てで学んだこと

大阪府里親連合会中央支部ひまわり里親会 会長 こいけあきこ 小池晶子



はじめに—『育てたいと思う人に

子どもは育ててもらった方がいい』

私は決して子ども好きな女性ではありませんでした。赤ちゃんや幼児を見ると駆け寄って行って、あやしたり、遊んだりする人を尊敬していました。それは子どもの頃から。

それが、今では血の繋がらない我が子となった二

人の子どもたちを何があっても守り、応援し、育んでいくことが至上の喜びとなりました。二人を特別養子縁組したことで、今や子育てアナリストの資格を取得し、たくさんのママたちの悩み相談を受ける仕事をするまでになりました。子育て、人育てに大いに奮発し、世のママたちの辛い現状を打破したい、応援したい、となんと自分でも想像すらしていな

かった日々をおくっていることに、ただただ驚いています。そして、この原稿のご依頼をいただいた時には、里親会の会長として、里親関係者だけではなく、社会的養護に関わる様々な支援者の方たちと繋がり、この世に生まれた子どもたちの未来に目をはせ、日々葛藤している状況です。そして、子どもたちの変化や成長を目の当たりにすると同時に、一緒に施設に入所していた他の子どもたちのことを考えずにはいられません。今こうしている間にも、施設で生活し、毎日を生きている赤ちゃんや子どもたち。ずっと機会があるたびに訴えてきたことは、「育てたいと思う人に子どもは育ててもらった方がいい」ということ。血の繋がりがなくて関係なく、子どもを丸ごと受け止めてくれる大人が一人でも多くいれば、と強く思います。我が家での子どもの成長や出来事を振り返り、少しでも多くの子どもたちが家庭で育つ機会が増えますように願ってやみません。

1. 里親制度を知るきっかけと問題点

私が里親制度を知るようになったきっかけは、不妊治療を専門とするクリニックの先生から制度をすすめられたことでした。ところが、後になって不妊治療の現場からはなかなか里親制度の提案が出ることがないことも知りました。私が里親制度のパンフレットをおいてくださいとお願いしに行った他のクリニックなどでは、全く受け付けてくれない状況でした。6人に一人が不妊治療をする時代、そして女性が子どもを産む、産まないかが定番の問題になっている中で、我が子を授かるという里親制度がこれほどまでに知られていないことは衝撃でした。治療中の夫婦の間では、血の繋がった我が子を、という思いが強いのも確かで、その時の心情ではなかなか受け入れることは難しいとは思いますが、今後、里親制度普及の一環として、性教育の段階で、里親制度への理解はひとつのカテゴリーを占めるべきだと思います。

社会的養護の子どもが家庭で育つ環境が当たり前の欧米では「数年子どもができなかったら、養子でしょ？」という言葉が普通にかけられていました。私自身、アメリカとドイツでそのように直接言われました。

クリニックの先生から提案をいただいた後に、神戸の家庭養護促進協会が開催した、成長した養子さんのお話を聞く会に参加いたしました。そこから一気に里親登録までの流れになるのですが、とにかく里親制度の詳細までのアクセスが非常に悪い、わからないというのが実感でした。まずは自治体の児童相談所(以下、児相)に電話しての問い合わせですが、受付が平日の5時までで、共働き夫婦がほとんどの昨今、非常に不便。なんとかりーちしても担当者がない、約束した折り返し電話がこない。これは息子を引き取って10年近くなるにもかかわらず、同じような悩みを新しい里親さんからも未だ聞き及びます。その間にネットでの赤ちゃん縁組やアプリも登場し、いろんな意味で後手後手になっていると思います。

2. 一人目の息子を迎えて

一人目の子育てというのはとにかく意気込みだけが空回りして、責任感、緊張、不安にさいなまれるもの。2歳半からスタートの息子に完全に負荷がかかっていた状態でした。養子として授かったのだから、きちんとしなくては!! と思い込んでいたのです。ソーシャルワーカーさんの訪問もありましたが、訪問時には問題がなくても、毎日の子育ての中で出てくる様々な疑問に対して、気軽に電話やメールができるのが家庭養護促進協会でした。里親認定式の時に里親会の存在を言われた気がしましたが、子どもと出会い、縁組手続きに進んでいる間に一切忘れてしまっていました。二人目の子どもを迎えて初めて里親会への活動に参加しました。私の場合、児相よりも家庭養護促進協会とのやりとりの方が多かった

ので、そちらでの活動に参加することで、気持ちの整理や考え方の対処を学んでいました。現在里親会の会長となり、これから増えるであろう里親さんへのサポートや告知をもっと積極的に行わないと、特に特別養子縁組の場合は、子育てにまい進している間に孤立してしまう恐れがあると感じます。

3. 問題行動に対する理解

一人目の子育てが始まり、家庭での問題はほとんどなかったのですが、出てきたのは幼稚園での問題行動です。親子関係は良好、幼稚園も楽しく通っているのに、問題行動だけが問題という、私一人では理解に苦しむ状態になりました。人と一緒に同じことをするのが嫌い。クラスを飛び出す、隠れる。独特の理解力と表現力。先生のことは大好きで甘えたり、知的レベルも正常。この現象が愛着障害なのか、性格なのか、発達障害なのか、しつけのせいなのか、それとも私の怒りすぎのせいなのか。でも本人はいつも楽しそう。私のことも大好き。先生のことも大好き。一体何が原因で彼の行動は表現されているの???

この時は幼稚園の先生、家庭養護促進協会のソーシャルワーカー、私とでいろいろ対応したり問題点を探ったりしました。幼稚園側も一生懸命対応していただいて、本当に助かりました。この時期に性格学や児童心理学、そして後に大きく子育てに影響するISD個性心理学というものを学びました。幼児期に集団行動しかしていない子どもの場合に愛着障害とためし行動が起こるということを、家庭養護促進協会で受講した養親講座で学んだ私は、恐れと不安を抱きながら慎重に息子を観察していました。

4. 里親制度が与えてくれた『親になる人の学びの機会』

特別養子縁組里親になろうとする場合、私が素晴らしいと思うことは研修制度やイベント、面接や聞き取りなどを経て親になれるということです。実親

子の場合、出産前後には母親講座や父親講座がありますが、沐浴などの仕方や離乳食の知識を習うだけで、子どもが起こす様々なデメリットに関しての研修はほとんどありません。里親制度の養親講座で学んだデメリットの話は、子どもに問題行動がある、ないにかかわらず、覚悟と準備を促すものとして私にとっては大きなメリットでした。これは里親制度だけでなく、子育てにおける傾向と対策を保護者に促す、という意味で大きな役割があると思います。今後、里親制度が普及し里親さんが増えるにあたって、この研修制度の中身の検討や対策は必須だと考えます。

5. 里親会の会長となって

私の所属する里親会(ひまわり会)では、養子、養育、ファミリーホームとまんべんなくメンバーさんがいて、忌憚なく子育ての悩みを打ち明けたり、近況報告やイベントを行うなどゆるやかな活動ができています。毎年新しいメンバーも加わり、30代、40代の若い家族さんも増えました。里子さんが成人されたり、数十年養育里親をされているベテランの方たちに囲まれながらも、私自身は新しい取り組みの必要性を感じています。ネット環境が普及している中で、里親制度に関する問い合わせ先や、情報の入手方法がいまだ旧態依然の電話での問い合わせ一辺倒で、ネットの中で自分のほしい情報にたどりつけなかった、不便だ、という若い世代の方たちからの声が圧倒的にあります。“養子縁組”や“里親”で検索しても古いHPだったり、情報が古かったり、内容が堅苦しいものだったりします。最近では養育の様子をブログに上げている方も随分増えましたが、正式な情報といえるものではなく、あくまでも参考程度。私自身には許容範囲外ですが、アプリで養子縁組ができるシステムに安易に流れてしまうのも無理はないのかな、というのが正直な気持ちです。そこで、私自身でひまわり会のFacebookページ

とブログを立ち上げて試験運用中です。いずれ Twitter も、と考えていますが、他の関係機関と相互に情報の共有化を図り、精度をあげていけたらと思います。会員の中でも40代以下は大体がSNS内で情報を完結しているため、郵送コストや紙媒体のコストも抑えていけたらと思っています。加えて、里親会を中心に、里親さん個人が直面している様々な問題や悩みにも当たっていきたいと考えています。例えば、委託中の子どもの幼稚園や保育園への転籍や入園などに関するトラブル。制度を理解していない園が多く、冷たい態度を取られてしまう。同じようなことは市役所や銀行など公的な場所でも起

こります。そのため、里親への理解を地域でもっと深めていければと考えます。

6. 子どもに合わせた声かけや環境づくりを

よく『普通に育てているつもりなんだけど、どうしてもうまくいかない』『兄弟姉妹同じように育てているけど、この子だけ、なぜかうまくいかない』『この子の行動が理解できない』『伝わっていない』などの声をよく聞きます。そこで私が息子を育てる時にとても参考になった子育て応援プログラム「赤ちゃんともち」(下図)の勉強会を里親会で開催しています。昨年からは始めたばかりですが、今年度か

- 子育て応援プログラム「赤ちゃんともち」とは
生年月日で子どもの個性を6タイプの赤ちゃんに置きかえた人間分類学であり、膨大なデータに基づいた統計学です。
- タイプ別個性の違いを意識して生活する(図1)
我が家を例にとると…パパ：おしえてちゃん、ママ：おしえてちゃん、息子：とことんちゃん、娘：べたべたちゃん。パパママは常識人間。なんで？どうして？と理由を追求。態度に敏感。子どもたちは自己中心的。やりたかったからやった。言葉に敏感。このタイプの違いを知るだけでも日々の生活態度や声かけを変えないといけないと思うことが多々あります。

- 60タイプの子どもの個性が分かります
「赤ちゃんともち」の「もち」の部分では、がんこもち、のんびりもち、まじめもち…と10体の“餅”があり、6タイプの「赤ちゃん」と組み合わせることで、60タイプの子どもの個性がわかります。そこから、その子に合った褒め方や叱り方がわかるようになります(図2)。


〈図2〉「わかること」

わかること(先天的要因)

1. 勉強のさせ方・教え方
2. やる気にさせる言葉
3. 褒め方・叱り方
4. 可能性のある能力や適性
5. 親子の相性
6. 子どもにあった幼児玩具
7. 第1次反抗期の進み方の違い
8. 子どもの性質にあった情報選択
9. 幼稚園・保育園・塾の選び方



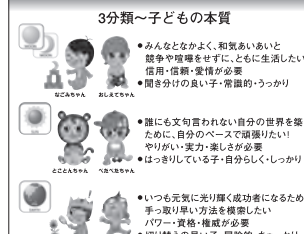
赤ちゃんともちって
この子らしさを追求するための研究
||
個性と適性



赤ちゃんともち

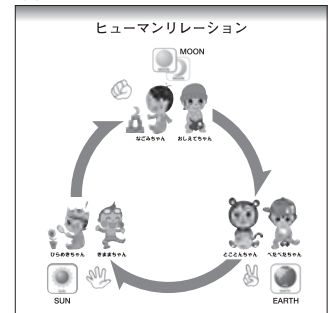
〈図1〉6タイプの赤ちゃんの違い。

3分類~子どもの本質



- みんなとなかよく、和気あいあいと競争や喧嘩をせずに、ともに生活したい
信用・信頼・愛情が必要
聞き分けの良い子・常道的・うっかり
- 誰にも文句言わない自分の世界を築くために、自分のペースで頑張りたい
やりがい・実力・楽しさが必要
はつきりしている子・自分らしく・しっかり
- いつも元気に笑って輝く成功者になるために
手取り早い方法を模索したい
パワー・資格・権威が必要
切り替えの早い子・冒險的・ちゃっかり

〈図3〉ヒューマンリレーション



- コミュニケーションの方向性

おしえてちゃんのパパママからは伝わりますが(ヒューマンリレーション/図3)、とことんちゃん、べたべたちゃんの子どもたちの方からは逆ヒューマンリレーションと言って、彼らが説明すればするほど、私たちは???となります。大体においてここで様々な親子関係、人間関係でストレスが双方にかかります。ではどうするのか?対策はきちんとあって、そこを勉強会などで学びます。

自分の価値観を押しつけるのではなく、相手を理解し、育む。笑いながら子育てを楽しむ。ベテランの先生たちが持っているノウハウ(経験や勘からくる子どもの本質を理解する力)を知識として学ぶことができます。

らもっとプログラムを使ったサロンの内容を検討しています。それは『その子自身の個性や才能に沿った子育ての理解』です。

私が一番息子の問題行動にストレスを感じ、手を焼いていた2008年、ISD個性心理学*という学問で学んだ知識です。自分理解と他者理解を深めることによって、コミュニケーションにおける様々な問題を分析し、傾向と対策をもって改善を図るというもので、この知識を得ることによって、一気に息子と私の性格の違いからくる、コミュニケーションのあり方に起因する様々な疑問が解決しました。子育てアナリストの資格を取得した一番の理由は、このノウハウを里親制度の里親側や、里子、社会的養護における子どもたち、そしてそのまわりをサポートする人たちに大きな助けになる！と考えたからです。里親自身にも様々な個性や特徴があり、自分理解を深めたいと、迎える里子に対する分析や対応を予備知識として持っておく。これは大きな役割を担うと考えます。

もちろん、プログラムの効果には個人差があることは承知しております。他にもさまざまな子育て応援プログラムがありますが、子育ての悩みやストレスに押しつぶされそうになった時に、ちょっと寄り道して外の空気を吸ったり、他の視点を取り入れてみることは、レスパイトの意味も含めて一つの解決策につながり、勇気を与えてくれるものと私は思っています。

まとめ

特別養子縁組の子どもを二人も授かって、真実告知も含め、周りには隠すことなく過ごしてまいりました。養子縁組ということを知った人たちの心の底は知りません。ある人は知られることを恐れ、隠す道を選んでもおかしくないことだと思います。けれど、ステレオタイプモデルの両親がいて、子どもが二人いるサラリーマン家庭の形が崩壊している現代

において、血の繋がりや家族構成にこだわって苦しい時を過ごすよりも、自分を信じて、愛情を与え、与えられる関係の中で、生きる選択肢があることをもっと認知してほしいと思います。私は毎日、ただただ感謝と子どもたちからのまっすぐな愛情によって学んでいることを実感しています。子どものための福祉、本当にそう思います。温かいお母さんの布団の中で一緒に眠る。どこかの公園で手をつないで見る夕陽。抱っこや“ぎゅー”をしたり、キスを笑いながら交わす。それはもちろん子どもにとっても、親になる誰かにとってもかけがえのないもの。大喧嘩する。近所に頭を下げに行く。理解不能だ！と天を仰ぐ。それもこれも子どもと関われる親と呼ばれる存在だからこそ。

私の子育てのゴールは私が死んだ時に子どもたちが「お母さんで良かった」と思ってくれる時です。そしてそんな存在になってくれる人々がもっと増えてくれることを願うばかりです。様々な問題を大人が考えていきながら。

※ISD個性心理学は、生年月日を採用したアルゴリズムのISDロジックを活用し、コミュニケーションの法則として1997年に開発された教育カリキュラム。「赤ちゃんともち」プログラムは子育てに特化して2008年に発表された。なお、人格心理学などの古典的な心理学とは異なる。

参考文献

- 服部磨早人著／2016年4月30日「10タイプの赤もちでわかる！ママと子の子育て相性学」株式会社主婦の友
- 服部磨早人著／2011年11月29日「赤ちゃんもママも個性丸わかり！赤もち占い」株式会社小学館

II 支援現場における代替養育のありようを考える

孤立する子育て家庭を救いたい

—日光市とNPO法人「だいじょうぶ」の取り組みから



はたけやま ゆみ
代表 畠山由美

認定特定非営利活動法人「だいじょうぶ」代表

私は、子どもというものは、誰もが親から無条件に愛され、守られ、成長していく存在だと信じていた。しかし、小学生の頃だったろうか、そうでない子どももいるということを知った。テレビから流れるコインロッカーベビーのニュースに衝撃を受け、泣きながら、その子どもを我が家で育てて欲しいと親に訴えたのを覚えている。高校時代の4年間はアメリカで過ごした。そこでは身寄りのない子どもたちを養子に迎え、家族としてふつうに暮らしている何組ものアメリカ夫婦に出会った。独身時代に住み込んだ児童養護施設は、当時では珍しい小舎制で、一見、ふつうの家庭のようだったが、毎日の献立は栄養士によって決められ、朝のマラソン、掃除、入浴、消灯まで一日の日課が決まっていた。家庭に似てはいるが、家庭とは違うと思った。それから数十年たったが、親と暮らすことのできない子どもたちのことが、私の頭の中から消えることはなかった。

○ 団体設立の経緯

平成16年9月、栃木県小山市で幼い兄弟が父親の知人男性により川に投げ込まれ殺害された。オレンジボン発祥のきっかけとなった痛ましい事件だ。同じ頃、今市市(現・日光市)人権福祉課は虐待対応に追われており、同課課長は行政だけの対応に限界と危機感を感じていた。そこで虐待に特化した市民団体を作ろうと、子どもの健全育成や地域福

祉に関心のある市民を募り、月一回の勉強会を発足させた。そこに集まった仲間には行政職員、議員、教員、医師の他に、福祉現場の職員もいた。そして当時、高齢者の相談員(ケアマネージャー)をしていた私にも声がかかった。勉強会では既に虐待防止の活動をしている行政や団体に見学に行き、話し合いを進め、具体的な活動内容を固めていった。そこで決まったのが

- ①一日24時間365日、いつでも子どもや親の相談を受けられる相談窓口の設置
- ②子どもを夜間預かれるショートステイ機能を持つ施設の確保

この二つを市の委託事業とし、団体で運営することが決まった。虐待で傷ついた子どもたちに「もう、だいじょうぶ!」と声をかけてあげたいという思いから、団体名は「だいじょうぶ」とし、平成17年春、設立総会を開いた。

設立から活動開始までの9か月間に私たちはできる限りの準備をした。市と協働で虐待防止講演会を開き、講師を招き虐待防止のための勉強をした。相談員としてのスキルを身につけるために電話相談員の2年間の専門研修を受講した。ショートステイや一時保護を可能とするために、私と夫で養育里親の研修を受け、県への里親登録を済ませた。こうしてNPO法人「だいじょうぶ」は誕生し、その活動が始まった。

○官民協働の家庭児童相談室

平成18年1月4日、市の建物を無償で借り、「子どもと親の相談室」として相談業務を開始した。「気持ちを聴かせて」というカードを作り、保育園、小・中学校、高校に配ると、子どもだけでなく、親からの相談も受けるようになった。月に一度、市の家庭相談員とミーティングを持ち、情報を共有した。1年続けてみると、市には保育園、学校等、公的機関からの相談が多いのに対し、「だいじょうぶ」に寄せられる相談は母親や子どもたちからの相談がほとんどであった。児童虐待への対応は早期発見、早期介入が求められる。官民協働で窓口を一本化することが得策と考え、翌平成19年4月から市の家庭児童相談室を「だいじょうぶ」が借りていた建物に移設し、市の職員も配置され、官民協働の相談室の誕生となった。当初は、協働とは言っても、関係がぎくしゃくしたこともあったが、今ではお互いに信頼し合い、それぞれの強みを活かしながら子どもを守る活動に全力で取り組んでいる。

○家庭支援に力を入れる

ここで私が忘れられない、いくつかの事例を紹介したい。ただし、事例は全て、当事者が特定されないよう年齢や性別、内容は少し変えておきたいと思う。Bさんの家庭は4人家族。60代の夫との間に小学生の長男と生後8か月の長女がいた。Bさんは児童養護施設で育ち、半身に軽い麻痺があり、障害のヘルパーが週2回、家事援助に入っていた。私たちも週に数回、子どもたちの入浴を手伝うなど育児支援をしていた。そんなある日、近隣から、両親が家に帰って来ないようだとの通報が入った。冬の寒い日、ストーブがついたままの居間で、小さな妹が泣き止まないため、不安になったお兄ちゃんが近所に助けを求めたのだ。私はすぐにスタッフを家庭に向け、兄妹を安心させた。

両親に電話をするが繋がらず、状況がわからない



日光市家庭児童相談室

まま、取りあえず私たちのショートステイを利用することを提案したが、親の同意が取れないとのこととで児童相談所に市から送致することになった。その日のうちに兄は児童相談所の一時保護所へ、妹は乳児院へ連れて行かれた。あとで事情を聞くと、母親はその日、遊びに行く予定ができ、夫が早く帰って来るから大丈夫と思い、子どもを置いて出かけてしまったのだ。そして夫は早く帰る予定が変更になったとのことだった。その後、子どもたちはすぐに家庭には戻されずに、調査のため保護は継続された。ほんの1週間のことだったが、夫婦はこのことが原因で喧嘩を始め、ついに母親が家を出て行ってしまったのだ。まさに「子はかすがい」ということだったのか。結局、高齢の父親だけでは二人の養育ができず、二人は児童養護施設に入所となった。数年後、父親は病死、母親は行方不明。兄妹は今も施設で暮らしている。もし、あの時、子どもたちを地域で見守り、この家庭の事情に合わせた家事援助、育児支援などを続けていくことができれば、この一家は家族そろって、なんとか暮らしていけたのではないかと悔やまれる。

また、私は「だいじょうぶ」の活動の他に、里親として様々な事情の子どもたちと暮らしてきた。これまでに自立していった子が11人いる。その中の一人A子は近隣住民の通告で一時保護され、家庭の中での虐待が明らかになり我が家にやって来た。A子にとっては突然のことだった。親しい友達に別れも告げられず、可愛がってくれた祖父母とも会え

ない、他人の家での生活が始まった。A子は中学校で不登校になった。学校に行き渋った彼女に理由を聞くと、「学校でイジメはない。この家に不満もない。だけど、学校で幸せそうに笑っている友達を見るのが辛い」「マミーは里親だけど、里子になったことないよね」「里子の気持ち、わかんないよね」と涙ながらに語った。なんと理不尽なことか。住み慣れた場所で親と暮らしたいと思うのは当然のことだろう、それができない悔しさ、憤りに触れた感じがした。子どもと親が離れて暮らさなければならぬということは、子どもにとってどんなに悲しいことかと切実に思う。

ある時、保育園から、休みの連絡なしに登園して来ない子どもがいるとの連絡を受けた。早速家庭訪問してみると、いくら呼び鈴を鳴らしても出てこない。不在なのか？時間帯を変え、3度目の訪問にやっとドアを開けてくれた。母親は40代で出産したシングルマザーで、4歳の女の子を育てていた。体調が悪く仕事に行けないこと、保育園の送迎ができないことを話してくれた。彼女自身、病院へも行っていなかった。すぐに話し合いを持ち、まず母親の体調を安定させることを優先とし、その間、子どもをショートステイで預かり、保育園に登園させることが決まった。ショートステイの初日、女の子は母親と会えない寂しさと不安のため、「ママに会いたい」と泣きながら私の隣で眠った。

母親の病状が安定し、ショートステイも終了したある日、母親は相談室を訪れてこう言った。「私は母親失格です。この子を育てる自信がありません。どうかこの子を優しい里親さんか、施設に入れてください」。

私は迷わずに言った。「お母さん、〇〇ちゃんのお母さんは世界でただ一人、あなただけです。私たちは、お母さん代わりはできますが、お母さんにはなれません。あなたのお母さん力が20パーセントなら、私たちが残りの80パーセントを埋められる

ように頑張りますから一緒に子育てしていきましょう」。

やがて私たちは市から委託された相談業務の他、出会う家族に合わせた支援活動も委託されるようになった。子育て中のお母さんに寄り添い、家事、育児のお手伝い、病院や健診に行くために車を出し同行する移動支援。ごみ屋敷状態となった家の片づけ。食材や衣類などの物品提供。チャイルドシートやベビーベッド、子どものスーツなどのレンタルなど、これら「だいじょうぶ」の支援はすべて無料で提供された。課題のある家庭に寄り添い、行政と民間と一緒に話し合い支援メニューを決める。目的は虐待防止。どうしたら親のストレスを軽減できるか。どうしたら子どもが地域、家庭の中でふつうの暮しができるかが支援を決める時のポイントだった。

○母子の居場所「Your Place ひだまり」の開設

このような支援を広げても改善できない家庭があった。家庭訪問しても親に会えない。やっと会えても介入を拒否された。親は困ってないというが、子どもはお腹を空かせ、風呂にも入れず、寒い部屋で震えていた。そういう子どもたちを救おうと、児童相談所を交えてケース会議を何度も持った。しかし、子どもが保育園や小学校に所属し、安否確認ができている限り、強制的に保護するのは難しい。ネグレクト家庭の場合、親がそれを認めず、子どもも保護されることを拒む場合が多い。私たちは支援を必要としている子どもがいるのに何もできないのが辛かった。

それならば、そんな子どものために居場所を作ろうと考え、平成22年夏、市内に母子の居場所「Your Place ひだまり」を作った。支援をする子どもたちをそれぞれの学校に迎えに行き、「ひだまり」に連れてくる。子どもたちは「ただいま〜」と帰って来ると、宿題をしたり遊んだり、お風呂に入る。夕食を食べ、それが終わる頃には、着ていた服が洗濯さ

れていて、夜7時には自宅に送ってもらう。子どもたちは家ではできない生活を、この「ひだまり」ですることができた。

学校の協力もあり、平成23年の夏休みまでに、介入できなかった7家庭の子どもたちが親も同意をし「ひだまり」にやって来た。ある子どもの家はガス、水道が止まっていたため、母親もお風呂に入りに来た。ある子どもは早朝から利用し、着替えをさせ、朝食を食べさせてから学校に送った。必要となれば母子も泊めた。「ひだまり」は母親にとっても子どもにとっても頼れるもう一つの家となった。

現在、栃木県では「だいじょうぶ」が日光市の単独事業として2か所、そして「ひだまり」をモデルにして、県と各市が協力してできた子どもの居場所が5か所。合計7か所の居場所が毎日、子どもたちのもう一つの家として稼働している。

○ 地域における代替養育のありよう

「ひだまり」のような母子の居場所は、地域における代替養育の一つの形だと思っている。母子の居場所は時々、放課後児童クラブや、子ども食堂と混同される。しかし、この二つは「子育て支援」である。そして母子の居場所は「社会的養育」に位置づけられるものだと思っている。

私たちが支援の対象としている母子は近くに頼れる親や兄弟がいない。地域の中で孤立している。そのような時、地域が家族の代わりとなり、母子を支援し、子どもの養育も手伝うことができれば、母子はどんなに助かることだろう。昔の日本は地域に子どもを養育する力があつたという人がいるが、「ひだまり」は子どもたちだけでなく、母親にとっても生活や養育を助けてくれる実家のようにありたい。

現在、産後うつや育児不安、経済的困窮、苛立ちからの子どもへの暴力、様々な問題を抱える母親が増えている。以前は、すぐに乳児院や施設に預かってもらう方法が取られていたが、私はできることな



「ひだまり」にて調理を手伝う子どもたち

ら、なるべく母子を離さない方が母子にとって良いと思うようになった。そのためにも地域における母子の居場所は大切な役割を担っていると思う。「だいじょうぶ」では6年前から虐待をする母親に対する回復プログラムを実践しているが、子どもを虐待してしまう母親たちも実は心に傷を負っているのだ。

平成28年7月には、正式にキッズルームも開所した。育児疲れ、母親や家族の疾患などで家庭での養育がままならない時に、「ひだまり」で乳幼児を預かっている。その他、今、準備を進めていることがある。それはショートステイの新しい仕組みをつくっていくことである。ショートステイを利用して学校に通え、行事にも参加できる。子どもを親と二人三脚で育てるイメージである。母子の居場所には、今後もさらに社会的養育の拠点としての機能を持たせたいと思っている。このような「居場所事業」が今後、地域に広がっていくことを願っている。

キーワード：母子の居場所

地域における母子のための生活全般にかかわる支援や相談を行う施設。孤立しがちな母子家庭に居場所を提供し、実家のような環境の中で、遊びや学習支援、食事や入浴、洗濯、乳幼児の預かりなどのサービスを受けることができる。母子のストレスの緩和と家庭での生活力の回復を目指している。必要に応じて母子の宿泊も可能。

II 支援現場における代替養育のありようを考える

子どもの貧困連鎖の 打破をめざして

— 沖縄県南風原町『子ども元気 ROOM』の活動から



まへしろ みつる
沖縄県南風原町役場 民生部こども課 課長 前城 充

1. はじめに

我が国の子どもの貧困対策に関する動きは2013年6月、議員提出により「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が国会の全会一致で成立し、翌2014年1月に施行されたことから始まります。これを受け政府は、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」を設置し、「子供の貧困対策に関する基本的な方針」を策定しました。さらに政府は、都道府県に「子どもの貧困対策計画」の策定を努力義務としたことから、沖縄県では2016年3月に、子どものライフステージに沿った切れ目のない総合的な支援を行うための「沖縄県子どもの貧困対策計画」（2016年度～2021年度）を策定しました。なお、沖縄県が2015年度に行った調査では、子どもの相対的貧困率は29.9%と算出され、2017年6月に公表された全国の子どもの相対的貧困率13.9%の約2倍となっています。沖縄県の子どもの貧困率の高さの要因としては、核家族化の進展などにより子育て家庭の養育力が低下していることに加え、全国と比較して、県民所得が低いことや、ひとり親家庭の出現率が高いことなどがあると考えられています。

この制度的な動きとは別に沖縄県においては財政的に特別な措置がありました。2015年10月、島尻安伊子参議院議員（当時）が沖縄担当大臣に就任し、沖縄県の最大の課題として「子どもの貧困対策」を

掲げ、その解決のための対策として、2016年度の沖縄振興予算要求に10億円の特別な予算枠を盛り込みました。それを受け内閣府沖縄担当部局は「沖縄子供の貧困緊急対策事業」として2016年度の新規事業で10億円（補助率10/10）を整えました。「全国に比べ特に深刻な沖縄の子供の貧困に関する状況に緊急に対応するため、沖縄の実状を踏まえた事業をモデル的・集中的に実施する」とうたい、今後の沖縄振興計画期間中（2016～2021年度）を「集中対策期間」とし、地域の実情を踏まえた対策に集中的に取り組むこととなり、県と市町村でさまざまな施策が展開され今日に至っています。

2. 「沖縄子供の貧困緊急対策事業」の実施状況

「沖縄子供の貧困緊急対策事業」において、県内市町村では主に「子どもの貧困対策支援員の配置」と「子どもの居場所の運営支援」の2つが大きな事業となっています。子どもの貧困対策支援員は、地域の現状を把握し、学校やNPO法人等の関係機関との情報共有や、子どもを就学援助や居場所づくりなどの支援に繋げるための調整等を行います。2017年12月1日現在、117人が28市町村に配置されています。子どもの居場所は、地域の実情に応じて、食事の提供、生活指導、学習支援、キャリア形成支援等を行いながら、日中や夜間に子どもが安心して過ごすことができる居場所を提供するもので、2017

年12月1日現在、127ヶ所の居場所が26市町村及び県で設置されています。

3. 南風原町が捉えた課題

「沖繩子供の貧困緊急対策事業」に関する情報が南風原町に届いたのは2015年11月頃でした。南風原町では町長からこの事業を活用して支援の施策を考えるよう指示が出され、担当である私の課(民生部こども課)はこれまで考えてきた支援策を整える作業に入りました。

私たちは町要保護児童対策地域協議会で挙がってくる案件に対応しながら、ここに挙がる前に未然に防ぐことはできないかを常に考えていました。そのためには、就学前か遅くても小学校低学年での気になる子に対する支援が必要だと強く感じていました。また子どもの居場所の必要性も痛感していました。数値的に捉えていたのは町教育委員会が作成した「不登校による年間30日以上欠席者の推移(H24～H26)」という資料でした。小・中学校合わせて、2012年から2014年までの不登校児童・生徒数は、40名前後で推移していて減っていないという現状がありました。そこに何らかの施策を打たない限り町要保護児童対策地域協議会に挙がってくる案件数を減らすことはできないというのが私たちの見立てでした。

私たちは、小学校から不登校が始まると、①まず学業についていけなくなる、②中学校に上がっても授業が解らない、③なので学校がつまらなくなる、④不登校が本格的になる、⑤高校に進学できなくなる、⑥進学したとしても授業が解らない、⑦中途退学する、という負のスパイラルが続くという共通認識を持っていました。また、子どもの貧困に関する

〈図1〉

南風原町がとらえた課題

できることを、できるところから、できるだけ。

(沖繩の特殊事情から) **子どもの孤立(貧困連鎖)をなくすには…**

- ① 児童・生徒の夜の居場所確保(特に「小1の壁」をなくす)
- ② 児童・生徒の孤食支援
- ③ 児童の初期非行の撲滅
- ④ 非行の地域集団化の撲滅(広域的な取り組みが必要)
- ⑤ 中卒・高校中途退学者の就学、就労支援
- ⑥ 生活困窮世帯等への学習支援
- ⑦ 親の養育支援
- ⑧ 引きこもり、不登校児への支援

これらを包括的に、南風原町モデル事業で展開

指標の中で特に3つに注目しました。1つ目は「中卒後の進路未決定率」2.9%(全国0.9%、2013年)、2つ目が「高校中途退学率」2.1%(全国1.7%、2013年)、3つ目が「若年出生率」11.67%(全国4.95%、2009年)です。これら3つの指標の数値を改善するためにも、幼少期からの不登校と引きこもりの対策が重要だと位置づけたわけです。さらに、支援が必要な子どもたちの家庭環境を見ると貧困が連鎖している事実も確認できました。そこで私たちは、「沖繩子供の貧困緊急対策事業」で取り組む事業に向けて課題を整理し(図1)、『子どもの貧困連鎖の打破』を掲げ、施策を整えることにしました。

4. 動き出した「子ども元気ROOM」

まず最初に「子どもの居場所」をどうつくるかを検討しました。現在の居場所として児童館はありますが、ここは午後6時まで。学童クラブは午後7時過ぎまで預かれるけれど、保育料が小学校1年生だと1万2千円にもなるため貧困世帯の利用は厳しい。これは新たな居場所をつくるしかない。課内で議論した結果、基本的に夜10時まで預かれて、車で学校まで迎えに行き、支援のあとは自宅まで送る送迎付きにしよう。この送迎については、養育支援

〈図2〉

南風原町「子ども元気ROOM」



写真は、一般社団法人カナカナ。普通の民家を賃借して、普通の生活空間で子どもたちを支援している。

2016年5月16日事業開始

■ 実施団体

1. 認定特定非営利活動法人 侍学園
スクオーラ・今人 沖縄【代表者／臺目崇】
2. 一般社団法人カナカナ【代表者／松田かなえ】

■ 事業内容

1. 放課後(15時～22時)、支援を必要とする子どもの対応
2. 日中(9時～15時)、支援を必要とする子どもの対応
3. 土日祝日、長期休暇に支援を必要とする子どもの対応
4. 不登校、引きこもりの子どもの対応(主に放課後)
5. 中卒、高校中退の子どもの対応

■ 家庭的な雰囲気のもと、下記の事業を必要に応じて提供

- ① 生活指導
- ② 学習支援(県事業の学習支援塾とも連携)
- ③ 食事の提供
- ④ キャリア形成
- ⑤ 養育支援

のねらいも入れてのことです。子どもを家庭に送り届ける際に、保護者や家族とも接触できるし、家の中の雰囲気もわかる。そのような情報を集めながら保護者との信頼関係を構築することを期待していました。

さて、しくみを考えることはどうにかできましたが、肝心なのはその居場所を誰が運営するかという課題が出てきました。運良く町内で学童クラブを運営している方で子どもの貧困に興味があった方と、もともと厚労省の補助を活用して青少年の不登校・ひきこもり対策を行っていたNPOの方が町の補助事業に応募してくれて、2016年5月に町内2ヶ所で「子ども元気ROOM」と命名された居場所が稼働しました(図2)。子どもたちが来やすく、かつ貧困対策などを感じさせない名前ということで職員がいろいろ考えて付けた名前です。

「子ども元気ROOM」で支援する子どもたちの決定は、2016年4月から新しく配置した「子ども元気支援員」2人を含むこども課の職員と町教育委員会や町社会福祉協議会などで話し合いをしたうえで、保護者の同意を得て行っています。町教育委員会にしっかりと関わってもらうことはとても重要です。

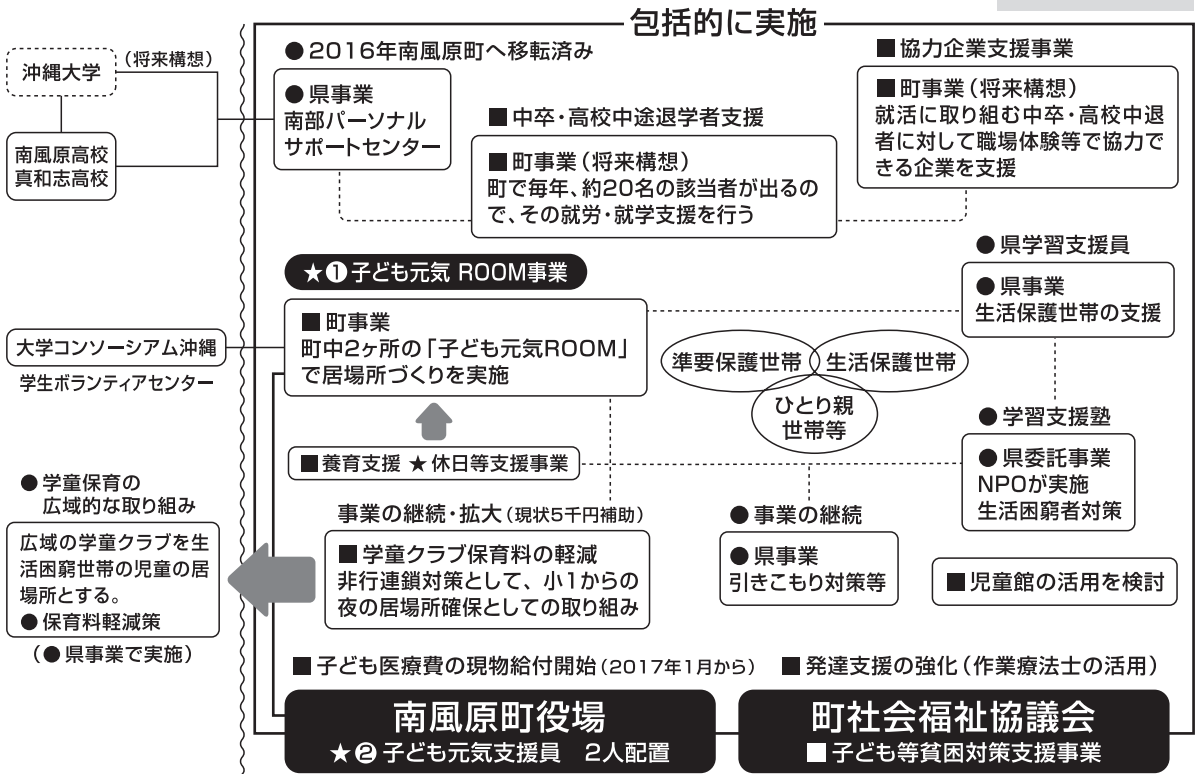
私たちはこの事業を通して解決する数値目標として、町教育委員会が捉えた「不登校等数、小学校25人、中学校20人、計45人(2016年1月現在)」、これをゼロにするという設定にしました。

5. 南風原町の取り組みの特徴

この「子ども元気ROOM」は大きな特徴が3つあります。まず1つ目は、土日祝日、夏休みなどの長期休暇を含めて365日対応していることです。1ヶ所が月曜日から金曜日の夕方までの平日対応。2ヶ所目は金曜日の夜から日曜日までの週末型と連動しています。この支援体制は全国的にも珍しく多くの方々から関心を持たれ、視察も多くお越し頂いております。2つ目は人材育成です。この事業を募集する際に2ヶ所の施設は連動して取り組みつつ、人材育成を図ることも条件にしていたので、その実践として週1回は関係者が集まって情報共有会議(通称：キッズ会議)を続けています。これは本当に知識の集積に繋がっています。ここで育った人材が同様の施設を他の自治体で運営してもらうことを視野に入れています。子どもの貧困対策は1つの町だけで解決できるものではないので、将来的には全

〈図3〉 **子どもの孤立(貧困)対策事業**

● 県との連携事業
■ 町事業
★ 内閣府補助



での市町村で取り組みたい、その思いを強く持っています。3つ目は、前述の養育支援を視野に入れた車での送迎です。これも効果が現れています。何らかの理由で保護者と学校が繋がっていない場合、元気ROOMのスタッフが学校からのお便り等を保護者に口頭で伝えます。そうすると保護者と学校が繋がり、これまで滞っていたことが少しずつ前に進むということも起こりました。また保護者とスタッフに信頼関係が構築され、子どものために夜の仕事から昼の仕事に変わり、養育の時間が取れるようになったなど、少しずつではありますが、成功事例を積み重ねています。

システムの全体的な特徴としては、町内外の資源を有機的に繋げて、子どもの貧困をネットワークで解決するというスタイルです。図3に示してあるように町内の関係機関はもちろんですが、県の施設や

県から委託を受けた事業所などもフルに連携して取り組んでいます。特に町社会福祉協議会(以下、町社協)との連携はとても大切です。この計画を進める際に当時ブームになっていた「子ども食堂」をどうするかという議論を行いました。その際に、「子ども食堂」は支援を必要とする子どもの発見機能にはなるが、居場所機能を有していない場合は根本的な解決策にはならない。しかし地域には子どもの貧困対策について「子ども食堂」という手段でお手伝いがしたいという住民の情報もいただいていたので、町社協と調整した結果、次のようにまとめられました。子どもの貧困対策という“きっかけ”で地域住民がまとめ「子ども食堂」のような取り組みを始め、それにより地域の新たなネットワークが構築されることが期待できることから、町社協の事業として取り組み、地域の社会関係資本(ソーシャ

「子ども元気ROOM」での活動

①体験学習・学習支援

毎日の宿題に取り組みます。初めは座ってさえいられなかった子どもたちも集中力が付き、今ではしっかり終わらせることができるようになりました。夏休みの宿題の書道にも挑戦。初めて出せた!!と喜んでいました。自己肯定感の高まりを感じます。



③課外活動

自然に触れ、外遊び、海遊び。遊びに行った思い出が子どもたちの笑顔に繋がります。

月曜日に登校した子どもたちは、「昨日、〇〇に行って楽しかった」などと週末の出来事を友だちに話すようになり、それが自己肯定感に繋がっていると学校の先生から声が寄せられました。



②夕食作り

子どもたちに何が食べたいかを聞き、一緒に作ります。自分で作りその工程を知ることで、食に興味を持ち好き嫌いも減りました。



④月1回開催のキッズデイ

元気ROOMに通う子どもたちの他に、地域の子どもたち約30名が利用します。地域のお年寄りやボランティアを手伝ってもらいながら様々なイベントを組んでいます。

ルキャピタル)の再構築を目的にしようということになりました。

私たちはこう考えています。子どもの貧困は社会が生み出した課題です。その課題を根本的に解決するためには、行政が責任を持って税金を投入してしっかりと対応すべきだと。その施策として町では人的に「子ども元気支援員」の2名配置と、居場所として「子ども元気ROOM」2ヶ所を設置し、長期的に課題解決に取り組む。その反面、地域でできる「子ども食堂」のような事業は、地域に任せて発見機能として力を発揮して欲しいのです。

6. 地元の高校との連携

「子ども元気ROOM」を始めてから、私たちはすぐに次の取り組みに着手しました。それは近くの高校との連携です。どの自治体も、中学校までは子どもの不登校や引きこもりなどに対して積極的に関わります。しかし、卒業して高校へ行くと支援がほとんどなくなります。これは子どもにとって大きな課題であると課内で確認し、近くの高校にアプローチして意見交換を行いました。私たちの捉えていた課題は的中しました。高校で不登校ぎみの生徒への対応に関して、これらの生徒の置かれている状況に関する情報がほとんどないのでお手上げ状態だったのです。私たちは町の子どもとして中学校を卒業して

「子ども元気 ROOM」の評価方法について

南風原町では、「子ども元気 ROOM」での支援による子どもたちの内面的な変化や行動様式の改善について評価する方法として、非認知能力(Non cognitive skills)で捉えることとした。右記のとおり3つの非認知能力(目標)を設定し、その変化について半年に一度、9つの構成要素(観点)で評価し記録している。

非認知能力(目標)	構成要素(観点)
1. 人とつながる力	① まわりの友だちに関心を持ち、かかわることができる
	② 友だちと話し合い、折り合いをつけることができる
	③ 仲間に頼ったり頼られたりすることができる
2. 課題を解決する力	① いろいろな課題に挑戦し、実行することができる
	② 課題解決のための計画や方法を考えることができる
	③ 失敗しても次へ向かっていくことができる
3. 将来に向かう力	① 基本的な生活習慣を身につけることができる
	② 自分の思いや考えを伝えることができる
	③ 自分の感情をコントロールすることができる

も支援が必要な子には、しっかりとフォローを続けることが必要だと感じています。

7. 作業療法士の活用

また発達障害を抱える子どもの保護者やクラス担任の悩みも多いことが解りました。その対応策として作業療法士(OT)の活用が有効であるということ、先進的な取り組みを行っている岡山県の学童クラブ関係者から情報を得ました。さっそく沖縄県内で同様の取り組みを行っている事業所と連携し「保育所等訪問支援事業」を活用して、町内の小学校でクラス支援を始める準備をしています。支援の必要な子どもたちを別教室で支援するのではなく、クラスの中でその子が普通に生活できるように環境を整える方法を皆で考えて実践していく。そのようなインクルーシブな社会環境づくりにOTのスキルが活かせるのです。また、そのような支援が行えるスキルをOTに習得させるため琉球大学に事務局を置く沖縄産学官協働人材育成円卓会議(会長/琉球大学長)と連携して産学官協働でカリキュラムを整え、「発達支援士(仮称)」という新たな認証システムの付与も検討しています。

8. さいごに

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」—憲法25条です。すべての



2017年12月15日に町内の小学校で行われたクラス担任との意見交換会。発達支援に悩んでいる先生方へ作業療法士が丁寧にアドバイス。写真正面の女性3名が作業療法士

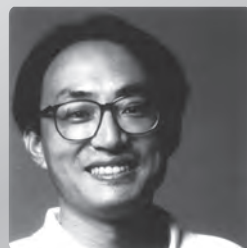
国民の中には子どもたちも含まれています。しかし、子どもたちは権利を主張することはできません。その子どもたちの権利を守ってあげられるのは、私たちおとなです。

キーワード：作業療法士(OT)

一般的に作業療法士は高齢者施設や病院でリハビリを行う専門職というイメージですが、南風原町では2016年に発達障害を抱える子どもたちの支援にOTが関われることを知りました。特に学校においては、支援を受ける子どもがどのような形でクラスの仲間と楽しく過ごせるかを、担任の先生やクラスメイト、さらに保護者などいろいろな方々を巻き込みながら環境を整えていくプロセスにおいてスキルを発揮します。この事業は福祉関連の保育所等訪問支援事業を活用して行われます。インクルーシブな社会を目指すとき、OTのスキルは必要不可欠なものとしてこれから注目されると思います。ただ、学校支援に入れるレベルのOTはまだ少ないので今後のニーズを考えると人材育成が急務となっています。

Ⅲ 国内外の動向

ニューロダイバーシティと代替養育



まさたかのぶお

京都大学霊長類研究所 教授 正高信男

ニューロダイバーシティとは何か？

自閉症スペクトラムと呼ばれているような障害が存在する。しかしこれは、実は障害でない。生物としての人類のバリエーション(変異)の一つである。本来は人類の、生息環境に対する適応の一つのあり方だという発想からうまれたのが、ニューロダイバーシティ(脳神経多様性)という考え方にほかならない。

自閉症スペクトラムというものの実態は、(1)対人関係とりわけコミュニケーションが不得手で、(2)興味・関心の幅が著しく限られていたり、こだわりが激しいという二点を特徴とする(つまり、いわゆるオタク的傾向が顕著な)発達「障害」として、一般にもよく知られるようになってきた。

「障害」はおおよそ、遺伝的要因によって生ずると考えるのが定説となっている。発症率はどんなに少なく見積もっても1-2%。25人に一人と主張する研究者もいる。この値は、ほかのたいていの遺伝的障害に比べて極端に大きい(通常は一万分の一とか、二万分の一とかが普通である)。ではどうして自閉症スペクトラムの人間だけがこれほど多いのか？

もしも「障害」が真実、行きていく上で障害となるのなら、その人が子孫を残す確率は小さくなり、ダーウィン流の淘汰が働くはずである。ひるがえって考えるに自閉症スペクトラムには他の多くの遺伝的障害のように、淘汰圧がかからなかったのだ。

つまり存在意義があったと考える方が、自然ということになってくる。

それでは、どんな意義があるのかということからは、ここのところ実証的な立場で研究してきた。そこで明らかになったのは、自閉症者はそうでない人と認識世界が何がしか異なる、しかも後者が仲間とのこころの交流に重心をすえた行動をとるのに対し、前者は人間を取り巻く物理的環境に自らのこころを向けるという事実であった。だが一般に言われているように、他人のこころがわからないとか、共感能力に欠けるというのは誤解であると私は考えている。

養育環境の多様性

人間は生物として、われわれが考えてきた以上に多様性に富んでいる。そしてまた、遺伝的基盤と同様に発達を遂げる環境要因も、多様性に満ちていると考えられるのだ。

具体的に、他の生物では個体は自らの父母あるいはきょうだいにあたる血縁の存在によって養育をうけるだけであるのに対し、寿命が例外的に長い人間は第一世代にあたる個体が第三世代にあたる個体を養育することが可能になっている。おじいちゃん・おばあちゃんによる養育がその典型である。加えて、150人規模のコミュニティを形成できるまでに社会性が進化したがために、そのメンバーも養育に参加

できるまでにいたっている。この養育環境の多様化こそが、代替養育を実現する基盤となってきたのであり、また人間の歴史のなかでは代替養育はごく日常的に実践されてきたのである。それは日本でも例外ではない。事実、われわれにきわめてなじみのある文学作品にもそれは描かれている。例えば、太宰治の『津軽』などもその好例だろう。第二次大戦下の昭和19年に刊行されたこの作品は、出版社の依頼をうけ故郷の津軽をめぐる紀行文学の名品として知られているが、そのなかで明治42年うまれの太宰は、自らの育ての親との邂逅を目的として旅をつづける。小説の冒頭、著者は

或るとしの春、私は、生れてはじめて本州北端、津軽半島を凡そ三週間ほどかかって一周したのであるが、それは、私の三十幾年の生涯に於いて、かなり重要な事件の一つであった。
〈中略〉

金木は、私の生れた町である。津軽平野のほぼ中央に位し、人口五、六千の、これという特徴もないが、どこやら都会ふうにちょっと気取った町である。〈中略〉それから三里ほど南下し、岩木川に沿うて五所川原という町が在る。
〈中略〉ここには、私の叔母がいる。幼少の頃、私は生みの母よりも、この叔母を慕っていたので、実にしばしばこの五所川原の叔母の家へ遊びに来た。

と簡潔に自らの生い立ちを記している。叔母の名前は「たけ」と言い、結局のところ、この津軽への旅は、たけとの再会が最大の目的であることが小説の最後になって、つまびらかになるのであるが、その部分はつぎのように描かれている。主人公が、たけの家に行くと見ると不在である。近所の学校で行われている運動会に行っているというので、そちらに出向くことにする。

〈中略〉また畦道をとおり、砂丘に出て、学校の裏へまわり、運動場のまんなかを横切って、それから少女は小走りになり、一つの掛小屋へはいり、すぐそれと入違いに、たけが出て来た。たけは、うつろな眼をして私を見た。

「修治だ」私は笑って帽子をとった。

「あらあ」それだけだった。笑いもしない。まじめな表情である。でも、すぐにその硬直の姿勢を崩して、さりげないような、へんに、あきらめたような弱い口調で、「さ、はいつて運動会を」と言って、たけの小屋に連れて行き、「ここさお坐りになりせえ」とたけの傍に坐らせ、たけはそれきり何も言わず、きちんと正座してそのモンペの丸い膝にちゃんと両手を置き、子供たちの走るのを熱心に見ている。けれども、私には何の不満もない。まるで、もう、安心してしまっている。足を投げ出して、ほんやり運動会を見て、胸中に一つも思うことが無かった。もう、何がどうなってもいいんだ、というような全く無憂無風の情態である。平和とは、こんな気持ちの事を言うのであろうか。もし、そうなら、私はこの時、生れてはじめて心の平和を体験したと言ってもよい。先年なくなった私の生みの母は、気品高くおだやかな立派な母であったが、このような不思議な安堵感を私に与えてはくれなかった。世の中の母というのは、皆、その子にこのような甘い放心の慰いを与えてやっているものなのだろうか。

まだアタッチメントという概念がこの世に存在しなかった時代、太宰は自らの作品のなかで自身にとっての愛着の対象は、生みの母ではなく、少しはなれた土地にすんでいた叔母であるたけという女性だった、そして長じてのち彼女と再会したことを「かなりの大事件だった」と告白しているのである。

『坊ちゃん』というラヴストーリー

『津軽』より時代をさかのぼること30年あまり、明治39年に発表された漱石の『坊ちゃん』にいたっては、主人公はまったく血のつながっていない赤の他人でしかも自分の祖父母にあたる世代の女性に養育される話である。

周知のとおり作品は、「親譲りの無鉄砲で子供の時から損ばかりしている。」という文ではじまる。

おやじはちっともおれをかわいがってくれなかった。母は兄ばかりひいきにしていた。〈中略〉

母が病気で死ぬ二、三日まえ台所で宙返りをしてへっつい角で肋骨をうって大いに痛かった。母がたいそうおこって、お前のようなものの顔は見たくないと言うから、親類へ泊まりに行っていた。するととうとう死んだという報知が来た。〈中略〉

母が死んでからは、おやじと兄と三人で暮らしていた。〈中略〉おやじがおれを勘当すると言いだした。

その時はもうしかたがないと観念して、先方の言うとおりに勘当されるつもりでいたら、十年來召し使っている清という下女が、泣きながらおやじにあやまって、ようやくおやじの怒りが解けた。それにもかかわらずあまりおやじをかわいとは思わなかった。かえってこの清という下女に気の毒であった。この下女はもと由緒のあるものだったそうだが、瓦解の時に零落して、つい奉公までするようになったのだと聞いている。だから婆さんである。この婆さんがどういう因縁か、おれを非常にかわいがってくれた。〈中略〉

母が死んでから清はいよいよおれをかわいがった。

このあと主人公は教師として松山に赴任するため（実は作品中どこにも、松山の名称はでてこないのだが）、清と別れるものの、最後に東京に戻ってくる。そして作品は

清のことを話すのを忘れていた。—おれが東京へ着いて下宿へも行かず、革靴を下げたまま、清や帰ったよと飛び込んだら、あら坊ちゃん、よくまあ、早く帰って来てくださったと涙をぼたぼたと落とした。おれもあまりうれしかったから、もう田舎へは行かない、東京で清とうちを持つんだと言った。

その後ある人の周旋で街鉄の技手になった。月給は二十五円で、家賃は六円だ。清は玄関づきの家でなくともしごく満足の様子であったが気の毒なことに今年の二月肺炎にかかって死んでしまった。死ぬ前日おれを呼んで坊ちゃん後生だから清が死んだら、坊ちゃんのお寺へ埋めてください。お墓の中で坊ちゃんの来るのを楽しみに待っておりますと言った。だから清の墓は小日向の養源寺にある。

というふうには結ばれている。

日常化していた代替養育

日本人で一度も『坊ちゃん』を読んだことがないという人は、あまりいないのではないだろうか。しかし、これが非常にADHD（注意欠陥多動）傾向の顕著な主人公と、清という血縁のない養育者とのこの上なくきよらかな愛情物語であることを認識している人は意外に少ないように思える。

慶応3年生生まれの作者の漱石は彼自身、幼くして養子に出され、半ば育児放棄を体験したあげくに終生にわたりPTSD（心的外傷後ストレス障害）に苦しめられた形跡がある人物だ。神経症になやまされ、結局49歳で胃潰瘍出血により人生をおえることと

なるが、彼のめざした個人主義(最晩年、彼が学習院大学でおこなった講演のタイトルが『私の個人主義』であったことはあまりによく知られている)が、こうした彼の養育体験から紡ぎだされたものであることを否定するのは、ほとんど不可能であるように思われる。

そもそも日本の近代文学を俯瞰するにあたり、漱石と太宰をぬきに語ることなどありえない話だろう。しかも兩人とも当時の日本人として、例外的な養育体験をしたわけでは、さらさらない。ごく日常的に起きていることであつたわけで、要するに代替養育と今日改まって語るようなものは、じつにありふれた養育形態であつたことを、上述の二つの文学作品は雄弁にものがたっているのだ。

むすび

冒頭書いたように生物としての人間には遺伝的に、私たちが想像している以上の多様性が付与されている。そこには今日、障害とレッテルをはられるものまでが含まれているというのがニューロダイバーシティの考え方だ。それによって人間は、他の生物には不可能なほど多様な環境に柔軟に適応することが可能なだけけれど、それだけではない。誕生したのち、どのように環境情報を取り込み発達を遂げるかという点においても、類を見ない自由度があたえられていると考えられる。それこそが代替養育の多様性に如実に反映されていると、解釈すべきだろう。

生みの親にとどまらず、また血縁の有無の如何にとらわれることなく、コミュニティ内の多様なメンバーによって養育を施される機会を得ることで個体発達の多様性は飛躍的に増大してきたのであろう。

それが極端に狭まるという現在の状況が出現したのは、少なくとも日本に関する限り、比較的近年のことと考えられるだろう。前述の太宰と漱石の作品が、それを雄弁にものがたっている。昭和に入り、

極端な皇民教育がなされる事態をむかえ、敗戦にいたり、その反動として反軍国主義教育という形での教育民主化が起こる。戦後まもなくのベビーブームと反皇民教育がドッキングした結果、戦後復興とともに「生みの母による子育て」こそが唯一、人間本来の養育のあり方である思想が流布していったのではないだろうか。その意味では戦後教育も戦前の教育とは別の意味で、反動的であつたといえるのかもしれないと私は考えている。

御批判を乞う次第である。

参考文献

- 太宰治(1944)『津軽』青空文庫
http://www.aozora.gr.jp/cards/000035/files/2282_15074.html
- 正高信男(2017) 自閉症者が人類社会に「不可欠」である理由 ~実は障害ではない。現代ビジネス5月21日
<http://gendai.ismedia.jp/articles/-/51688>
- 夏目漱石(1907)『坊ちゃん』青空文庫
http://www.aozora.gr.jp/cards/000148/files/752_14964.html

キーワード：ニューロダイバーシティ

ニューロダイバーシティという表現は、1990年代に発達障害者の自立支援をめざす市民運動のなかから生まれた考え方である。日本語に翻訳すれば「脳神経多様性」あるいは「脳多様性」という表現がもっとも原意に近いだろう。発達障害を障害でなく、生物としての人類のバリエーション(変異)の一つであるとしてとらえる発想にほかならない。自閉症スペクトラムの人口比率はほかのたいていの遺伝的障害に比べて極端に大きい(通常は一万分の一とか、二万分の一とかが普通である)。ではどうして自閉症スペクトラムの人間だけがこれほど多いのか？

それは人類の脳神経系の多様性は他の霊長類に例をみない規模のものであり、世界には neurotypical、すなわち大多数の他の者と同じような定型的なパターンの脳神経系の者としてでない者(neudivergent)がいる、その後者の典型として自閉症スペクトラムや ADHD をとらえる考え方である。

Ⅲ 国内外の動向

米国オレンジ郡に学ぶ 家族再統合 — ラップアラウンド導入の効果



大阪歯科大学医療保健学部 講師 久保樹里

はじめに

わが国の子ども虐待対策は、初動対応段階における手法や法制度は整備されてきたものの、その後の支援をどう進めるかについては有効な手段が見出されていない。筆者の児童福祉司時代を振り返っても、親との軋轢のなかで、親子関係調整や家庭が抱える問題の解決は思うように進まず、親子分離した家族の再統合*1への道のりは困難なことが多かった。昨年、厚生労働省より出された「新しい社会的養育ビジョン」では、永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障の観点から家庭復帰に向けた努力を最大限に行い、それが困難な場合、親族里親や養子縁組などの家庭養育、それが困難な場合に里親委託、子どもにとってこれらが適当でない場合に限り、施設養育が検討されることになり、支援のあり方は大きな転換期を迎えることとなった。

筆者は昨年、同様の課題に取り組んできた米国カリフォルニア州オレンジ郡児童家庭福祉局を視察する機会を得た。オレンジ郡の実践から、このビジョンの具体化に有効な視座が得られるものと考え、取り上げることにする。

オレンジ郡の現状

ロサンゼルスとサンディエゴの間に位置するオレンジ郡は人口約310万人、カリフォルニア州では3番目に人口が多い郡である。多文化・多人種で18

歳未満の人口は全体の24%である。オレンジ郡では、1999年には約8,000人の子どもが施設や里親に委託されていたが、現在は2,400人と70%も減少している。また一旦委託された子ども全体の50～60%が家庭復帰を果たしている。2014年の統計によれば里親に委託された子どもの30.1%が12カ月後には家族の元に戻っている。家庭復帰までの平均期間は12.7カ月である。これはカリフォルニア州全体の平均8.7カ月よりは長いものの、家に戻った子どもが1年以内に里親ケアに戻る確率はカリフォルニア州全体が12.1%であるのに比べ、5.8%と半分以下であり、家庭復帰後の家族生活が安全に維持できていることを示している。また家族と暮らすことが困難な子どもの32%には恒久的な養育環境を提供できるようになっている。そして、虐待通告後、調査を経て実証された虐待件数自体も減少傾向にあり、目に見える改善を示している。

米国の虐待対応の変遷

オレンジ郡の実践を紹介する前に、米国全体の児童虐待対応制度の変遷に簡単に触れることにしたい。米国は連邦国家であるため、児童虐待の対応システムは統一されたものではない。しかし連邦政府が児童虐待対応政策を示し、州がその政策に基づく具体的な施策を行うと州に補助金が交付されるシステムで制度をけん引している。なお、親の親権制限

に対し、米国では裁判所が継続して関わる点はわが国と大きく制度が異なる。虐待の疑いにより、行政の虐待対応機関が子どもを職権で保護した場合には、それが適切であるかについて裁判所の審理を受ける必要がある。親子分離を継続することが必要とされると子どもは裁判所の保護下に置かれる。裁判所は行政機関に対し、家族再統合のための支援を提供するように命じ、行政機関は定期的に裁判所へ親子の状況を報告し、裁判所が審理を行う*2。

1961年に小児科医のケンプ(Henry Kempe)らが被虐待児症候群の存在を明らかにし、その後、各州で虐待通告に関する法律が定められた。連邦政府としては1974年に児童虐待防止と対策法(CAPTA: Child Abuse Prevention and Treatment Act)を制定し、虐待の定義付けや通告制度の改善、虐待に関する調査研究などを定めた。これらの法制定により、虐待通告件数は急増し、保護された後、里親宅を転々とする子どもの問題や社会的養護を出た後に貧困に陥ったり、犯罪を犯すなどの予後の悪さが指摘されるようになった。1980年に制定された養子縁組の支援と児童福祉に関する法律(AACWA: Adoption Assistance & Child Welfare Act)は親子分離を避けるため、また分離した家族を再統合するために合理的な努力を行うことを定め、最低でも6カ月おきにケースの再検討を行い、里親委託から18カ月が経過した段階で子どもの永続的な居場所についての審理を行うことを求めた。しかし、その後も里親への長期委託児童は減少せず、また親元に戻った子どもへの再虐待という事態も招いた。この批判を受けて、1997年に養子縁組と安全な家族に関する法律(Adoption and Safe Families Act)が制定され、家族維持・再統合が不可能な場合において、里親委託から12カ月の段階で裁判所に子どもの永続的な居場所を決定すること

〈表1〉オレンジ郡の家族支援体制(一部)

<p>・SDM (Structured Decision Making)</p> <p>初期対応から家族再統合の各段階においての家族のリスクと安全・強みをアセスメントするツール</p>
<p>・TDM (Team Decision Making)</p> <p>支援方針を家族や支援者・支援機関を入れたチームで決定するための会議</p>
<p>・FACT</p> <p>郡に15カ所ある地域で様々な家族支援サービスを提供するファミリー・リソースセンター</p>
<p>・家族支援のために活用する様々な契約サービス</p> <p>例: 各種カウンセリング、ペアレント・トレーニング、家庭での家事・養育のコーチ、移動サービス、アルコール・薬物テスト、親子面会サポート 等</p>
<p>・Wraparound</p> <p>困難を抱える子どもと家族を地域において、家族のニーズに合わせてサービスや支援で包み込む</p>

を求めた。連邦政府はこの法律により、州に対し養子縁組への道を開かせようとした。増え続ける虐待件数に対し、2003年には子どもと家族の安全を守る法(KCFSA: Keeping Children and Families Safe Act)が制定され、早期介入や予防に力点が置かれるようになった。

オレンジ郡における家族支援体制

このような法制度の変遷を背景に、オレンジ郡は虐待対応システムを戦略的に構築してきた。オレンジ郡では、子どもが自分のことを知り、愛してくれる人のいる、安全で安心した家庭で育つことを目指しており、そのために家族とパートナーシップを結ぶことを基本としている。オレンジ郡の家族支援体制の主要なものを記す(表1)。SDM (Structured Decision Making)は、児童家庭福祉局のソーシャルワーカーが用いているアセスメントの枠組みであり、初期対応から家族再統合にいたるまで節目となる段階で実施する。このツールは家族のリスクと共に強みと安全、そしてニーズを導き出すものであり、ソーシャルワーカーの道しるべとなっている。次にTDM (Team Decision Making)は、親子分離の段階から里親宅への措置や家族宅への外泊の開始、家族再統合など重要な節目にソーシャルワーカーが家族

と親戚、友人、支援者、支援機関が入ったチームによる会議を開催し、支援方針を決定するものである。また郡には15カ所のファミリーリソースセンターがある。これらのセンターや多数の民間団体によって、家族への種々様々なサービスやプログラムが提供されていることが、虐待件数自体の減少に結び付いている。そして、家族支援のあり方に大きな変化を与えたのが本稿で紹介するラップアラウンド(Wraparound)である。ラップアラウンドとは、1980年代

にノースカロライナ州のLenore Beharが提唱したもので、「困難を抱える子どもとその家族を施設という壁ではなく、サービスで包み込む」ためのプロセスであり、児童福祉、少年司法、精神保健、教育などの分野において行動面・情緒面・精神面に深刻で複雑な課題のある子どもや青年を地域でサポートするために活用されている。グループホームへの措置や長期の入院等にかかる経費を、子どもが家族の元で暮らすために地域に必要なサービスとして提供の方がより経済的で効果的であるということも後押しとなり、現在、米国の数多くの州とカナダ等に広がっている取り組みである。

オレンジ郡におけるラップアラウンド

オレンジ郡では2001年にラップアラウンドを導入し、児童家庭福祉局と保護観察局、ヘルスケア局が運営している。対象としては、グループホームに措置中もしくは措置する確率が高い子ども、裁判所が後見している子ども、新しく養子になった子ども、保護観察を受けている子ども、一定の精神保健サービス対象の子どもなどである。開始から現在まで約5,400人の子どもがこのプロセスを活用した。その内訳は児童福祉分野が48%、保護観察分野が41%、精神保健分野が11%となっている。2001年当時、行動面・情緒面・精神面において里親では対応が難

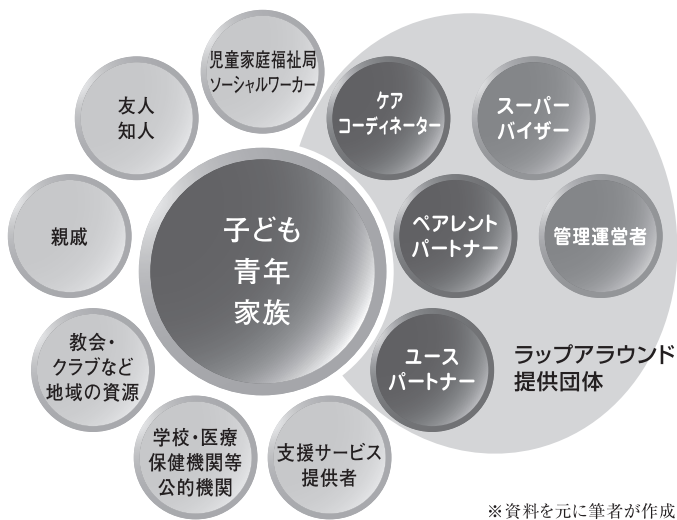
〈表2〉ラップアラウンドと従来型支援の違い

ラップアラウンド	従来型の支援
家族のパートナーとして	家族に指示
家族の個性性に注目	情報提供と紹介
支援チームが中心	サービスが中心
強みを中心に	できていないことを中心
やれることは何でも	既存のサービスのなか
柔軟に	サービスは固定的
無条件に	サービス利用の制約
自分の経験を共有して	自分のことはオープンにしない
家族が中心	専門職が中心
家族への支援	特定の個人への支援
自然な関係のなかでのサポートが可能のように	専門職につなげる

しい子ども約800人がグループホームで暮らしていたが、ラップアラウンドの導入の3年後には240人、2017年には135人にまで減少させることができた。表2のようにラップアラウンドと従来型の支援の違いは大きい。支援者側は発想の転換を必要としたが、前述のSDMとTDMに加えて、ラップアラウンドを実施することで、家庭での養育は無理とされていた子どもが家族と共に地域で暮らすことが可能となり、浸透していった。

児童家庭福祉局はラップアラウンドについてのトレーニングと運営を行っている。6つのラップアラウンドを行う非営利団体と契約しており、請け負った団体が家族に直接、ラップアラウンドを提供する。ラップアラウンドは子どもとその家族を支援するチームで進める(図1)が、そのチームで重要な役割を果たすのが、団体に属するケアコーディネーターと団体が契約するペアレントパートナー、ユースパートナーである。児童家庭福祉局のソーシャルワーカーは対象となる家族にラップアラウンドを紹介し、団体に依頼をする。依頼を受けると、ケアコーディネーターはその家族にラップアラウンドの説明をし、導入の同意が得られると、家族に主体的にかわり、ラップアラウンドの中心的役割を担っていく。ペアレントパートナーは自分自身が過去にラップアラウンドを経験し、かつて自分も同様の状況にいた

〈図1〉ラップアラウンドのチームのイメージ図



※資料を元に筆者が作成

こと、どうやってうまくやれたのかということを経験の立場で家族に伝えることができる人が選ばれ、親に寄り添う。例えば、発達障がいの子どもの子育てにおいて悩んだ人や、かつてアルコール依存の問題を抱えていた人は、同じ問題を抱える親のペアレントパートナーになる。そして、ユースパートナーは21歳以上で、子どもの興味や課題に対応できる経験を持つ人が選ばれる。ユースパートナーは子どもの代弁者であり、子どもが好むスポーツ・買い物など一緒に活動しながら、子どもの問題解決と子どもが社会において適切で責任を持った行動をとることが可能となるようなスキルを教える役割を持つ。ペアレントパートナーとユースパートナーは団体から活動費を支払われる。

ケアコーディネーター、ペアレントパートナー、ユースパートナーは、最初の段階ではそれぞれがたいてい週に1度、家庭を訪問して、親・子どもとの良好な関係を作り、しっかりと家族の話を聞く。彼らはラップアラウンドが提供されている間は24時間体制で家族の相談に応じる。約1カ月後に、ケアコーディネーターが支援チームによる支援会議開催を調整する。支援会議に参加するのは対象となる家

族と親族、家族の友人、職場の同僚といったインフォーマルな関係者、ラップアラウンドの事業者、ソーシャルワーカーや保護観察官、警察、ヘルスケア機関などフォーマルな関係者、地域の学校や教会、スポーツクラブなど地域の関係者などで家族の目指すゴールを共有するメンバーから選ばれる。開催は、その家族の家やファミリーリソースセンターなど家族が望む場所で行われる。支援会議では家族を尊重し、家族を中心にオープンに正直に話し合うことが求められる。ケアコーディネーターのファシリテーションのもと、家族の強みに焦点をあて、家族自身がどのような家族になりた

いのかを引き出す。そのなかで家族のビジョンが見えてくる。家族はチームの力を借りて、そのビジョンを実現するためのニーズを明確にし、どれから取りかかるのかという優先順位をつける。大切とされるのは、家族が安全に生活できることであり、問題が発生したときにどのように対応するかについては、詳細に具体的に対応策が話し合われる。ケアコーディネーターは会議の結果に基づき、家族に対するケアプランを作成し、細かいところまで文書化する。プランを実行するために地域にあるフォーマル、インフォーマルの様々な家族支援のプログラムやサービスとの橋渡し役を務め、プランの実行状況をモニタリングする。時には家族のニーズに合わせて新しくサービスを開拓することもある。ケアプランは支援会議の度に更新されていく。

ラップアラウンドはおおむね1年から1年半かけて行われる支援である。最初は集中的にかかわり、プラン実行が軌道に乗れば、少しずつ手を離していく。児童家庭福祉局がかかわるような家族の多くは親族からも地域からも孤立していることが多いため、徐々に地域のインフォーマルな関係の人々を入れて家族のサポーターを増やしたり、地域のファミ

リーリソースセンターにつなぎ、ラップアラウンドの期間が終了しても地域で自然に支援が受けられる関係性を作り、家族自らが必要なサービスにつながるようにうながしていく。ラップアラウンドは家族の成長を目指したプロセスなのである。

ラップアラウンドを提供する団体には家族やチームに直接にかかわるスタッフ以外に管理運営者とスーパーバイザーがおり、ケアコーディネーターらは定期的にスーパーバイザーからのスーパーバイズを受けながらこのプロセスを進めていく。オレンジ郡が契約する6団体はそれぞれ9つのチームを持っており、現在、一つの団体は70から90家族にラップアラウンドを提供できる体制が作られている。

日本へのラップアラウンドの導入について

「新しい社会的養育ビジョン」に書かれている家庭復帰・家庭養護の推進のためには、地域での支援を充実させ、継続して支援する仕組みを作ることが必須である。しかし、行政がすべてを主導し、支援することには限界がある。専門職主導ではなく家族を主としてフォーマルな機関、地域のインフォーマルな関係者のチームで話し合うことにより、家族の自立性が高まり、家族が地域につながっていく。加えて、子ども自身が地域で見守られながら、社会に適応する力をつけていくことに重きを置いている点も、ラップアラウンドはわが国においても有効な支援だと考える。

そこで、わが国へのラップアラウンドの導入の可能性について二つの側面から考えてみたい。一つ目はラップアラウンドが効果的に実施できるシステムの構築を行うことである。わが国の虐待対応は、児童相談所が主ではあるが、市区町村には子ども相談の部署があり、要保護児童地域対策協議会も設置されている。地域には民生・児童委員や主任児童委員が配置され、児童福祉施設にはこれまでの子ども対応の経験が蓄積されている。地域によっては、様々

な非営利団体が子どもへの支援を行っており、ペアレントトレーニングやカウンセリングなど家族再統合支援において、民間支援団体が児童相談所と協働しているところもある。また児童相談所が家族と支援機関を入れた会議を開催することも増えており、地域で家族を見守るネットワークや家族参画の素地はできてきている。ここに家族のニーズを実現する家族支援サービスやプログラムの種類と内容の充実に加え、ラップアラウンドにかかる資金運用を柔軟に行えるシステムがあれば、家族にオーダーメイドの支援を提供し、家族を地域で包み込むシステム作りは可能となるのではないだろうか。そしてシステムを支える支援者の数と資質の充実も欠かせない。ラップアラウンドは孤立している家族や子どもにケアコーディネーターらが寄り添うことから始まる。家族との関係を丁寧に作ることで、家族の強みを引き出すことにつながる。家族と支援チームをつなぐ力、会議におけるファシリテート力、ニーズに合わせて資源を調整する力などケアコーディネーターの役割は重要である。オレンジ郡はその職務にあたるためのトレーニングプログラムを提供し、ケアコーディネーターの資質を一定水準に保つようしている。ケアコーディネーターの担当家族数は限定されているので密度の濃い支援が提供できる。そして、団体にはスーパーバイザーがおり、ラップアラウンドのモデルに沿って支援が展開しているかを随時確認し、スーパーバイズを行っている。このような支援者側の体制によって困難を抱える子どもと家族を地域で包み込み、地域に根付かせることが可能となるのである。

児童虐待を社会的コストという観点から研究を行っている和田(2014)は、2012年度を取り上げて分析した結果、わが国の虐待が引き起こす損失としての間接経費は毎年1.5兆円であると試算している。東日本大震災による福島県の被害額年間1.9兆円と比べても、虐待が及ぼす損失の大きさがわかる。ラ

ップア라운드が全米に拡大した一因は施設措置に比べて低コストで継続性があるという点も大きかったことを考えると、ここに経費をかけることは将来的に社会的コストを抑えることにもつながると考える。

二つ目はラップア라운드의理念や手法をできることから現在の支援に取り入れるという方法である。一例として児童心理治療施設あゆみの丘の取り組みを紹介する。あゆみの丘では、米国BOYSTOWNが開発したコモンセンス・ペアレンティング(CSP)を軸にした支援サービスを行い、子どもの行動を改善するだけでなく、親にも積極的にCSPを行うことで、親支援から家族再統合まで効果を上げている。また定期的に親、児童相談所、施設の担当者、時には子ども自身も加わって家族支援会議を開催し、家族再統合に向けた調整を行い、家庭復帰後もフォローアップとして、親子関係で親がうまく対応できたことを評価するとともに、対応が難しかった場面を取り上げ、親・子どもと担当職員で話し合い、次に同様のことが起こった時にはどのように対処するかについて具体的なプラン作りとそのプランの評価を続けている。そして、これらの支援は上司のスーパーバイズを随時受けて進められている。オレンジ郡を共に訪れたあゆみの丘の堀健一副施設長は、「すべてが整うことを待っていたら、何もできない。ラップア라운드의手法を取り入れることで効果が出ており、これからは子どもの地域とのつながりをもっとつけていきたい」と話す。

オレンジ郡も別の州が始めていたラップア라운드의方式を取り入れるところから始めて、現在の形になるまで試行錯誤と挑戦を続けてきたと言う。米国とわが国は法制度も社会状況も異なるため、導入できるケースは限定されるであろうが、施設から地域ベースへ、家族を主体とする支援という流れのなかで学ぶ点は多い。今後もラップア라운드をはじめとしたオレンジ郡の取り組みに注目し、わが国に

活用できる具体的な方策について考えていきたい。

- *1 本稿における「家族再統合」は、子どもが家族の元で再び生活することに限定して著している。
- *2 カリフォルニア州では、裁判所は子どもが裁判所の保護下に置かれてから、18カ月の段階でその子どもが家庭復帰できるのか、もしくは別の長期的な生活場所で暮らすことが適当なのかについて決定を下す。この枠組みのもとで家族への支援が展開する。児童家庭福祉局のソーシャルワーカーは6カ月おきに家族の状況を裁判所に報告をする義務を負っており、ラップアウンドを導入した場合はその経過の報告書も提出される。

参考文献

- 犬塚峰子(2014)「アメリカ合衆国の子ども虐待対策の現状～予防的支援の展開とエビデンス・ベースト・プラクティス～」2014年度 第40回 資生堂児童福祉海外研修報告書～アメリカ合衆国児童福祉レポート～
- 柑本美和(2012)「児童虐待と児童保護」第2章 アメリカ合衆国—児童の保護とケア、家族再統合 上智大学出版
- VanDenBerg, J., Bruns, E., & Burchard, J. (2003). History of the wraparound process. Focal Point: A National Bulletin on Family Support and Children's Mental Health
- Ichiro Wada (2014) The social costs of child abuse in Japan Children and Youth Services and Review
- ネイサン・西本(2016)「—カリフォルニア州オレンジ郡の成功例から学ぶ—家族再統合への具体的な取り組み」一般社団法人日本ボーイズタウンプログラム振興機構主催 講演資料
- 和田一郎(2018)「日本の子ども虐待の社会的コスト」大阪福祉士会主催研修資料
- 高下洋之・久保樹里(2017)養育者への虐待再発防止支援—児童相談所と民間の協働—「子どもの虐待の予防とケアのすべて」追録第28号
- 「平成24～25年度 厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業)児童相談所における保護者支援のためのプログラム活用ハンドブック」平成26年3月

キーワード：子ども虐待の社会的コスト

和田(2014)の分析によれば、子ども虐待は年間1.6兆円の社会的コストを必要とする。その内訳は、児童相談所や市町村の行政の予算や児童福祉施設・里親などの社会的養護の費用、民間団体にかかる費用、虐待についての調査研究費である直接経費0.1兆円と、虐待が招いた死亡、疾病、生産性損失や離婚、犯罪に対してかかる費用、生活保護費などの間接経費1.5兆円である。米国は年間直接経費3兆円、間接経費9兆円であり、わが国の直接経費の少なさは明らかである。

Ⅲ 国内外の動向

当事者にとっての “ノーマルシー(当たり前前生活)”とは — 米国ケアリーバーの二人が問いかけるもの

社会的養護を卒業した当事者(ケアリーバー)にとって、施設や里親家庭での暮らしはどういったものだったのでしょうか。それは彼らにとって、十分に“normalcy(当たり前前生活)”と言えるものだったのでしょうか。米国では、近年“normalcy”という概念をキーワードにケアリーバーが自身の生活を振り返るということが行われています。そして、その当事者の声(Youth Voice)は州や連邦政府の施策に反映されています。

そこで本誌では、米国NPO法人IFCA(International Foster Care Alliance=P71参照)に所属するお二人のケアリーバーの方に“normalcy”についてのご寄稿をお願いしました。そのお一人、Youth Voiceを積極的に社会や議会に届けているベテラン・アドボケート、ジニーさんには、当事者にとっての“normalcy”の意味やどのような施策に結びついたかについて、もうお一人の、様々な里親家庭で育ったエレナさんには、ご自身の“normalcy”について率直なご意見をお寄せいただきました。

里親制度の中の子どもや若者が 夢を持ち、輝ける社会に

—「当たり前前生活を!」、
ユースの声が州や国を動かした

オックスフォード英語辞典によると、ノーマルシーとは当たり前前の状態のこと。つまり、いつもと変わらず、当たり前前に予想できる状態であること、いつも通りの事がらや毎日の決まった日課が行われる状態を指します。その生活に変化がある時には、ノーマルシーを求め、毎日の決まった日課や安定性を求めることは、私たち人間にとって大切な営みです。ノーマルシーが安心感や安定感、幸福感を得る助けになるからです。

では、家族から引き離された状態でのノーマルシーとはどういうものなのでしょうか。母親や父親、きょうだい、ペット、自分の持ち物などを失った子どもや若者が、突然里親に預けられ、見知らぬ場所で見



ジニー・キー Jeannie Kee

シアトル生まれ。エバグリーン大学で学位取得。当事者ユースとしての経験を土台に社会的養護のシステム改革に傾注、不屈の精神と後輩ユースへの優しい眼差しに裏付けられたその活動は、ワシントン州や連邦政府に留まらず、国際的なレベルで児童福祉分野の政策と実践に影響を与えている。州の最高裁判所社会的養護委員会唯一の当事者評議委員、同委員会“ノーマルシー・ワークグループ”座長。州の当事者評議会(パッション・トゥー・アクション)、里親家庭の養子縁組をサポートするNPO法人アマラ(Amara)、そしてIFCAの顧問も務め、良き模範・メンターとして地域のユースたちを支える。2017年12月には「JaSPCAN(日本子ども虐待防止学会学術集会) (千葉市幕張)で登壇、福岡でも講演を行った。

知らぬ人たちと生活するのは。新しい環境に順応しようと努力し、自分の身に何が起きているのかを理解しようとするでしょう。一方、その見知らぬ

人たちは、“ママ”や“パパ”と呼ばれることを望みます。でも、実の両親とその知らない人たちを置き換える、または実の両親を忘れるよう求められているように感じて、子どもや若者は不快に感じる場合が少なくありません。その苦痛は、喪失の悲しみへとつながり、大きな混乱や恐怖を引き起こすこともあります。

そうした知らない人たちに対して、政府は養育費を支払い、同時に子どもや若者の運命を決定しようとしています。その時、子どもや若者は自分の人生についてすべての決断を下しているのが誰なのか、また自分にとって何がベストなのか、について果たして理解しているのでしょうか。理解していない(できない)かもしれません。そうであるなら、彼らが何を考え、何を感じ、何を望んでいるのか、また里親の世話になる前の生活やこれからの毎日の日課についてどう思っているのか、そういった質問は継続して彼らに対してなされなければなりません。

自分たちの周りのすべてが変化し、しかも自分ではどうしようもない状態の中で、彼らはこの状況がこれからも続くのかと暗澹たる気持ちになっているかもしれません。大人たちがすべての決断を下し、彼らには発言権も意見する機会もないのです。彼らは、これが“当たり前”なのだ学び従順に従うか、あるいはそれに反発して反抗的な態度を示すかもしれません。そのことは、彼らが孤独や傷心、怒りやその他のさまざまな感情を持つことにつながります。しかし、自分で決めたいと望んで決定プロセスに参加し、他者に頼ることで信頼関係を構築し、時にはリスクを負い、そしてどういった結果になるのかを学ぶことは、彼らが成長していく上では必要不可欠なことです。

里親のもとで生活する中で、子どもや若者は生みの親との面会を許されたり、あるいは強制的に面会させられることがあります。しかし、その面会の場は、気まずい状況や不自然な状況、あるいはその両

方であることが多く、面会は荒れたものになり、両者を混乱させるものになります。特に監視下での面会の場合はなおさらです。

再び生みの親と暮らすことが予定されている場合は、親子としての関係性や繋がりを維持することが必要であると考えられています。しかし、想定通りにはいかない、または理想通りにはいかないこともあるのです。

面会では、運よく自分のきょうだいに会える子どもや若者もいます。しかし、それでも、面会はただただ表面的で、子どもや若者に一生、暗い影を落とす可能性もあります。彼らはこれまでの人生がまるで根底から覆されたかのように感じ、再び“当たり前の生活”に戻るといえることはあり得ないのです。一緒に生活していないきょうだいとどうやって関係性を築き、発展的に成長していくことができるでしょう。

「幼い頃、きょうだいは初めての子ども同士のグループを形成し、他の誰よりも一緒に多くの時間を過ごします。子どもたちは揉めごとを共有したり対処したりする中で、きょうだいと話し合い、協力し合うことで社交術を学びます。きょうだい関係は幼年期を通して重要な関係性の継続をもたらし、最も長い関係性となる場合が多いものです」(<https://www.childwelfare.gov/pubPDFs/siblingissues.pdf>)。そのきょうだいが、悲しいことに引き離され、きょうだいの別居や喪失にうまく対応、対処することに一生悩まされ続けることになるのです。

里親の制度下にいる子どもたちや若者は、同年代の人たちが体験する活動や機会を逃していると感じることがあります。それは、例えば、キャンプや遠足に参加するために許可書に親のサインをもらう、放課後友人たちとぶらぶら過ごす、運転講習を受ける、スポーツをする、バンドで演奏するといった、ありふれたことです。彼らには、創造性を表現し、自分の能力を知り、自分を見つけ、社会的な権利を

持っていることに自信を持ちそれを実感する、夢や目標を持つ、といった機会がほとんどありません。

私の知る、里親である Cathy Harcus さんは、里親制度や自宅で養育している 10 代の里子への対応について次のように語ってくれました。「私たちが里親を始めた頃、里子は全てのことに許可を取る必要がありました。それはただただ



「良識的な親の基準に関する法」にサインするワシントン州知事を囲む、アドボカシー運動を続けてきたユースたち(知事の後ろにジニーさん)

気まずいものでした」「10 代の子どもにとってそれがどのようなのか想像してください。子どもは友達のお誕生日のお泊り会に行きたがるけれど、私たちはその都度子どもの指紋証明を用意しなくてはいけなかったのです」(<https://www.fosterclub.com/blog/public-policy/new-law-tells-states-see-normalcy-foster-children>)と。これは、里親制度の中で生活している子どもが同年代の子どもたちとの違いを大きく感じ、友達の家にお泊りに行くという、子どもには“当たり前の”活動の機会を失なわせていると強く感じさせるよい例です。また、このことは、里親制度で養育されている子どもたちに対して、周囲の大人たちに恐れや誤解があることを示しています。里親制度下の子どもや若者とは一緒に遊ばせない、友達になってはいけない、と判断する親もいるのです。これは彼らにとって屈辱的なことです。

“当たり前の”子ども時代を経験できず辛い思いをしたという声が、里親制度を措置解除された若者たちから多く出されたため、米国連邦政府は「性的搾取防止および家族法強化」を 2014 年に通過させました。その法律の条項の一つに、里親やケアギバーは養育している子どもや若者の「良識的な親」として行動しなければならない、というものがあります。この法律によって、ケアギバーは「親」としての行動を取ることができ、我が子のようにその子ど

もや若者を扱えるようになりました。里親制度で養育を受ける子どもや若者の経験を、「親」として正常に導くことが、「日常」の一つになったのです。ソーシャルワーカーや裁判所の判断を待つことなく、許可書へのサインや、友達とのお泊りやお出かけ、運転講習の受講、放課後活動やアルバイトなど多くのことを普通の親のように“当たり前”に行うことができるようになったのです。

ワシントン州では、ユースのアドボカシー活動を通じて、連邦政府が通過させるよりも半年早く、同様の法案を可決しました。ワシントン州法 74.13.710 3 (b) は、「合理的かつ良識的な親の基準は、養育している子どもを課外活動や充実活動、社会活動へ参加させるかどうかを決定するにあたってケアギバーが用いるケアの基準である」としています。「この基準の特徴は、子どもの感情や発展的な成長を促しながら子どもの健康や安全、そして最善の利益の維持を目的として、思慮深く慎重に親としてふさわしい判断をすることである」とも述べられています。この法案をもとにした、最新のケアギバー・ガイドラインは、里親が養育している子どもや若者のために決断する際の手助けとなっています。ケアギバーが「親」として行動できることで、養育と同時に子どもや若者の経験を正常に導き、学びや成長の機会を提供することができるようになったのです。

学習や練習スキル、関係の構築は、子どもが成長

する中で親が教えることが普通であり、それが通過点でもあります。社会の一員として幸福で、独立し、自信を持つためにはこうしたスキルを安全で健全な環境で学ぶことが不可欠です。

生みの親と離れて知らない人と暮らす状況は、決して“当たり前”ではありません。しかし、里親制度の中の子どもや若者が同年代の子どもたちと同じであると感じ、健全で幸せな日々の中で成長し、社会の中で自分を見つけ、社会に貢献する何かを見つけるためのすべての機会を、私たち社会は与えることができるのです。里親制度が、養育を受けるすべての子どもや若者に対して、幸せで健全な幼年時代を送り、大きな夢を持ち、社会で眩しく輝く機会を与えられることは素晴らしいことです。

同年代の子どもたちと 同じような生活を送りたかった —子どもにとって何が“当たり前”か、 常に問いかけを

正直に打ち明けます。知らない人たちに育てられるというのは“当たり前”のことではありません。しかも、ただの「知らない人たち」ではありません。私たちが“ママ”や“パパ”と呼ぶことのできない「養母、養父」であり、「偽物の母、偽物の父」だと私が解釈している、養育費を受け取っている知らない人たちです。

私は一人っ子でしたが、里親へ預けられて他の子どもたちと一緒に暮らすようになりました。この変化に私は準備ができていませんでした。他の子どもたちと一緒に暮らすことに何か不安はないか、どのような家庭を希望するか、と聞かれたことは一度もありませんでした。私は生き延びることばかり考えていたため、自分からその話題を持ち出すことはどうしてもできませんでした。

私は自分の行動すべてに過敏になっていました。

キーワード：normalcy (当たり前の生活)

里親に預けられた子どもや若者にとって normalcy とは、彼らと同年代の人たちと「同じ」と感じることです。家族から引き離された彼らは、新たな場所で養育され愛されているという実感を望みます。冒険し、成長し、輝くことのできる家庭を。自分の限界や可能性、大切さを知り、新しいことに挑戦し、失敗してもまた挑戦できる安全な環境を。例えば誕生日を祝う大きなパーティーから試合の勝利を祝う小さなものまで、祝福に満ちた日々を。将来独立して大人になるための、洗濯や料理、生活費の使い方や請求書の払い方などを学ぶ自由を。でも、そんな彼らの声に今の里親制度や法律は十分応えてはいません。ただ、里親や養育者が彼らを「子ども」として受け入れるだけで、彼らの経験を normalize (当たり前) にすることはできません。それは、彼らのコミュニティの中でスキルを磨き友情を育む、年相応の活動(例えばスポーツ)に参加するよう促すこと。思い出や希望、夢を紡ぐことができるよう家庭で包み込むこと。彼らは、たとえ生みの親と暮らさなくとも、いつか幸せな社会の一員となるために、自分が愛され必要とされる家庭で育つことを望んでいるのです。

エレナ・ジョーンズ Ellena Jones

ワシントン州の里親制度によって養子縁組されるまで、様々な里親家庭で育つ。現在、ワシントン大学4年生。フォスターケア改善を目指し、IFCAのユースアドボケートや州の当事者評議会(パッション・トゥー・アクション)メンバーを務める。2017年までジャンプスタート(低所得家庭の保育園児に学習の場を提供)のチームリーダー。2017年9月、東京での第4回日米ユースサミット「社会的養護の当事者にとってノーマルシーとは」では主要メンバーとして活躍。同年12月には、州の“裁判所の組織的な改革を目指す団体”を対象にノーマルシーの定義と現在の法制度について講演。



里親の所から追い出されるようなことをしてしまったら、私はどこかへやられるのではないかと心配していたからです。私が誤った行動を取ったり、態度に表したりしないかと里親が始終目を光らせているように感じていました。6歳の頃は自分の身の安全に危険を感じていました。この家族が私をどう扱うのか、私は今夜この家で寝ているのだろうか、と。

そして、これまでと同じような“当たり前の生活”を送りたいと主張することはできないのだと感じて

いました。私には決定権もなく、もし意見を言えば悪い結果になるかもしれないと恐れていたからです。

私の里親家族の家に友達遊びに来てくれる。私も友達の家に遊びに行く。そんな友人を持つことを夢見ていました。休日や宗教など、自分の文化を祝える生活を望んでいました。里親家族の文化での祝福だけを強いられることも、自分の文化を放棄することも無い生活を望んでいたのです。しかし、そういった願いは何一つ実現しませんでした。

里親に養育されていた時、友達の家に泊まることはもちろん、友達が私の里親の家に遊びに来ることさえもできないと里親に言われました。小学校を転校したばかりの7歳の私にとって、友達との交流は交友関係を築き育てるためにとっても大切なことでした。里子でも友達の家に“当たり前”に行ってもいい、という現在の方針やルールを当時の養母は理解していなかったのです。さらに、養母は宗教上の理由から休日を一切祝いませんでした。そのため、私は自分の文化に関連する重要なイベントを経験する

ことができませんでした。その結果、同年代の子どもたちが“当たり前”に行う活動に参加する機会を得られず、成長を妨げられたと感じています。

里親の世話になる若者が生活する時間は、それまで彼らが送っていた生活のプラス面を再現することが一番であることを私たちは忘れてはいけません。そして、同年代の子どもたちと同じような“当たり前”の生活を送ることも必要なのです。そうした生活を送れるように、ソーシャルワーカーは前向きな発達を促進する、年齢に合った充実した活動をどのように進めるか、若者や里親家族と話し合い、若者にとって何が“当たり前”なのかを把握する必要があります。

里親のもとでも、生みの親と暮らした子どもの頃を振り返り、誕生日パーティやお泊り会を“普通に”思い出したい—。いつ生みの親と再び会えるのか、明日の夜はどこで寝るのだろうかかと心配しながら、自分は正しく理解してもらえないと感じる、知らない人の家に置かれるのではなく—。

IFCAについて

日本とアメリカの児童福祉をつなぐ米国NPO法人。2012年7月に設立以来、ワシントン州シアトルと東京に活動の拠点を置き、3つの柱に分けて事業を展開しています。

● IFCAの3つの柱

ユースのための事業

社会的養護の当事者のためのプログラムです。日米両国に当事者チームを結成し、1年に1度お互いの国をたずね、交流と協働を行っています。

ケアギバーのための事業

ケアギバー（養育者）のための事業。現在、米国で開発された、画期的な里親支援の方法“モッキンバード・ファミリー・モデル”の日本導入を進めています。

プロフェッショナルのための事業

児童福祉の仕事に携わる人たちのための事業。臨床研究で成果が認められた、子どものトラウマ治療法“TF-CBT（トラウマフォーカスト認知行動療法）”を日本に広めるため、米国から正式トレーナーを日本に招聘。この5年間、日本で400名の臨床心理士がトレーニングを受講し、複雑性トラウマを抱える子どもの治療にあたっています。

IFCAの当事者活動について

米国ワシントン州シアトルと日本各地にユースのチームを編成。1年に1度、日本と米国のユースがお互いの国を訪ね、国際的な視野を広げ、リーダーとして力を蓄える活動や、社会的養護のもとで生活する後輩ユースや、ケアを離れて自立したユースたちの暮らしをより良くするための活動を行っています（2013年から2017年までに30名ほどのユースが参加）。チームのメンバーはみな、児童養護施設や里親家庭、自立援助ホームなどを経験した社会的養護の当事者です。

また、登壇活動を通じて自己の経験を多くの人たちに語り、同時にバイリンガル・ブログ“My Voice Our Story”を立ち上げ自分たちのストーリーを発信しています。今、最も力を入れていることは、ユースの権利を伝え、若者たちを支えるサポーター・アゲルト（ユースの伴走者）の役目について訴えていくこと。現在、4つの地域（関東・関西・静岡・福岡）で、一緒に活動する新メンバーを募っています。

IFCA ホームページ www.ifcasettle.org

■ 日本語訳・監修：

IFCA エグゼクティブ・ディレクター 粟津美穂

編集後記 疑似血縁関係を子どもに

これまで「子どもは群れて育つ」、「子どもを育てるには村中の人が必要」といったフレーズが引用され、共同養育の重要性が強調されてきたが、実態としては子育ての私事化が進行しているように思える。養育に関与する他者の限定化や他者関係の希薄化のなかで、親責任が強調される傾向も強まっている。子どもが多様な人たちに育てられる機会が減少し、同居家族外の「その他の関係」の人たちに育てられることが困難な時代といえる。多様な人々から気遣われ、配慮されることが子どもの自尊心や生きる意欲を育む側面がある。しかしながら「その他の関係」の欠如傾向の中で、親影響が肥大化し、どういった親に育てられたかということが、子どもの生涯により影響を及ぼし、世帯間格差を生み出している面もある。その格差の是正に向け、子どもに「その他の関係」者すなわち疑似血縁関係づくりに社会が関与し、子どもはそうした者から気遣われ、応答してもらえ、体験を通して、生きる意欲をいかに培うか検討する余地がある。

本特集で取り上げている「代替養育」の概念規定

については執筆者間で必ずしも統一されていないが、共通していることは生活基盤を共有する子どもと特定の養育者との関係だけではなく、その他の複数の養育者との関係形成が

大切であるということであろう。近代家族規範ともいえる母親を重要視する養育観が、少なからず虐待発生要因の背景に存在する。そうしたことが杉山氏の論稿からも読み取れる。本書のタイトルにも「母性」ということばが使われているが、「母性」は決して母親固有のものではない。その裏付けを遠藤氏は示唆している。藤林氏が指摘するように、児童福祉法改正に伴い要保護児童が家庭で育つ権利保障を具体化することが求められている。一貫した永続的所属の場としての家庭養育の保障とともに、共同養育体制の具体化も極めて重要であるといえる。



担当編集委員 林 浩康

次号のお知らせ 第84号特集「コミュニティの変容と社会的養護」(予定) 2018年10月1日発行

〔編集委員長〕

早川 洋 社会福祉法人 慈徳院
こどもの心のケアハウス 嵐山学園 園長

〔編集委員〕

大竹 智 立正大学社会福祉学部 教授

澁谷 昌史 関東学院大学社会学部 教授

都留 和光 社会福祉法人 二葉保育園
二葉乳児院 施設長

林 浩康 日本女子大学人間社会学部 教授

南山 今日子 子どもの虹情報研修センター 研修部 主任
臨床心理士

稲垣 幸朗 (公財)資生堂社会福祉事業財団
常務理事 事務局長

(敬称略・五十音順) 編集事務局：市川よしか 編集制作：吉住祥一

MOTHER
AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

VOL.83 2018-4 世界の児童と母性

年2回発行

2018年4月1日発行

編集・発行者

公益財団
法人 資生堂社会福祉事業財団
〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目5番5号
電話 03-3574-7408

ファクシミリ 03-3289-0314

URL <http://www.zaidan.shiseido.co.jp>

印刷所 成旺印刷株式会社

〒105-0014 東京都港区芝2丁目1番28号

再生紙使用

MOTHER
AND CHILD
WELLBEING
AROUND THE WORLD

公益財団法人 資生堂社会福祉事業財団
